

第5期毛呂山町障害者福祉計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

ともに支えあい心豊かに
安心して暮らせるまちを目指して

【第六次毛呂山町障害者計画】

【第7期毛呂山町障害福祉計画】

【第3期毛呂山町障害児福祉計画】

令和6（2024）年3月

毛呂山町

はじめに

毛呂山町ではこのたび、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする第5期毛呂山町障害者福祉計画を策定いたしました。この計画は、第六次毛呂山町障害者計画、第7期毛呂山町障害福祉計画及び第3期毛呂山町障害児福祉計画を一体的に策定したものであり、町の障害福祉施策、障害福祉サービスの提供体制の確保、障害児の療育体制の整備など、障害のある方々が地域で暮らすために必要な施策を総合的に定めたものです。

近年、人口減少や少子高齢化が進行する中、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の問題など、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、個人や世帯、地域が抱える課題やニーズも、複合化・複雑化しております。また、医療的ケアが必要な方への支援など多様化した福祉ニーズへの対応や震災、風水害、感染症等の緊急・突発的な事態への対応など、更なる福祉の充実が求められております。

このような背景を踏まえ、本計画では、「ともに支えあい心豊かに安心して暮らせるまち」の実現を基本理念とし、障害に対する理解の促進、地域生活の支援、自分らしく暮らせるまちづくりの3つを基本目標として、各種施策及び事業に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました毛呂山町障害者福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにより貴重なご意見いただきました多くの皆様に深く感謝申し上げます。

令和6年3月

毛呂山町長 井上健次

-目次-

第1部 序論

第1章 計画の概要.....	2
1 計画の背景と趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 国の基本指針の見直し	5
5 計画の対象	7
6 計画の策定体制	7
第2章 障害者を取り巻く環境.....	8
1 人口・世帯の状況	8
2 障害者の状況	9
3 障害者数の推計	17
第3章 アンケート調査からみえる現状	18
1 調査の概要	18
2 障害者調査の主な結果	19
3 障害のある児童の保護者調査の主な結果	33
4 一般町民調査の主な結果	38

第2部 障害者計画

第1章 第五次毛呂山町障害者計画の評価	44
第2章 計画の基本的な考え方.....	51
1 基本理念（目指すまちの姿）	51
2 基本目標	51
3 施策の体系	52
4 本計画の重点施策	55
第3章 施策の展開	57

第3部 障害福祉計画 及び障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画	80
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	80
2 令和8年度に向けた成果目標及び活動指標	81
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策	90
4 地域生活支援事業の推進	97
第2章 障害児福祉計画	102
1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方	102
2 令和8年度に向けた成果目標及び活動指標	103
3 サービスの見込量と見込量確保のための方策	106

第4部 計画の推進体制と点検・評価

第1章 計画の推進体制	110
第2章 計画の点検・評価	111

資料編

1 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会設置要綱	114
2 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿	116
3 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会設置要綱	117
4 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会員名簿	118
5 入間西障害者地域自立支援協議会設置要綱	119
6 入間西障害者地域自立支援協議会委員名簿	122
7 策定経過	123

「障害」の表記について

近年、各所で「障害」の表記について、「障がい」や「障碍」などの表記を見かけることがありますが、以下の理由で本町（計画）では「障害」の表記を使用しています。

ノーマライゼーションの考え方の普及とともに、社会との関係性の中に「障害」＝「障壁」があるという側面があります。このため「障害」は本人を示すものではなく、自分たちに対する障壁である「社会的な障害」を取り除くべきもので、漢字の違いや障害者の暮らしにくさも、社会が生んだものであるため、私たちはその「障害」を解消し続けていくことが求められています。

表記を変えることで必ずしも障害者施策やバリアフリーを推進することにつながるとは考えていません。このため、本町（計画）では「障害」の表記を使用しています。（関連記載は57ページ参照）

なお、計画中、固有名詞などを除き、可能な限り「障害者」を「障害のある人」、「障害児」を「障害のある子ども」「障害のある児童」と表現しています。

第1部 序論

第1章 計画の概要

1 計画の背景と趣旨

本町では、令和3年3月に「毛呂山町障害者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定し、町の障害者施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

「毛呂山町障害者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」の計画期間中の障害者をめぐる大きな動きとしては、令和3年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、同年9月の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催のほか、令和4年5月の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法[※]）」の施行、また同年12月には、さらなる障害者等の地域生活の支援体制の充実や障害者の就労支援及び障害者雇用の質の向上の推進等を図るため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び関連法の改正等が行われ、障害者の権利擁護や社会参加の推進に向けた環境整備が一層進められています。

これらの障害者施策に関する取組や関連法の整備、趣旨等を踏まえ、国では令和5年3月に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）を策定し、共生社会の実現に向けた障害者施策の方向性が示されています。

こうした中で、障害の重度化・高齢化や親亡き後の問題に加え、障害者やその家族を支える福祉人材の不足など、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、町の障害者福祉施策が担う役割はより重要なものとなっています。

そのため、本町では、国及び県の動向、社会情勢の変化、障害者のニーズ、本町の実情等を踏まえ、さらなる障害者施策の推進に向けて新たに「第5期毛呂山町障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」を策定しました。

※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法

障害のある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的として公布・施行された法律。

2 計画の位置付け

①第六次障害者計画

「障害者計画」は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられ、福祉を含む幅広い分野の障害者施策に関する基本的な考え方や方向性を定めるものです。

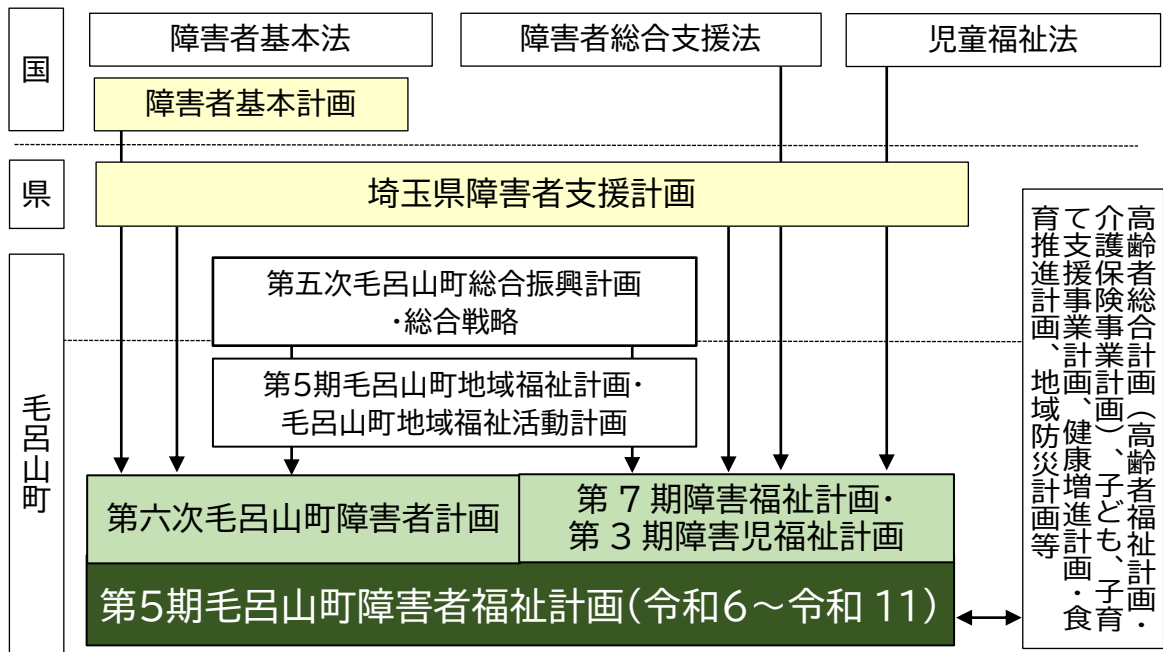
②第 7 期障害福祉計画

「障害福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法という）第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定されるもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、種類ごとの必要なサービス見込量及びその見込量を確保するための方策等を定めるものです。

③第 3 期障害児福祉計画

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 及び第 33 条の 22 に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定されるもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、種類ごとの必要なサービス見込量及びその見込量を確保するための方策等を定めるものです。

これらの計画は、本町の最上位計画である「第五次毛呂山町総合振興計画・総合戦略」における将来像「輝く緑 輝く瞳 輝くまち もろやま」、本町の保健福祉分野における総合計画である「毛呂山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念「人とひとがともに支え合い、安心して暮らせる地域づくり」を目指す個別計画として、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を「毛呂山町障害者福祉計画」として一体的に策定し、障害（児）者施策を総合的に推進することとします。



3 計画期間

「第六次毛呂山町障害者計画」、「第7期毛呂山町障害福祉計画」及び「第3期毛呂山町障害児福祉計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、今計画から第5期毛呂山町障害者福祉計画と表記することとします。

なお、必要なサービスの見込量等については、令和8年度までの3年間を計画値として記載し、その後の3年については令和8年度の間見直し時に改めて見込みます。

また、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合は、計画期間中であっても見直しを行うこととします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	
障害者福祉計画	第5期毛呂山町障害者福祉計画(R8に中間見直し)						第6期毛呂山町障害者福祉計画			
①障害者計画	第六次毛呂山町障害者計画(R8に中間見直し)						第七次毛呂山町障害者計画			
②障害福祉計画	第7期毛呂山町障害福祉計画(R8に中間見直し)						第8期毛呂山町障害福祉計画			
③障害児福祉計画	第3期毛呂山町障害児福祉計画(R8に中間見直し)						第4期毛呂山町障害児福祉計画			
総合振興計画(10年間)	総合振興計画・総合戦略(平成27～令和6)		(令和7～令和16)							
地域福祉計画(5年間)	地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和5～令和9)			(令和10～令和14)						

4 国の基本指針の見直し

障害福祉計画・障害児福祉計画は、国が示す基本指針に即して、市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和5年に改正された基本指針に沿って策定します。基本指針とは、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるものです。

基本指針見直しの主な事項

- ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③福祉施設から一般就労への移行等
 - ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥地域における相談支援体制の充実強化
 - ・基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦障害者等に対する虐待の防止
 - ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

5 計画の対象

本計画の主な対象者は、「障害者基本法」第2条及び「児童福祉法」第4条に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者を計画の対象とします。

また、福祉制度の狭間にある方やその家族、さらには障害のあることで生きづらさを生み出す社会環境を変えていく施策も対象とします。

6 計画の策定体制

(1) 計画策定委員会

関係団体の代表や有識者からなる「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画の策定、進捗状況や評価に関する意見や助言を行います。

(2) 庁内作業部会

庁内関係各課の代表からなる「毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会」を設置し、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、障害者福祉施策の進捗状況の確認を行います。

(3) 町事務局

計画策定委員会及び庁内作業部会の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行います。福祉課が事務局となります。

(4) アンケート調査の実施

今後の本町における障害者福祉施策や障害福祉サービスの提供体制を検討するための基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

本計画（素案）の内容について広く町民等から意見を募集するため、毛呂山町パブリックコメント手続に関する要綱に基づく意見募集を実施しました。

(6) 入間西障害者地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に規定される「入間西障害者地域自立支援協議会」に計画（素案）を報告し、計画内容について意見をいただきました。

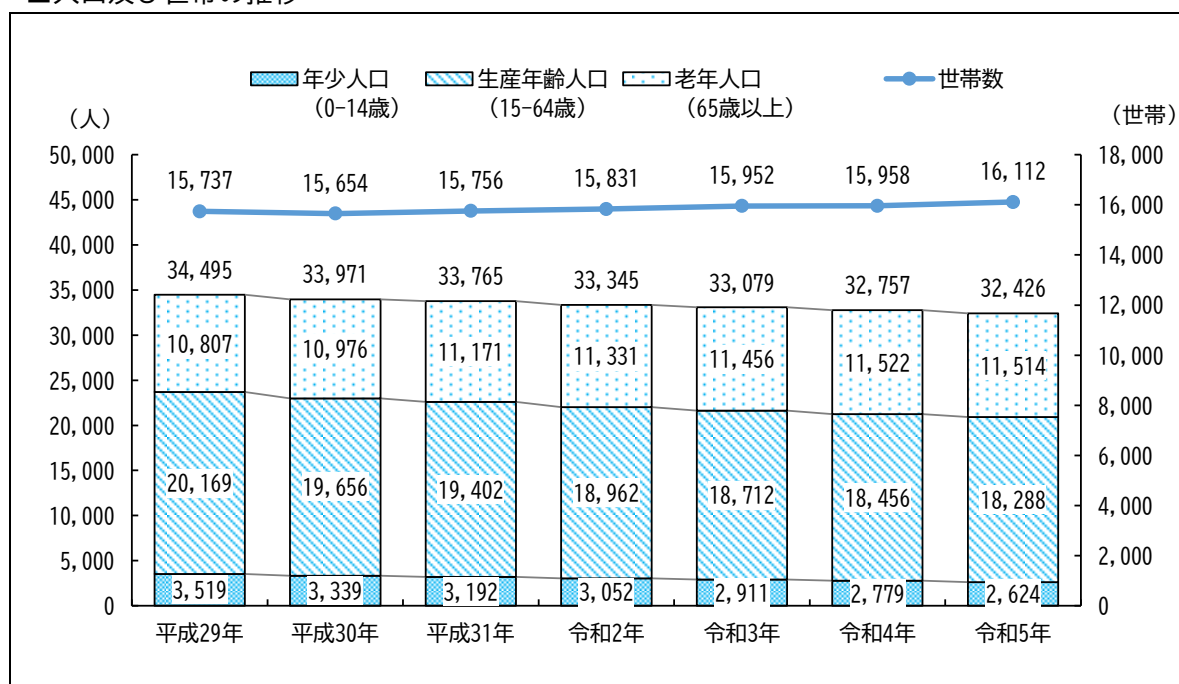
第2章 障害者を取り巻く環境

1 人口・世帯の状況

人口については、緩やかに減少を続けており、令和5年4月1日現在で32,426人となっています。年齢構成別にみると、0歳から14歳までの年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口が一貫して減少を続けており、令和5年には65歳以上の老年人口も微減となっています。

一方、世帯数については、16,112世帯で増加傾向となっています。

■人口及び世帯の推移



資料：住民基本台帳（外国人登録人口を含む）（各年4月1日現在）

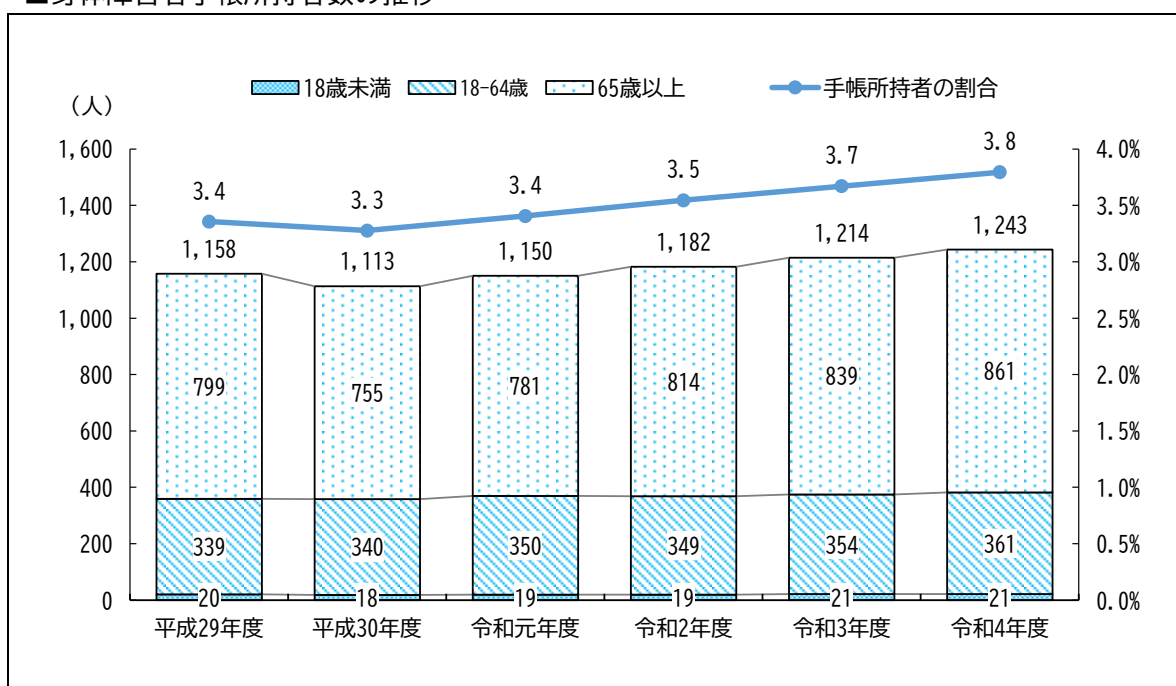
2 障害者の状況

(1) 身体障害者（児）

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度以降、増加傾向にあり、令和4年度末時点で1,243人となっています。年齢構成別にみると、65歳以上の割合が全体の7割近くを占めています。

総人口に対する割合も増加傾向にあり、令和4年度で3.8%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉課資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

これを等級別にみると、令和4年度で「1級」が465人と最も多く、次いで「4級」が271人、「2級」が211人となっています。

障害種類別にみると、令和4年度で「肢体不自由」が550人(44.2%)と最も多く、次いで「内部障害」が453人(36.4%)、「聴覚・平衡機能障害」が127人(10.2%)で続いています。

■等級別・障害種類別所持者数の推移（各年度末現在）

単位：人

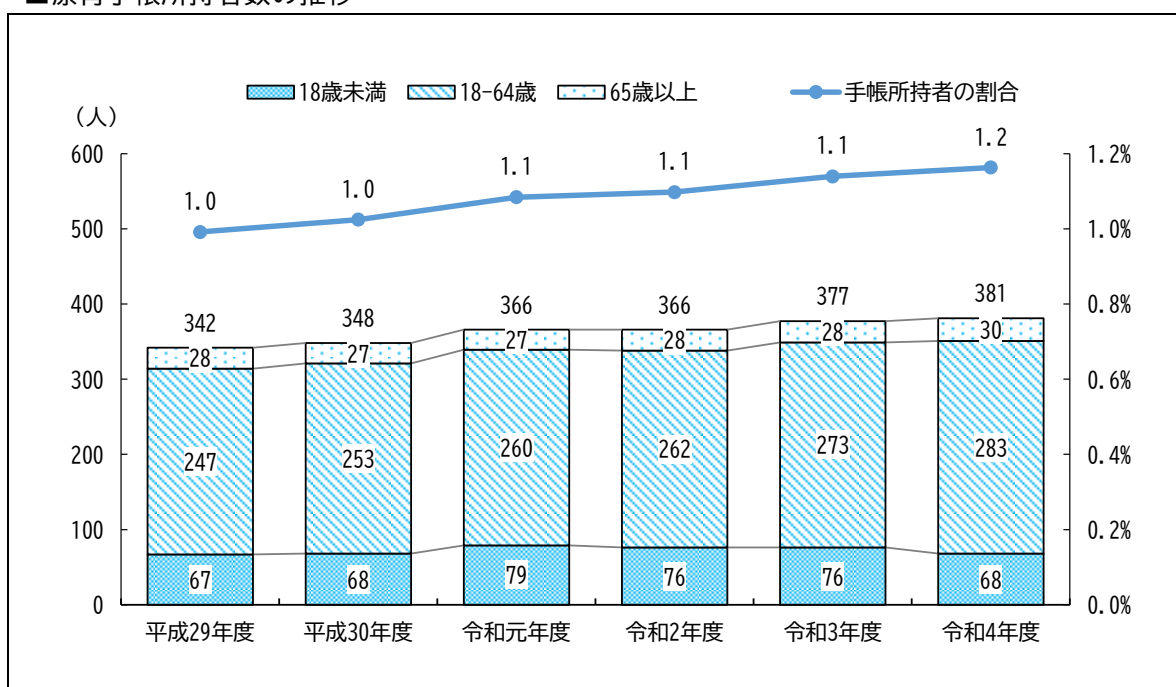
区 分		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
総 数		1,158	1,113	1,150	1,182	1,214	1,243
年 齢 別	18歳未満	20	18	19	19	21	21
	18-64歳	339	340	350	349	354	361
	65歳以上	799	755	781	814	839	861
等 級 別	1級	414	398	427	447	459	465
	2級	200	198	209	210	216	211
	3級	180	160	158	151	156	159
	4級	236	236	233	250	258	271
	5級	77	69	67	69	69	77
	6級	51	52	56	55	56	60
障 害 別	視覚障害	75	71	76	86	91	93
	聴覚・平衡機能 障害	126	117	121	119	119	127
	音声・言語・そし ゃく機能障害	17	16	15	17	21	20
	肢体不自由	584	553	556	551	545	550
	内部障害	356	356	382	409	438	453

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数は、増加傾向にあり、令和4年度で381人となっています。年齢構成別にみると、令和4年度で18歳未満が68人(17.8%)、18~64歳が283人(74.3%)、65歳以上が30人(7.9%)となっています。

総人口に対する割合も増加傾向にあり、令和4年度で1.2%となっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：福祉課資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

これを程度別にみると、令和4年度で「B」が116人(30.4%)と最も多く、次いで「C」が106人(27.8%)、「A」が94人(24.7%)が続いています。

■程度別療育手帳所持者数の推移

単位：人

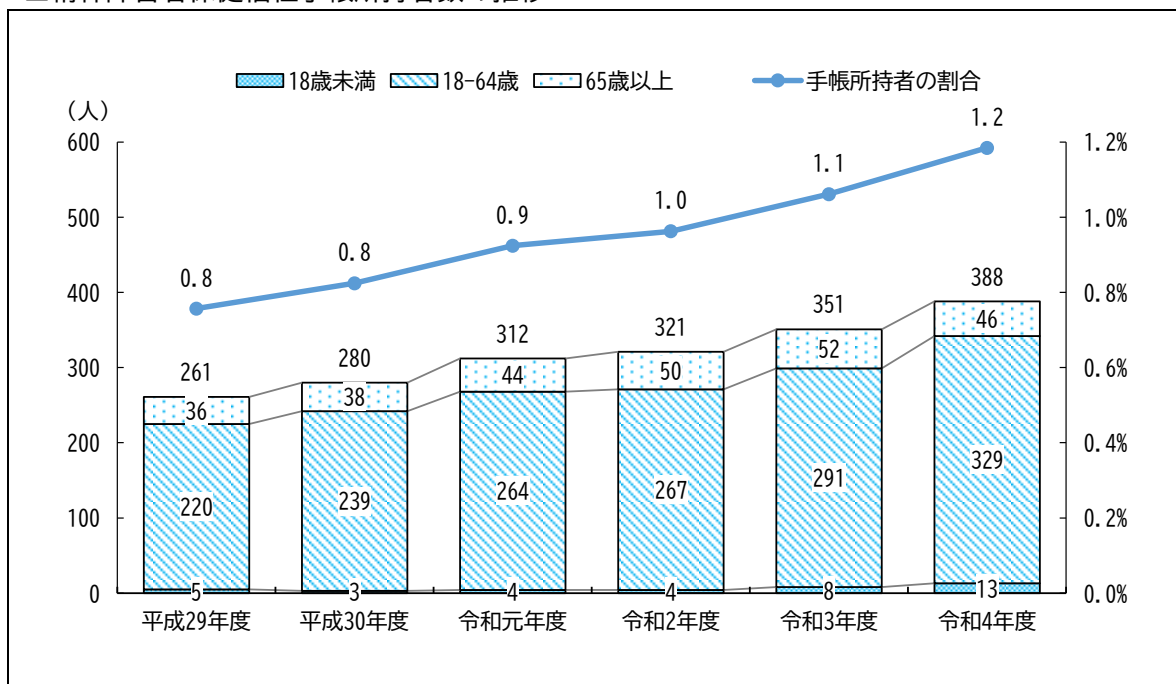
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数		342	348	366	366	377	381
程度別	OA	61	58	59	60	66	65
	A	91	92	96	95	92	94
	B	106	106	110	108	111	116
	C	84	92	101	103	108	106

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度で388人となっています。年齢構成別にみると、令和4年度で18歳未満が13人(3.4%)、18~64歳が329人(84.8%)、65歳以上が46人(11.9%)となっています。

総人口に対する割合も増加傾向にあり、令和4年度で1.2%となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉課資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

これを等級別にみると、令和4年度で「2級」が212人(54.6%)と最も多く、次いで「3級」が124人(32.0%)、「1級」が52人(13.4%)で続いています。

自立支援医療受給者数(精神通院)も年々増加傾向にあり、令和4年度で629人となっています。

■等級別精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数(精神通院)の推移 単位:人

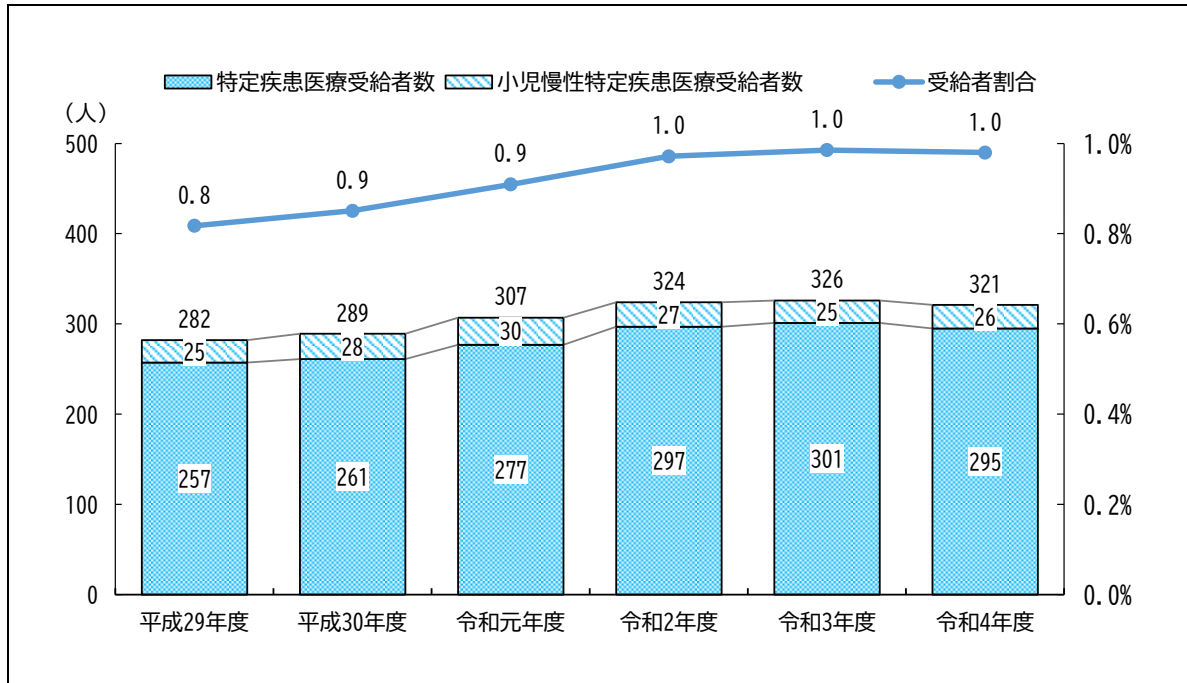
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総数		261	280	312	321	351	388
等級別	1級	37	38	41	41	42	52
	2級	150	158	175	177	193	212
	3級	74	84	96	103	116	124
自立支援医療受給者(精神通院)		492	507	557	619	626	629

(4) 難病患者

特定疾患医療受給者数は、令和4年度で321人となっています。

小児慢性特定疾患医療受給者数は、令和4年度末で26人となっています。

■特定疾患医療受給者及び小児慢性特定疾患受給者数の推移



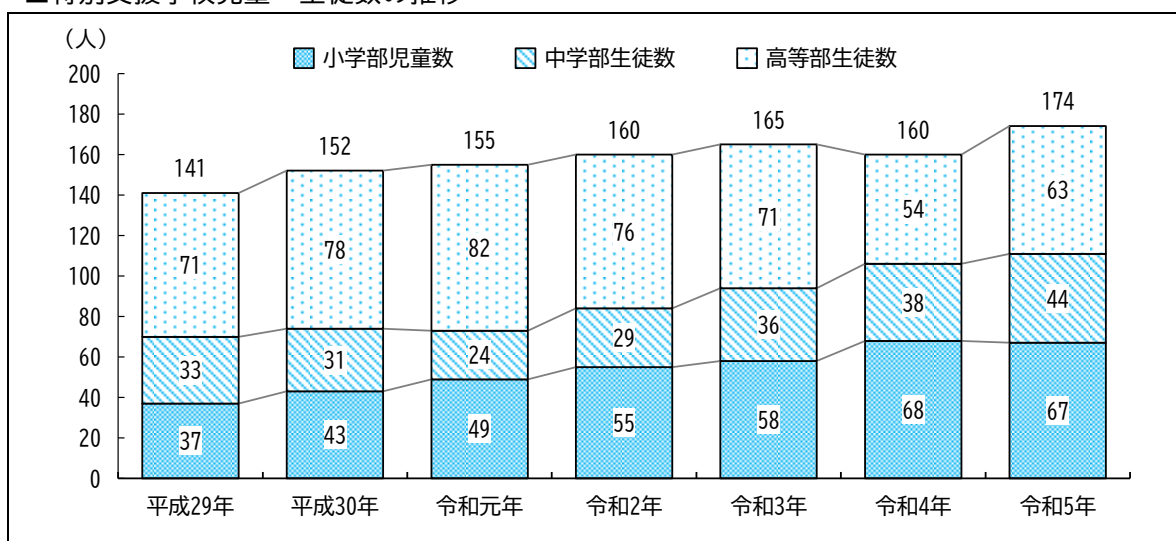
資料：坂戸保健所資料（各年度末現在、構成比算出の母数となる総人口は各年4月1日現在）

(5) 特別支援学校の児童・生徒数

県立毛呂山特別支援学校における在籍児童・生徒数は、令和5年には、小学部67人、中学部44人、高等部63人の合計174人となっています。このうち小学部は一貫して増加しており、中学部も令和2年以降増加しています。全体としては、令和4年に高等部が17人の減少となったため、いったん減少しましたが、令和5年は再び増加しています。

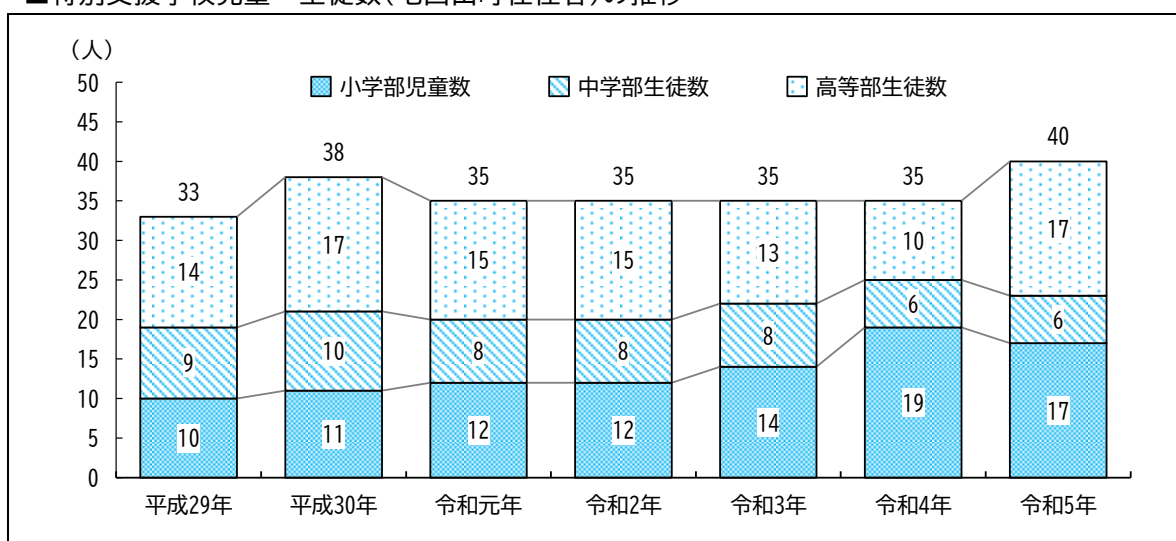
在籍児童・生徒のうち、毛呂山町在住者については、令和5年は合計40人となっています。

■特別支援学校児童・生徒数の推移



資料：県立毛呂山特別支援学校資料（各年5月1日現在）

■特別支援学校児童・生徒数(毛呂山町在住者)の推移



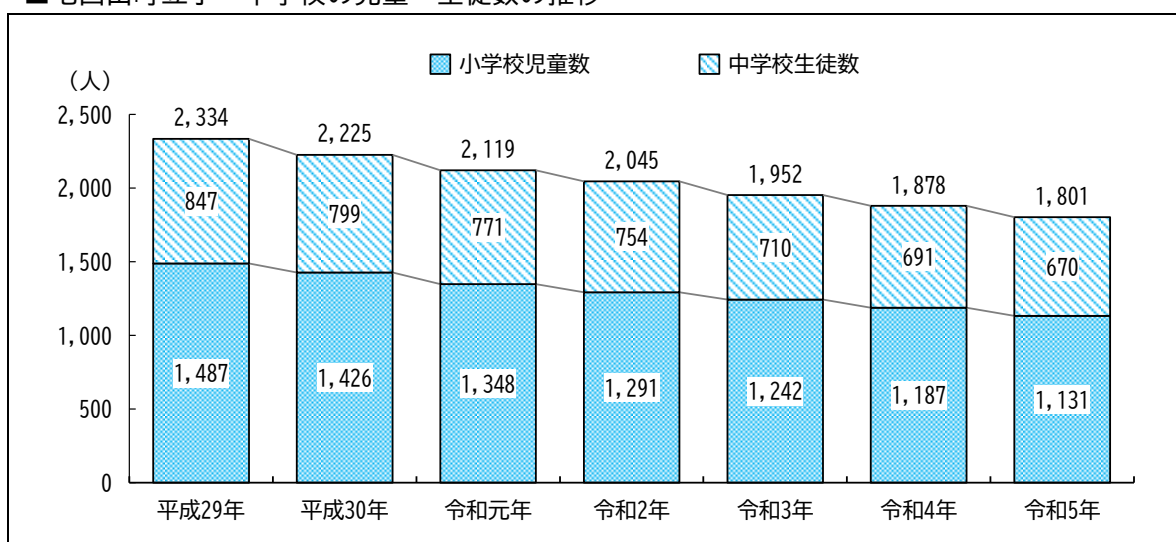
資料：県立毛呂山特別支援学校資料（各年5月1日現在）

(6) 毛呂山町立小・中学校及び特別支援学級の在籍児童・生徒数

毛呂山町立小・中学校 6 校の在籍児童・生徒数については、令和 5 年には、小学校 1,131 人、中学校 670 人の合計 1,801 人となっており、年々減少しています。

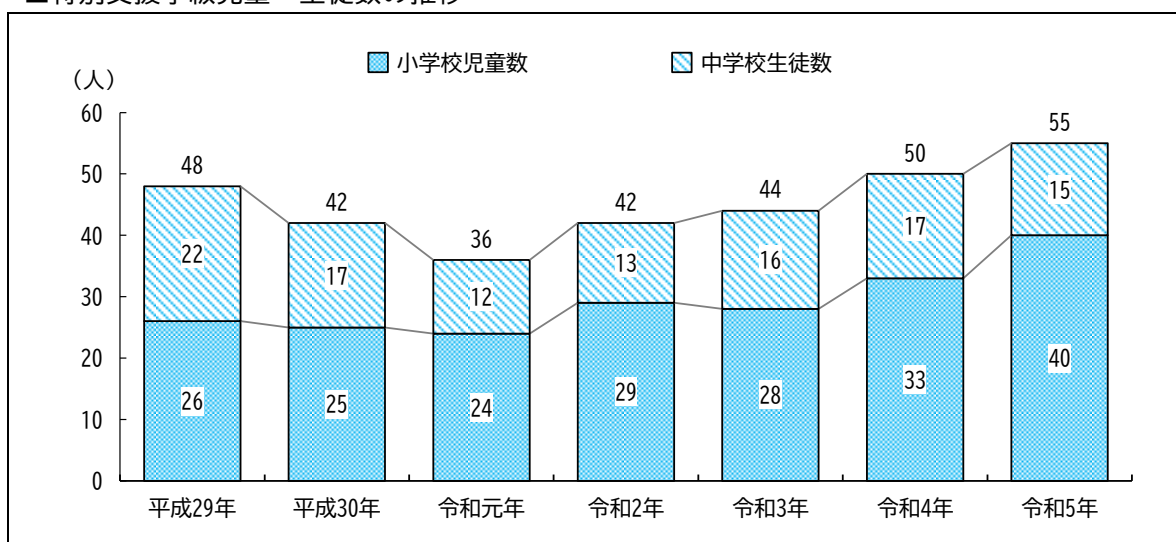
一方、特別支援学級の児童・生徒数については、令和 5 年は合計 55 人と増加傾向にあります。

■毛呂山町立小・中学校の児童・生徒数の推移



資料：学校教育課資料（各年 5 月 1 日現在）

■特別支援学級児童・生徒数の推移



資料：学校教育課資料（各年 5 月 1 日現在）

(7) 障害支援区分※認定者数の推移

令和4年度末時点の障害支援区分認定者数は215人で、平成29年度以降、増加傾向にあります。これを区分別にみると、令和4年度では「区分6」が56人（26.0%）で最も多くなっています。

■障害支援区分認定者数の推移（各年度末現在）

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	1	2	2	2	3	3
区分2	24	26	27	36	37	40
区分3	26	27	32	43	45	54
区分4	32	30	27	32	38	38
区分5	25	25	28	26	25	24
区分6	43	46	45	52	53	56
計	151	156	161	191	201	215

(8) 障害福祉サービスの支給件数・給付費の推移

障害福祉サービスの支給件数及び給付費の推移をみると、制度の定着及び利用者の増加に伴い、増加傾向にあります。その結果、介護給付・訓練等給付と障害児通所給付の合計で、令和4年度には7,280件の支給実績となり、給付費は762,650千円となっています。

■介護給付・訓練等給付の支給件数及び給付費の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数(件)	3,373	4,689	5,041	5,222	5,475	5,927
給付費(千円)	505,166	491,482	524,099	556,310	613,585	668,404

■障害児通所給付の支給件数及び給付費の推移

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数(件)	850	994	1,089	1,124	1,283	1,353
給付費(千円)	52,659	63,023	84,794	86,804	97,694	94,246

資料：毛呂山町行政報告書

※障害支援区分

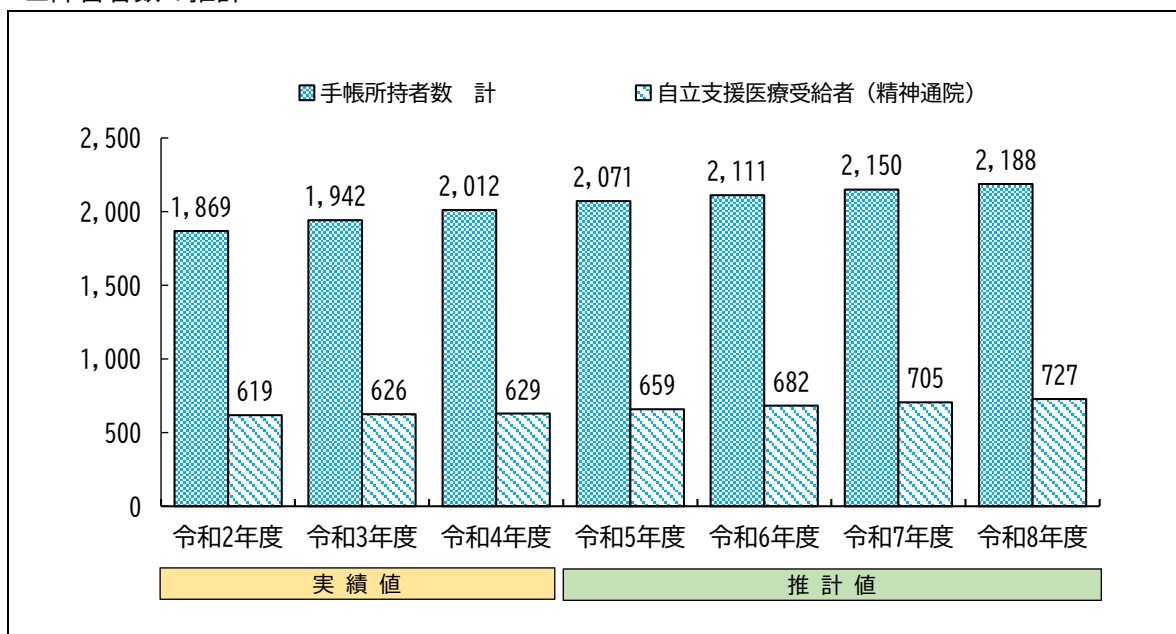
障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。区分1～6まで6段階あり、区分1が最も軽く、区分6が最も重い障害の程度。

3 障害者数の推計

本町の障害者数について、過去の伸びを踏まえて計画期間内の推計を行いました。

なお、身体障害者、知的障害者は、身体障害者手帳、療育手帳の各手帳所持者数を推計する一方、精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳所持者が一部の方に限られるため、自立支援医療受給者数（精神通院）の推計を併せて行いました。

■障害者数の推計



単位：人

区 分	実績値			推計値			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
身体障害者手帳所持者	1,182	1,214	1,243	1,266	1,278	1,289	1,300
療育手帳所持者	366	377	381	391	397	403	409
精神障害者保健福祉手帳所持者	321	351	388	414	436	458	479
手帳所持者数 計	1,869	1,942	2,012	2,071	2,111	2,150	2,188
自立支援医療受給者 (精神通院)	619	626	629	659	682	705	727

第3章 アンケート調査からみえる現状

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、毛呂山町障害者福祉計画（障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画）の策定にあたり、障害のある人や子どもの生活実態やサービスの利用状況、ニーズ等を把握し、今後の本町における障害者福祉施策や障害福祉サービスの提供体制を検討するための基礎資料として、身体障害者、精神障害者、知的障害者の各手帳所持者及び障害のある児童の保護者を対象とした調査及び一般町民を対象とした調査を実施しました。

(2) 調査対象者

次の調査区分ごとに対象者を設定しました。

調査名	対象者	対象者数
①障害者調査*	令和4年12月31日現在18歳以上の町民のうち、下記のいずれかに該当する人	1,633人
1) 身体障害者	身体障害者手帳を所持している人	1,033人
2) 知的障害者	療育手帳を所持している人	294人
3) 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持している人	306人
②障害のある児童の保護者調査	令和4年12月31日現在18歳未満の町民のうち、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している人の保護者	92人
③一般町民調査	上記以外の町民から無作為抽出した人	300人

※重複障害の人については、身体障害と知的障害の重複または身体障害と精神障害の重複の場合は身体障害者として、知的障害と精神障害の重複の場合は知的障害者として集計している。

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和5年2月1日～3月24日

(4) 回収結果

調査名	配付数	回収数	回収率
①障害者調査	1,633	819	50.2%
1) 身体障害者	1,033	542	52.5%
2) 知的障害者	294	138	46.9%
3) 精神障害者	306	139	45.4%
②障害のある児童の保護者調査	92	46	50.0%
③一般町民調査	300	105	35.0%

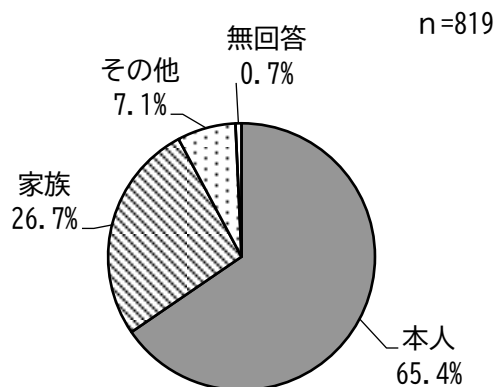
2 障害者調査の主な結果

(1) 回答者自身の状況

①調査の回答者

「本人」が 65.4%

「本人」が 65.4%、「家族」が 26.7%、「その他」が 7.1%となっています。



【障害種類別】

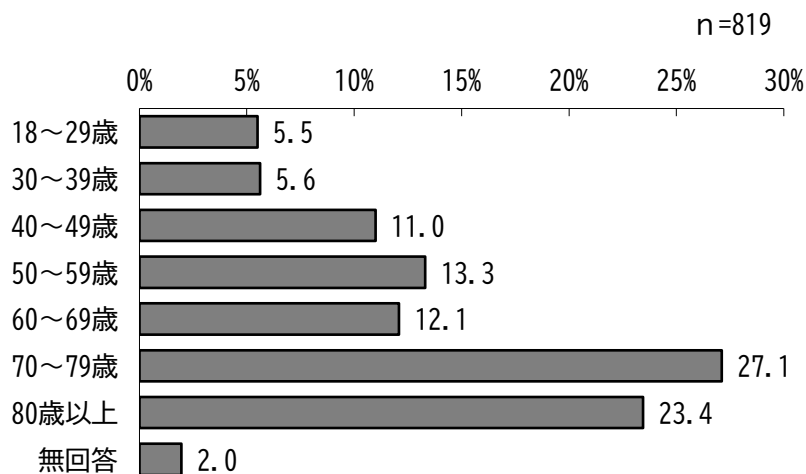
障害種別\選択肢	本人	家族	その他	無回答
全体(n=819)	65.4	26.7	7.1	0.7
身体障害(n=542)	70.7	24.5	4.1	0.7
知的障害(n=138)	30.4	48.6	20.3	0.7
精神障害(n=139)	79.9	13.7	5.8	0.7

単位：%

②年齢

『70歳以上』が50.5%

「70～79歳」が27.1%と最も多く、次いで「80歳以上」が23.4%、「50～59歳」が13.3%などとなっています。



【障害種類別】

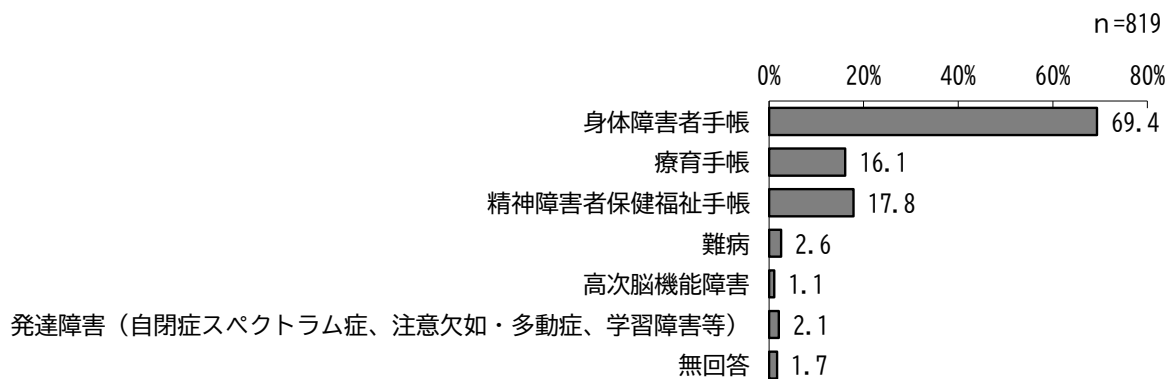
障害種別\選択肢	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	無回答
全体(n=819)	5.5	5.6	11.0	13.3	12.1	27.1	23.4	2.0
身体障害(n=542)	0.6	1.7	3.3	8.9	13.5	36.3	34.1	1.7
知的障害(n=138)	22.5	15.2	23.9	16.7	8.7	10.9	2.2	0.0
精神障害(n=139)	7.9	11.5	28.1	27.3	10.1	7.2	2.9	5.0

単位：%

③所持している手帳の種類

「身体障害者手帳」が69.4%

「身体障害者手帳」が69.4%と最も多く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が17.8%、「療育手帳」が16.1%などとなっています。

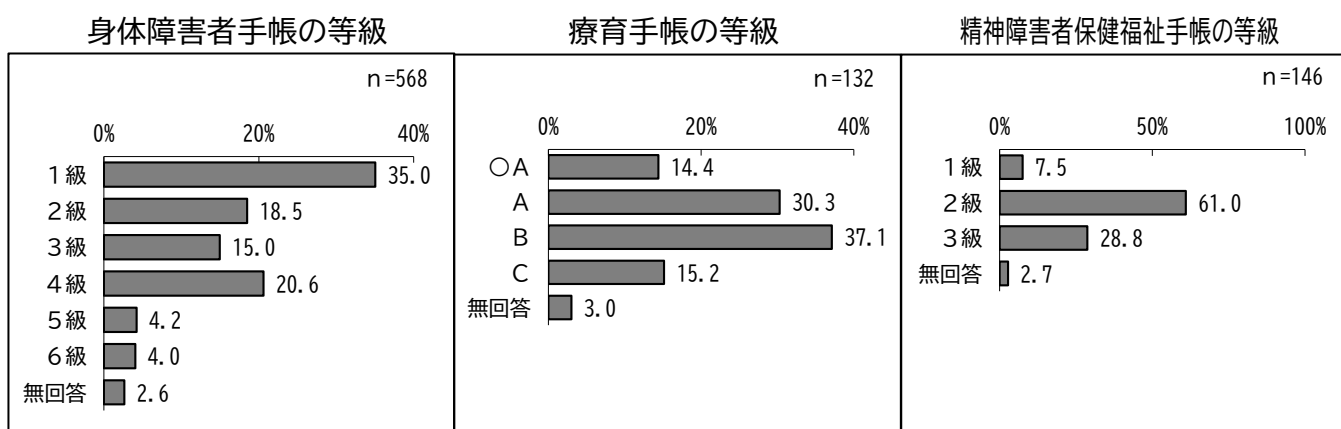


【障害種類別】

障害種別\選択肢	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	難病	高次脳機能障害	発達障害（自閉症スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習障害等）	無回答
全体(n=819)	69.4	16.1	17.8	2.6	1.1	2.1	1.7
身体障害(n=542)	98.2	0.4	0.9	3.5	1.1	0.0	1.7
知的障害(n=138)	14.5	94.2	7.2	0.7	0.0	2.2	2.9
精神障害(n=139)	11.5	0.0	94.2	0.7	2.2	10.1	0.7

単位：%

また、それぞれの手帳の等級をみると、身体障害者手帳は「1級」、療育手帳は「B」、精神障害者保健福祉手帳は「2級」が最も多くなっています。

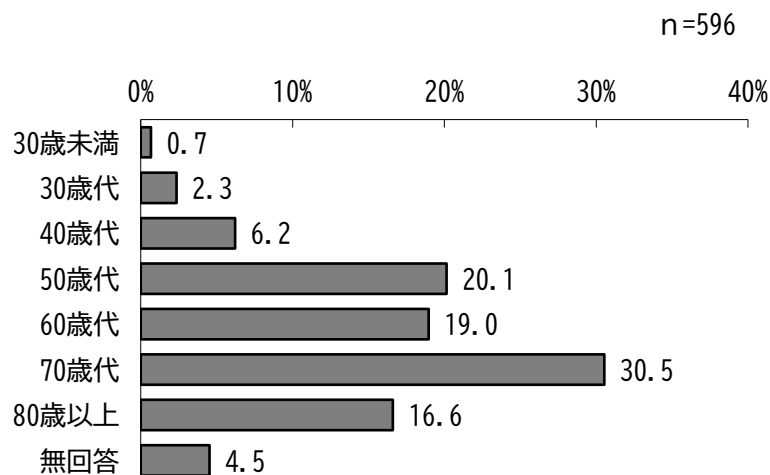


(2) 支援の状況

① 主な支援者の年齢

『70歳以上』が47.1%

主な支援者の年齢は、「70歳代」が30.5%と最も多く、次いで「50歳代」が20.1%、「60歳代」が19.0%などとなっています。



※主な支援者が『家族・親族』と回答した方への質問

【障害種類別】

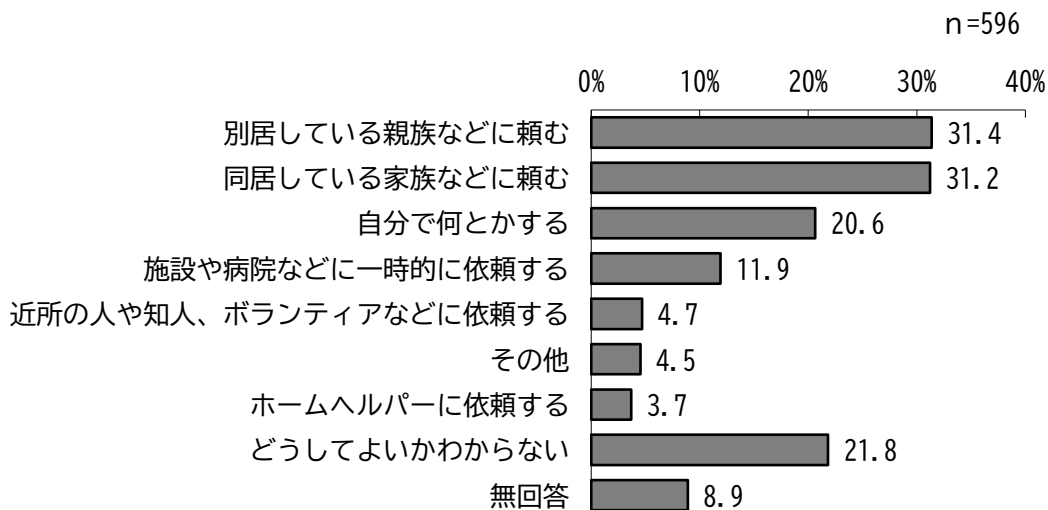
障害種別\選択肢	30歳未満	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答
全体(n=596)	0.7	2.3	6.2	20.1	19.0	30.5	16.6	4.5
身体障害(n=419)	0.0	1.9	6.4	19.6	18.1	31.3	18.6	4.1
知的障害(n=78)	0.0	2.6	6.4	24.4	25.6	26.9	9.0	5.1
精神障害(n=99)	4.0	4.0	5.1	19.2	17.2	30.3	14.1	6.1

単位：%

②主な支援者が援助できなくなった際の対応

「別居している親族などに頼む」「同居している家族などに頼む」が多い

主な支援者が、万一急病や事故、用事などのため、一時的に援助ができなくなった場合の対応は「別居している親族などに頼む」が31.4%と最も多く、次いで「同居している家族などに頼む」が31.2%、「自分で何とかする」が20.6%などとなっています。「どうしてよいかわからない」は21.8%となっています。



※主な支援者が『家族・親族』と回答した方への質問

【障害種類別】

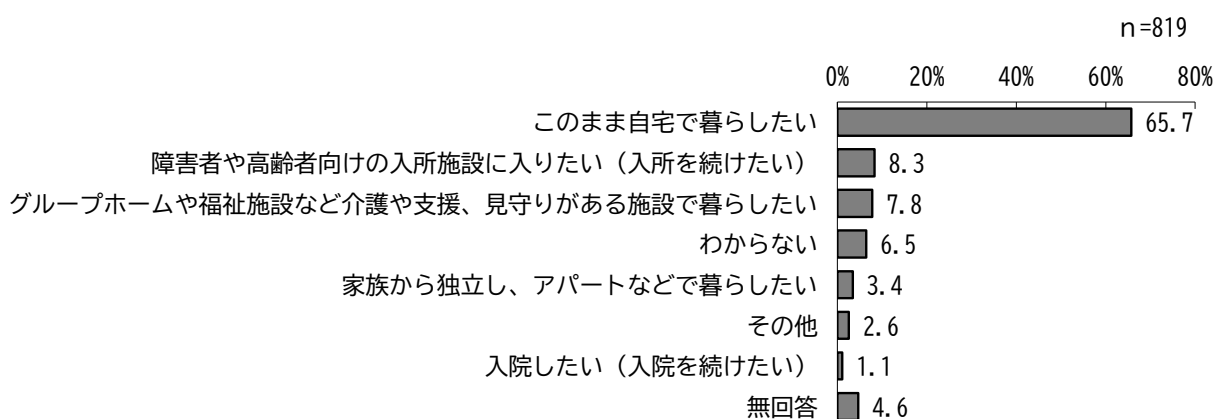
障害種別\選択肢	同居している家族などに頼む	別居している親族などに頼む	近所の人や知人、ボランティアなどに依頼する	ホームヘルパーに依頼する	施設や病院などに一時的に依頼する	自分で何とかする	どうしてよいかわからない	その他	無回答
全体(n=596)	31.2	31.4	4.7	3.7	11.9	20.6	21.8	4.5	8.9
身体障害(n=419)	30.1	33.2	5.3	4.3	11.7	22.4	17.2	3.8	9.5
知的障害(n=78)	43.6	32.1	5.1	5.1	16.7	5.1	29.5	9.0	2.6
精神障害(n=99)	26.3	23.2	2.0	0.0	9.1	25.3	35.4	4.0	11.1

単位：%

(3) 今後の希望する暮らし方

「このまま自宅で暮らしたい」が 65.7%

これからの生活をどこで送りたいかについては、「このまま自宅で暮らしたい」が 65.7% と最も多く、次いで「障害者や高齢者向けの入所施設に入りたい（入所を続けたい）」が 8.3%、「グループホームや福祉施設など介護や支援、見守りがある施設で暮らしたい」が 7.8% などとなっています。



【障害種類別】

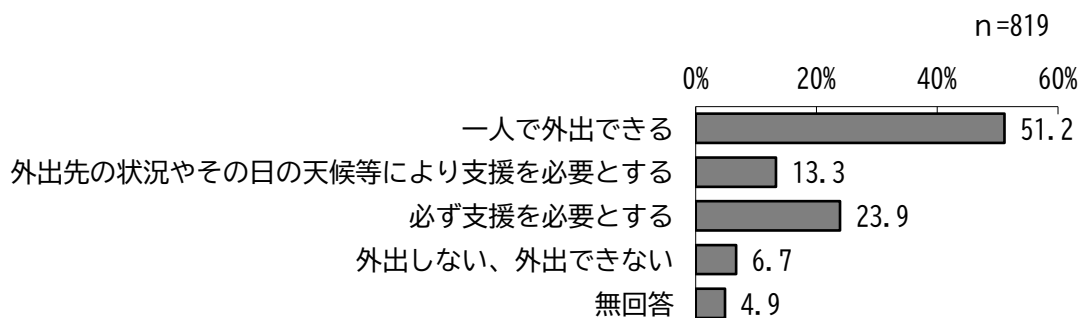
障害種別\選択肢	このまま自宅で暮らしたい	家族から独立し、アパートなどで暮らしたい	グループホームや福祉施設など介護や支援、見守りがある施設で暮らしたい	障害者や高齢者向けの入所施設に入りたい（入所を続けたい）	入院したい（入院を続けたい）	その他	わからない	無回答
全体(n=819)	65.7	3.4	7.8	8.3	1.1	2.6	6.5	4.6
身体障害(n=542)	75.3	1.3	4.1	6.5	1.3	1.7	5.5	4.4
知的障害(n=138)	39.1	5.1	21.7	16.7	0.7	5.1	5.1	6.5
精神障害(n=139)	54.7	10.1	8.6	7.2	0.7	3.6	11.5	3.6

単位：%

(4) 外出の自立度

「一人で外出できる」が51.2%

外出する際に支援を必要とするかどうかは、「一人で外出できる」が51.2%に対し、「外出先の状況やその日の天候等により支援を必要とする」が13.3%、「必ず支援を必要とする」が23.9%、「外出しない、外出できない」が6.7%となっています。



【障害種類別】

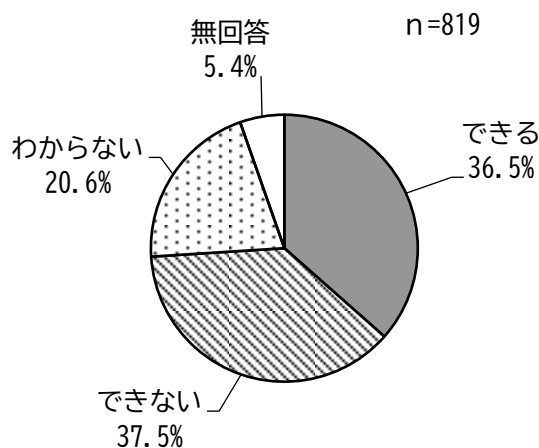
障害種別\選択肢	一人で外出できる	外出先の状況やその日の天候等により支援を必要とする	必ず支援を必要とする	外出しない、外出できない	無回答
全体(n=819)	51.2	13.3	23.9	6.7	4.9
身体障害(n=542)	52.6	11.6	23.6	7.9	4.2
知的障害(n=138)	34.8	15.2	36.2	5.8	8.0
精神障害(n=139)	61.9	18.0	12.9	2.9	4.3

単位：%

(5) 災害時の避難行動の自立度

「できない」が37.5%

火事や地震・風水害などの災害時に一人で避難所に避難できるかどうかは、「できる」が36.5%に対し、「できない」が37.5%、「わからない」が20.6%となっています。



【障害種類別】

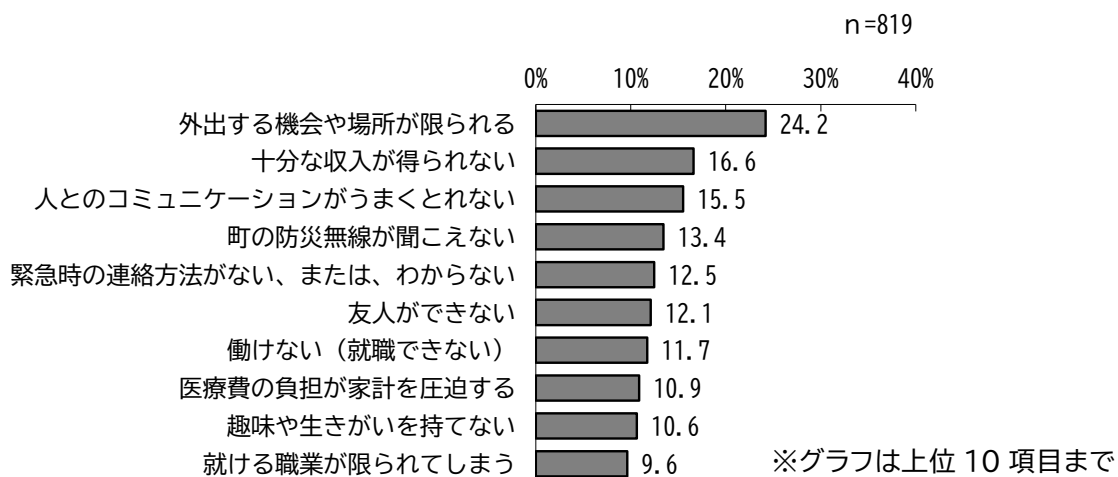
障害種別\選択肢	できる	できない	わからない	無回答
全体(n=819)	36.5	37.5	20.6	5.4
身体障害(n=542)	39.5	39.9	15.5	5.2
知的障害(n=138)	21.0	44.9	28.3	5.8
精神障害(n=139)	40.3	20.9	33.1	5.8

単位：%

(6) 現在の生活で困っていること

「外出する機会や場所が限られる」が24.2%

現在の生活で困っていることは、「特に困っていることはない」を除くと、「外出する機会や場所が限られる」が24.2%と最も多く、次いで「十分な収入が得られない」が16.6%、「人とのコミュニケーションがうまくとれない」が15.5%などとなっています。



【障害種別】

障害種別\選択肢	身の回りの世話や介助をして くれる人がいない	外出の時に付き添ってくれる 人がいない	自立して生活するための住宅 (持ち家 借家など)がない	自分のお金の管理ができな い、浪費してしまう	施設に入所したいが、定員が いっぱいに入所できない	施設に入所したいが、条件を 満たしていないので入所でき ない	教育が受けられない	障害のない人と一緒に教育機 関(幼稚園、小・中・高校、 大学、専門学校など)に通え ない	働けない(就職できない)	就ける職業が限られてしまう
全体(n=819)	3.2	3.8	2.0	7.3	2.3	2.4	0.9	0.7	11.7	9.6
身体障害(n=542)	3.1	3.1	1.1	2.4	2.2	2.4	0.2	0.4	7.9	5.5
知的障害(n=138)	3.6	4.3	0.7	15.9	4.3	2.9	1.4	1.4	5.1	8.0
精神障害(n=139)	2.9	5.8	6.5	18.0	0.7	2.2	2.9	1.4	33.1	27.3

障害種別\選択肢	十分な収入が得られない	医療費の負担が家計を圧迫す る	信頼できる医療機関が近くに ない	お金がかかるので、障害に あつた住宅改修ができない	趣味や生きがいを持ってない	生活する上での相談先がない	必要な情報を得ることができ ない	人とのコミュニケーションが うまくとれない	友人ができない	外出する機会や場所が限られ る
全体(n=819)	16.6	10.9	3.7	7.1	10.6	6.8	5.7	15.5	12.1	24.2
身体障害(n=542)	11.6	10.1	2.0	8.7	10.0	5.0	5.0	8.7	7.0	23.1
知的障害(n=138)	13.8	2.2	4.3	3.6	7.2	6.5	4.3	29.0	15.9	25.4
精神障害(n=139)	38.8	22.3	9.4	4.3	16.5	14.4	10.1	28.8	28.1	27.3

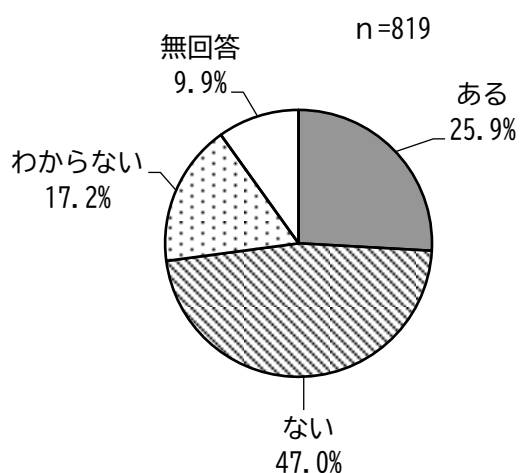
障害種別\選択肢	街中で困っていても周りの人 が助けてくれない	体のことや病気のことなどで 特別な目で見られたり、差別 を受けたりする	町の防災無線が聞こえない	緊急時の連絡方法がない、ま たは、わからない	特に困っていることはない	無回答
全体(n=819)	2.9	6.2	13.4	12.5	30.5	11.7
身体障害(n=542)	1.7	3.7	16.8	12.2	33.6	12.0
知的障害(n=138)	4.3	7.2	3.6	13.8	34.8	13.0
精神障害(n=139)	6.5	15.1	10.1	12.2	14.4	9.4

単位：%

(7) 障害による差別を受けた経験の有無

「ある」が 25.9%

障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験の有無は、「ある」が 25.9%に対し、「ない」が 47.0%、「わからない」が 17.2%となっています。



【障害種類別】

障害種別\選択肢	ある	ない	わからない	無回答
全体(n=819)	25.9	47.0	17.2	9.9
身体障害(n=542)	19.6	57.6	12.9	10.0
知的障害(n=138)	35.5	23.9	31.9	8.7
精神障害(n=139)	41.0	28.8	19.4	10.8

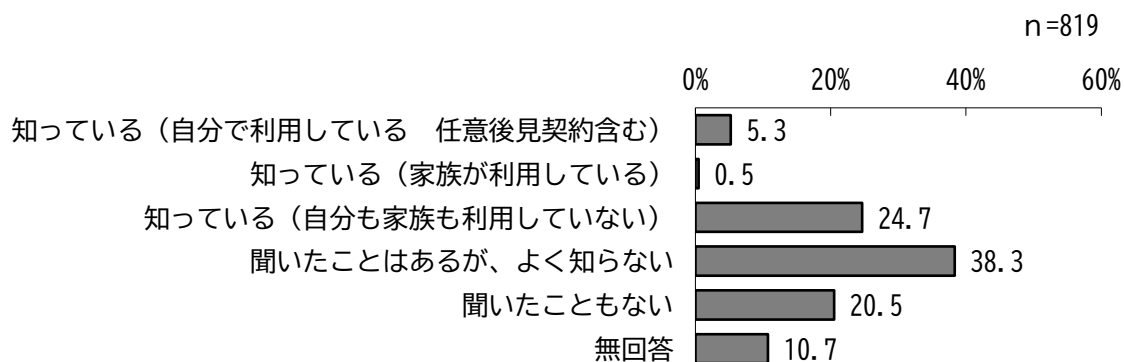
単位：%

(8) 「成年後見制度」について

① 「成年後見制度」の認知度

「聞いたことはあるが、よく知らない」が 38.3%

「聞いたことはあるが、よく知らない」が 38.3%と最も多く、次いで「知っている（自分も家族も利用していない）」が 24.7%、「聞いたこともない」が 20.5%などとなっています。



【障害種別別】

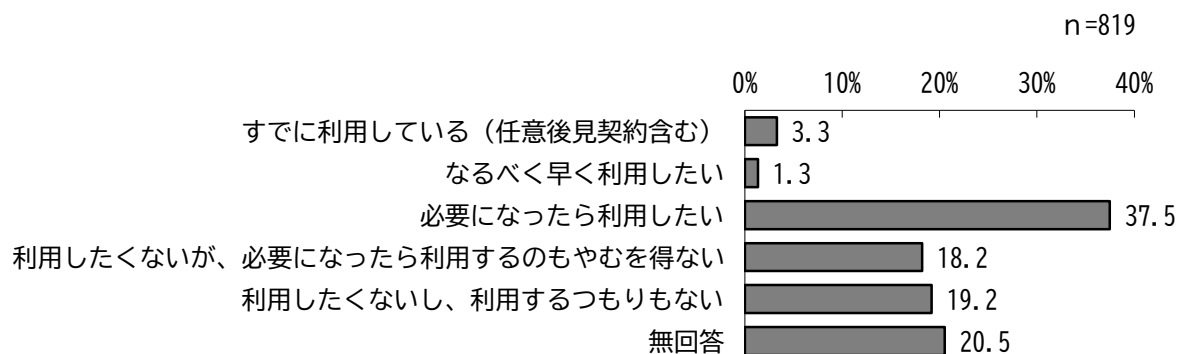
障害種別\選択肢	知っている (自分で利用している 任意後見契約含む)	知っている (家族が利用している)	知っている (自分も家族も利用して いない)	聞いたことはあるが、 よく知らない	聞いたこともない	無回答
全体(n=819)	5.3	0.5	24.7	38.3	20.5	10.7
身体障害(n=542)	4.8	0.4	27.9	38.7	16.8	11.4
知的障害(n=138)	7.2	0.0	18.8	29.0	32.6	12.3
精神障害(n=139)	5.0	1.4	18.0	46.0	23.0	6.5

単位：%

②「成年後見制度」の利用意向

「必要になったら利用したい」が 37.5%

「必要になったら利用したい」が 37.5%と最も多く、次いで「利用したくないし、利用するつもりもない」が 19.2%、「利用したくないが、必要になったら利用するのもやむを得ない」が 18.2%などとなっています。



【障害種類別】

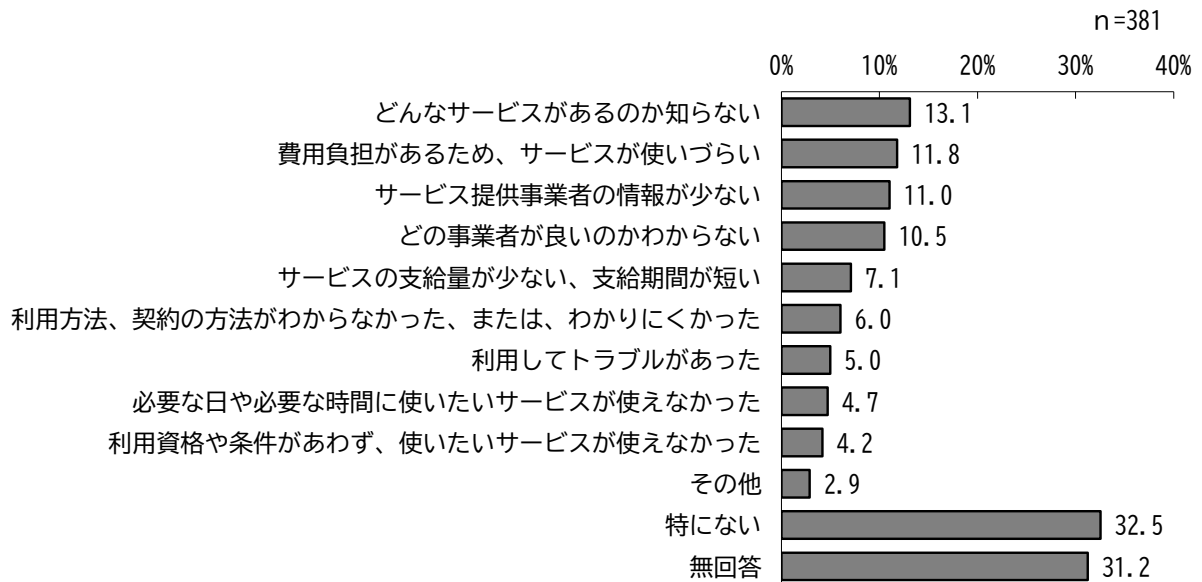
障害種別\選択肢	すでに利用している (任意後見契約含む)	なるべく早く利用したい	必要になったら利用したい	利用したくないが、 必要になったら 利用するの もやむを得ない	利用したくないし、 利用するつもりもない	無回答
全体(n=819)	3.3	1.3	37.5	18.2	19.2	20.5
身体障害(n=542)	2.6	1.5	34.9	17.0	21.8	22.3
知的障害(n=138)	7.2	2.2	39.9	18.8	12.3	19.6
精神障害(n=139)	2.2	0.0	45.3	22.3	15.8	14.4

単位：%

(9) サービス利用で困ったこと

「どんなサービスがあるのか知らない」が最も多い

サービスを利用するときに困ったことは、「特にない」を除くと、「どんなサービスがあるのか知らない」が13.1%と最も多く、次いで「費用負担があるため、サービスが使いづらい」が11.8%、「サービス提供事業者の情報が少ない」が11.0%などとなっています。



※何らかのサービスを「利用している」と回答した方への質問

【障害種類別】

障害種別\選択肢	使いたいサービスが使えなかった	必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった	利用資格や条件があわず、使いたいサービスが使えなかった	サービスの支給量が少ない、支給期間が短い	どの事業者が良いのかわからない	わからなかった、または、わかりにくかった	利用方法、契約の方法がわからなかった	利用してトラブルがあった	費用負担があるため、サービスが使いづらい	どんなサービスがあるのか知らない	サービス提供事業者の情報が少ない	その他
全体(n=381)	4.7	4.2	7.1	10.5	6.0	5.0	11.8	13.1	11.0	2.9		
身体障害(n=238)	4.6	2.9	7.6	8.0	4.2	6.3	12.6	9.7	10.1	3.4		
知的障害(n=80)	6.3	3.8	5.0	8.8	7.5	1.3	11.3	12.5	11.3	2.5		
精神障害(n=63)	3.2	9.5	7.9	22.2	11.1	4.8	9.5	27.0	14.3	1.6		

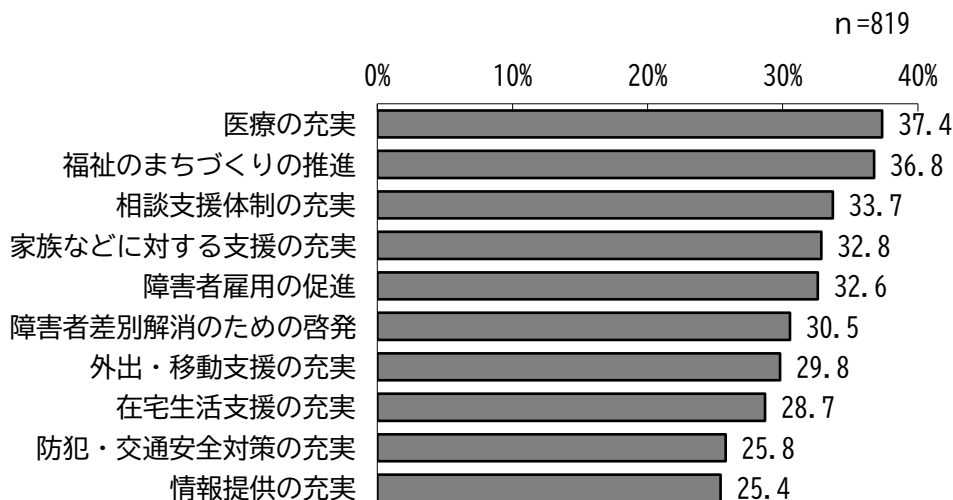
障害種別\選択肢	特にない	無回答
全体(n=381)	32.5	31.2
身体障害(n=238)	30.3	33.6
知的障害(n=80)	41.3	27.5
精神障害(n=63)	30.2	27.0

単位：%

(10) 地域で自立して生活を送るうえで重要なこと

「医療の充実」「福祉のまちづくりの推進」が多い

障害のある人が地域で自立して生活を送るうえで、重要だと思うことは、「医療の充実」が37.4%と最も多く、次いで「福祉のまちづくりの推進」が36.8%、「相談支援体制の充実」が33.7%などとなっています。



※グラフは上位 10 項目まで

【障害種別別】

障害種別\選択肢	相談支援体制の充実	在宅生活支援の充実	日中活動の場の充実	生活の場の確保	家族などに対する支援の充実	障害の早期発見・早期対応体制整備	医療の充実	精神保健福祉の推進	障害者虐待防止対策の推進	障害者差別解消のための啓発
全体(n=819)	33.7	28.7	18.4	20.8	32.8	19.0	37.4	19.2	21.7	30.5
身体障害(n=542)	29.5	29.2	13.1	13.1	32.1	17.2	39.5	8.5	17.7	26.0
知的障害(n=138)	34.1	25.4	29.7	33.3	29.7	18.8	33.3	20.3	31.2	33.3
精神障害(n=139)	49.6	30.2	28.1	38.1	38.8	26.6	33.1	59.7	28.1	45.3

障害種別\選択肢	成年後見制度などの充実	就学前保育・教育の充実	特別支援教育の充実	療育体制の充実	障害者雇用の促進	一般就労支援の充実	福祉就労などの充実	コミュニケーション支援の充実	情報提供の充実	外出・移動支援の充実
全体(n=819)	18.8	11.6	15.1	17.2	32.6	19.5	20.5	22.0	25.4	29.8
身体障害(n=542)	13.7	10.5	13.3	16.6	28.0	14.9	14.2	17.2	22.0	28.2
知的障害(n=138)	30.4	11.6	17.4	16.7	29.0	20.3	29.0	29.0	26.1	29.0
精神障害(n=139)	27.3	15.8	20.1	20.1	54.0	36.7	36.7	33.8	38.1	36.7

障害種別\選択肢	スポーツ・文化活動の促進	交流機会の拡大	福祉教育の充実	ボランティア活動の促進	障害に対する啓発・広報活動の推進	福祉のまちづくりの推進	防災対策の充実	防犯・交通安全対策の充実	無回答
全体(n=819)	8.2	15.4	18.2	15.3	25.3	36.8	23.7	25.8	25.8
身体障害(n=542)	6.8	13.3	15.5	13.1	20.3	33.4	23.1	26.6	27.5
知的障害(n=138)	8.0	16.7	23.9	18.1	31.2	41.3	19.6	20.3	31.2
精神障害(n=139)	13.7	22.3	23.0	20.9	38.8	45.3	30.2	28.1	13.7

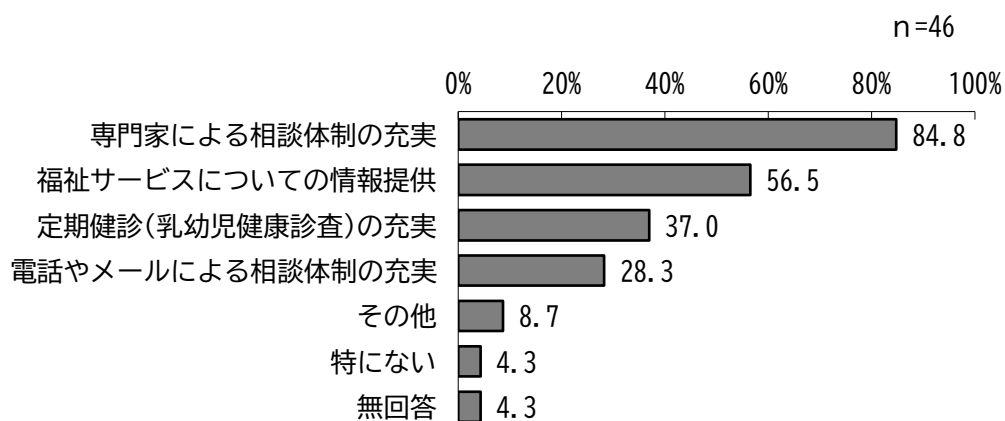
単位：%

3 障害のある児童の保護者調査の主な結果

(1) 早期支援のために必要なこと

「専門家による相談体制の充実」が 84.8%

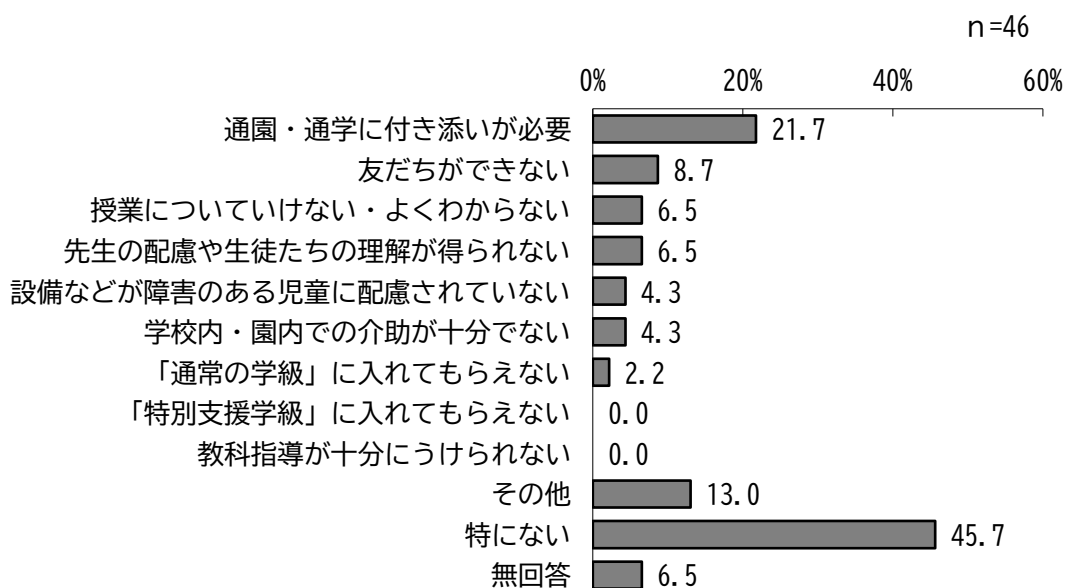
障害や発達に不安のあるお子さんが早期に適切な支援を受けるために必要なことは、「専門家による相談体制の充実」が 84.8%と最も多く、次いで「福祉サービスについての情報提供」が 56.5%、「定期健診(乳幼児健康診査)の充実」が 37.0%などとなっています。



(2) 通園・通学などで困っていること

「通園・通学に付き添いが必要」が 21.7%

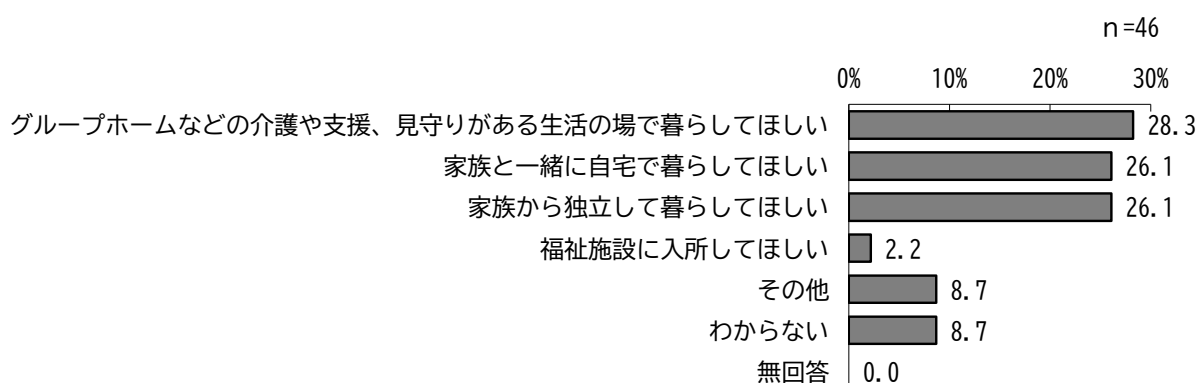
通園・通学などで困っていることは、「特にない」を除くと、「通園・通学に付き添いが必要」が 21.7%と最も多く、次いで、「友だちができない」が 8.7%、「授業についていけない・よくわからない」「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」が 6.5%などとなっています。



(3) 将来希望する暮らし方

「グループホームなどの介護や支援、見守りがある生活の場で暮らしてほしい」が 28.3%

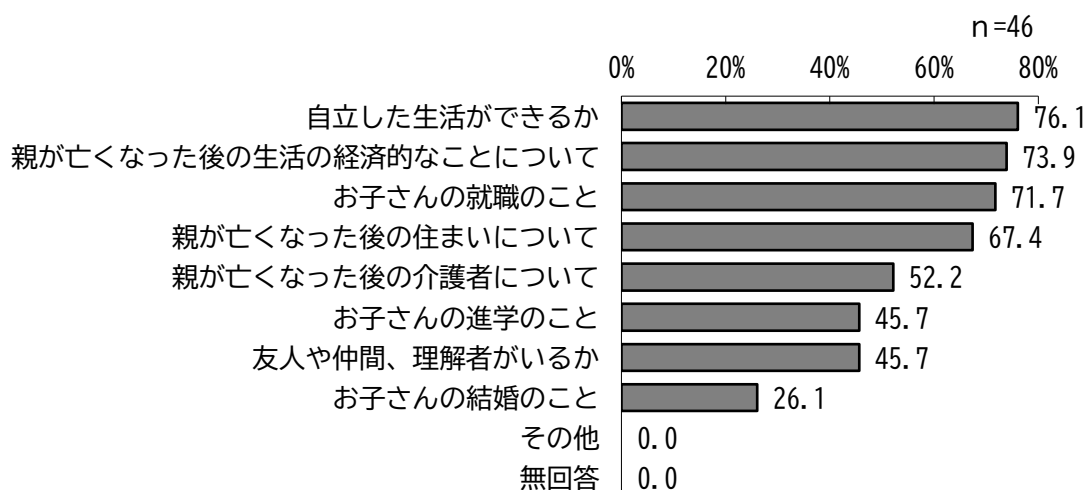
お子さんに将来どのように暮らしてほしいかは、「グループホームなどの介護や支援、見守りがある生活の場で暮らしてほしい」が 28.3%と最も多く、次いで「家族と一緒に自宅で暮らしてほしい」「家族から独立して暮らしてほしい」が 26.1%、「福祉施設に入所してほしい」が 2.2%となっています。



(4) 将来のことで不安に思うこと

「自立した生活ができるか」が 76.1%

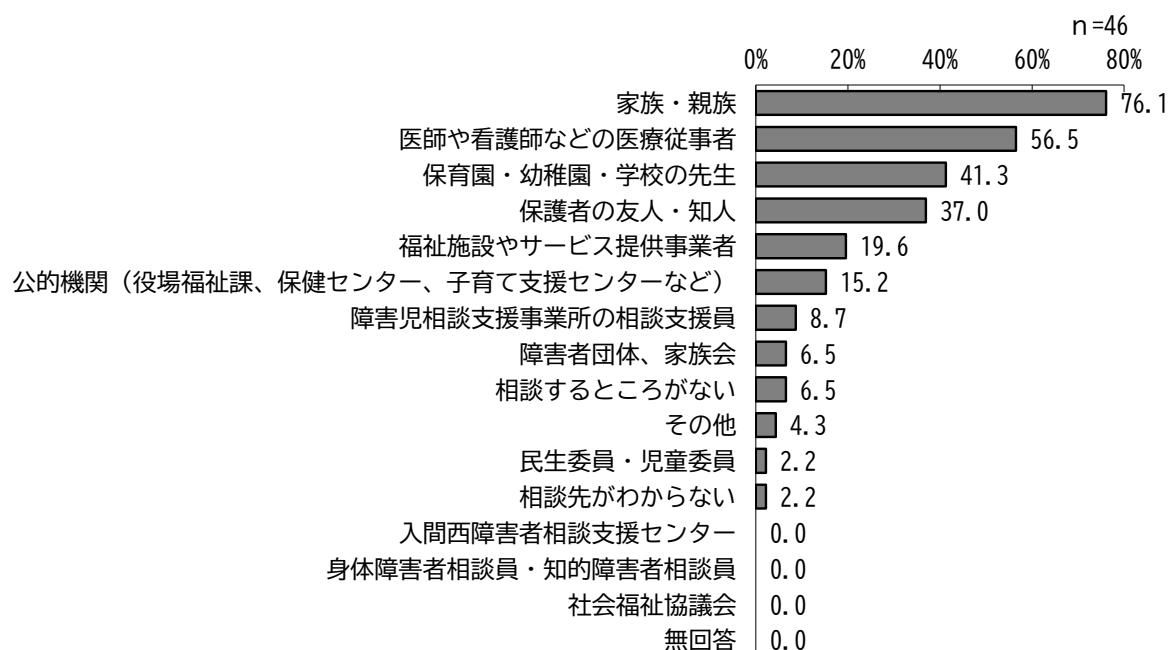
お子さんの将来のことで不安に思うことは、「自立した生活ができるか」が 76.1%と最も多く、次いで「親が亡くなった後の生活の経済的なことについて」が 73.9%、「お子さんの就職のこと」が 71.7%などとなっています。



(5) 子どものことに関する主な相談相手

「家族・親族」が76.1%

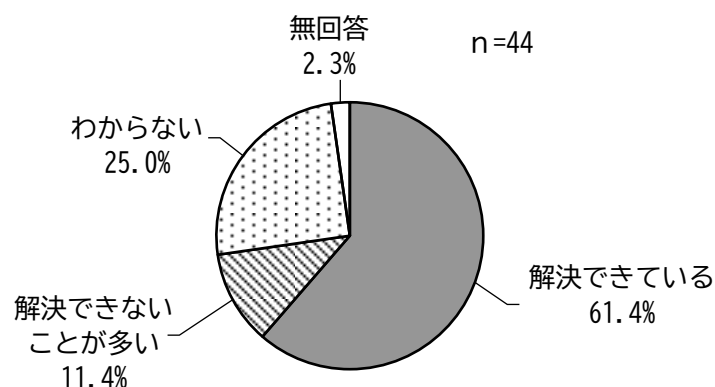
お子さんのことで、普段、悩みや困ったことをだれに相談するかは、「家族・親族」が76.1%と最も多く、次いで「医師や看護師などの医療従事者」が56.5%、「保育園・幼稚園・学校の先生」が41.3%などとなっています。



(6) 相談による解決の有無

「解決できている」が61.4%

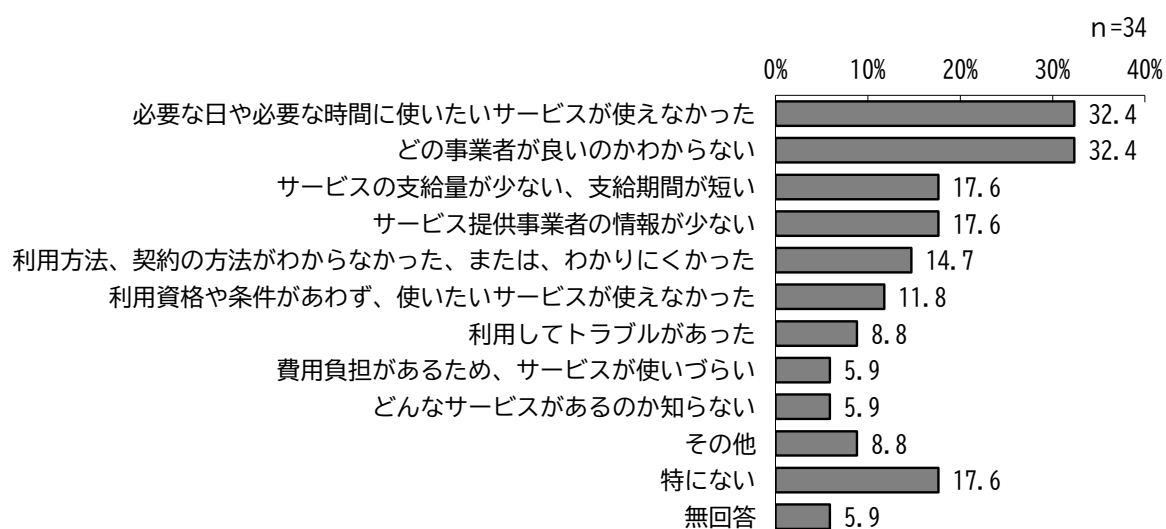
相談先に相談することで、悩みや困ったことが解決できているかは、「解決できている」が61.4%に対し、「解決できないことが多い」が11.4%、「わからない」が25.0%となっています。



(7) サービス利用で困ったこと

「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」「どの事業者が良いのかわからない」が 32.4%

お子さんがサービスを利用するときに困ったことは、「必要な日や必要な時間に使いたいサービスが使えなかった」「どの事業者が良いのかわからない」が 32.4%と最も多く、次いで「サービスの支給量が少ない、支給期間が短い」「サービス提供事業者の情報が少ない」が 17.6%、「利用方法、契約の方法がわからなかった、または、わかりにくかった」が 14.7%などとなっています。

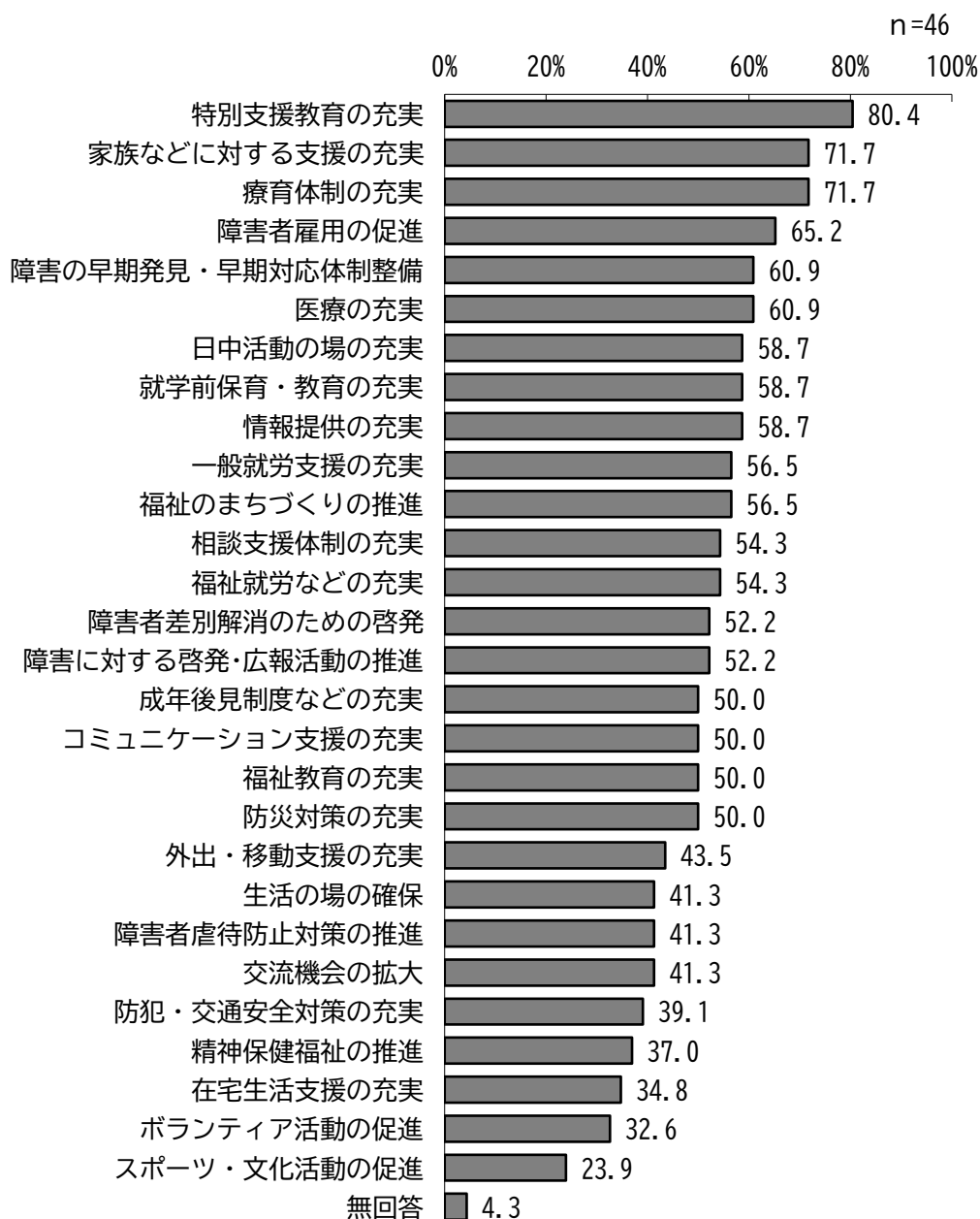


※何らかのサービスを「利用している」と回答した方への質問

(8) 地域で自立して生活を送るうえで重要なこと

「特別支援教育の充実」が80.4%

障害のある人が地域で自立して生活を送るうえで、重要だと思うことは、「特別支援教育の充実」が80.4%と最も多く、次いで「家族などに対する支援の充実」「療育体制の充実」が71.7%、「障害者雇用の促進」が65.2%などとなっています。

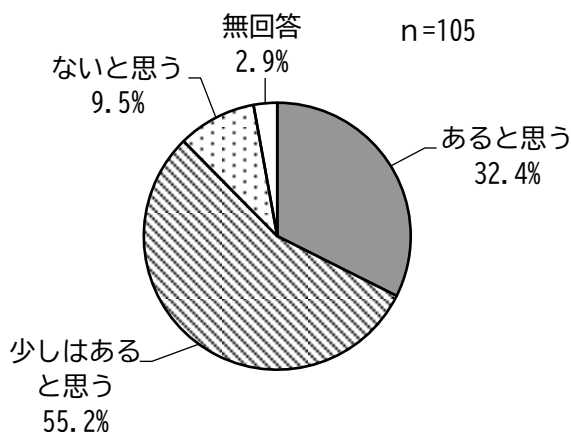


4 一般町民調査の主な結果

(1) 障害のある人への差別はあると思うか

「あると思う」「少しはあると思う」を合わせた『あると思う』が 87.6%

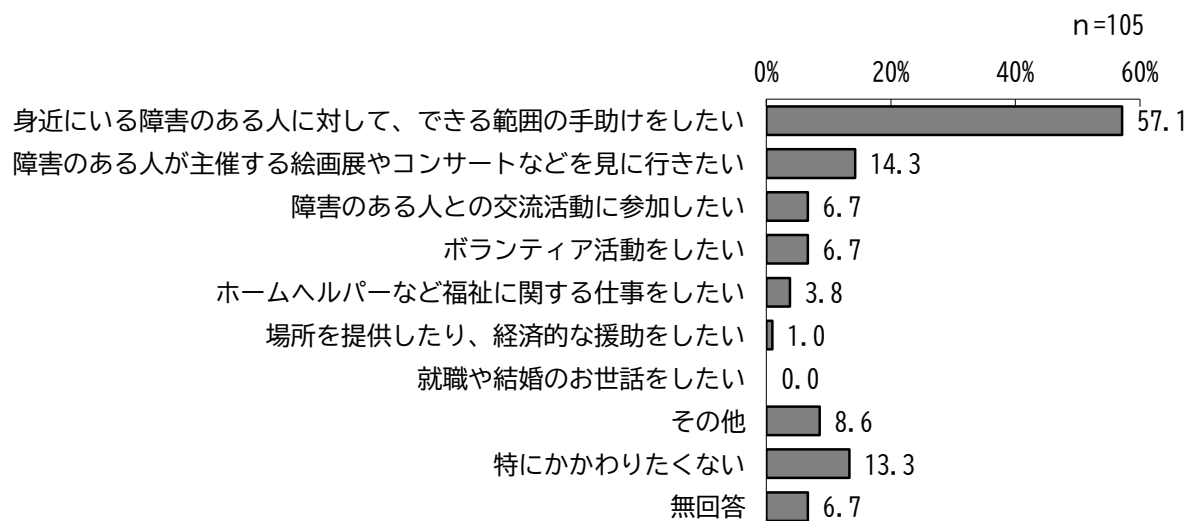
社会の中で、障害のある人への差別、偏見があると思うかは、「あると思う」が 32.4% に対し、「少しはあると思う」が 55.2%、「ないと思う」が 9.5%となっています。



(2) 希望する障害のある人との関わり方

「身近にいる障害のある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が 57.1%

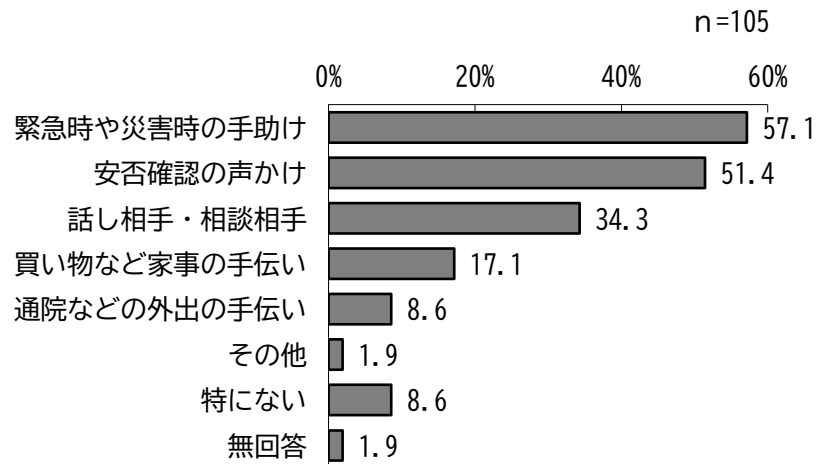
今後、障害のある人とどのような形で関わりたいと思うかは、「身近にいる障害のある人に対して、できる範囲の手助けをしたい」が 57.1%と最も多く、次いで「障害のある人が主催する絵画展やコンサートなどを見に行きたい」が 14.3%、「障害のある人との交流活動に参加したい」「ボランティア活動をしたい」が 6.7%などとなっています。



(3) どのような手助けができるか

「緊急時や災害時の手助け」が 57.1%

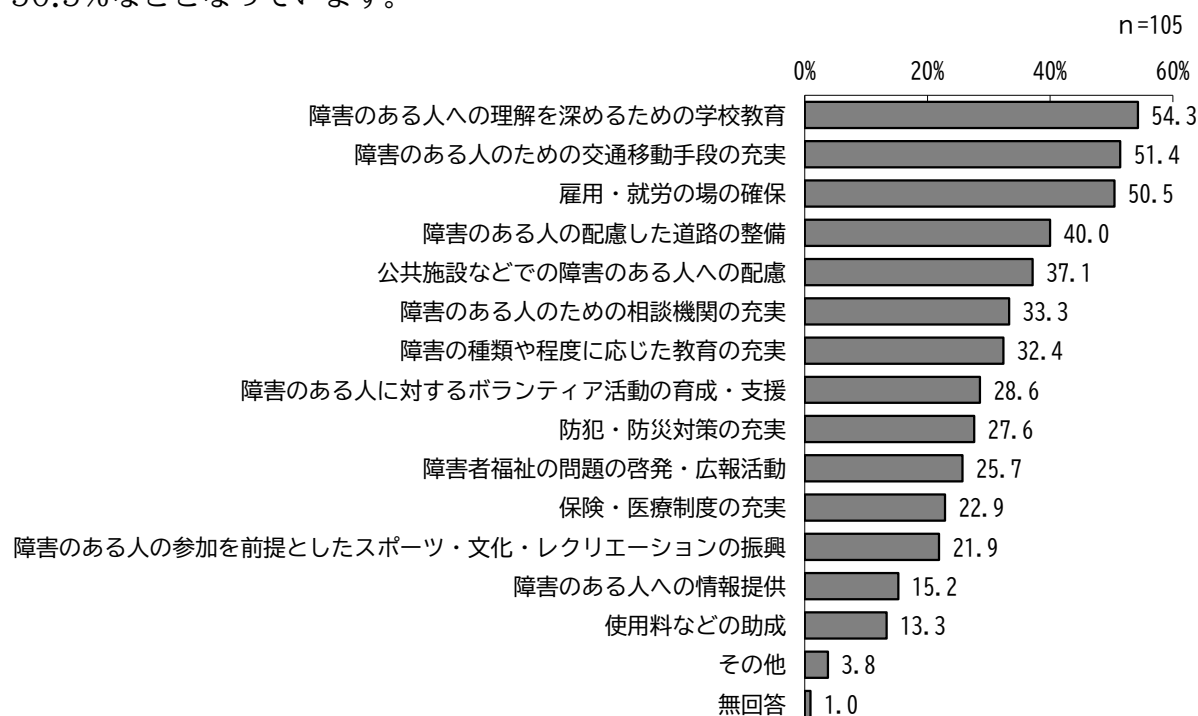
「緊急時や災害時の手助け」が 57.1%と最も多く、次いで「安否確認の声かけ」が 51.4%、「話し相手・相談相手」が 34.3%などとなっています。



(4) 障害のある人にとって住みやすいまちづくりのために重要なこと

「障害のある人への理解を深めるための学校教育」「障害のある人のための交通移動手段の充実」「雇用・就労の場の確保」が上位

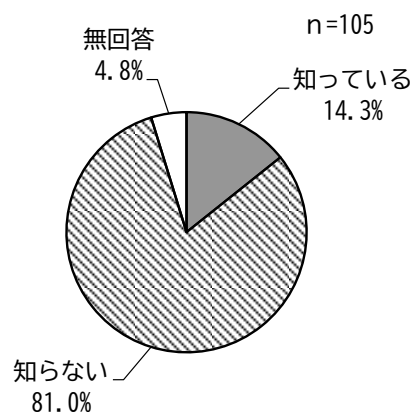
障害のある人にとって住みやすいまちをつくるために、今後どのようなことが重要だと思うかは、「障害のある人への理解を深めるための学校教育」が54.3%と最も多く、次いで「障害のある人のための交通移動手段の充実」が51.4%、「雇用・就労の場の確保」が50.5%などとなっています。



(5) 障害者差別解消法の認知度

「知らない」が81.0%

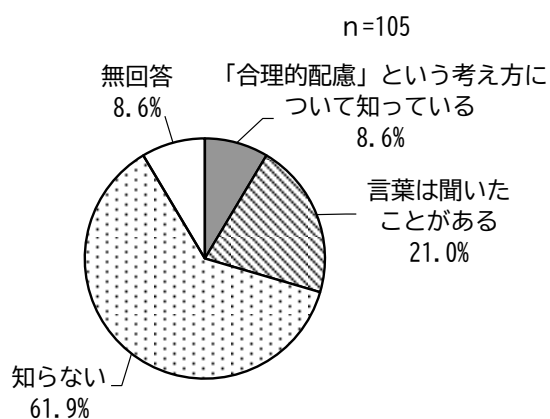
障害者差別解消法の認知度は、「知っている」が14.3%に対し、「知らない」が81.0%となっています。



(6) 合理的配慮の認知度

「知らない」が 61.9%

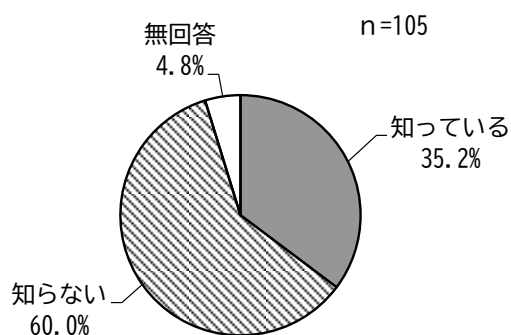
合理的配慮の認知度は、「『合理的配慮』という考え方について知っている」が 8.6%、「言葉は聞いたことがある」が 21.0%に対し、「知らない」は 61.9%となっています。



(7) 障害者虐待防止法の認知度

「知らない」が 60.0%

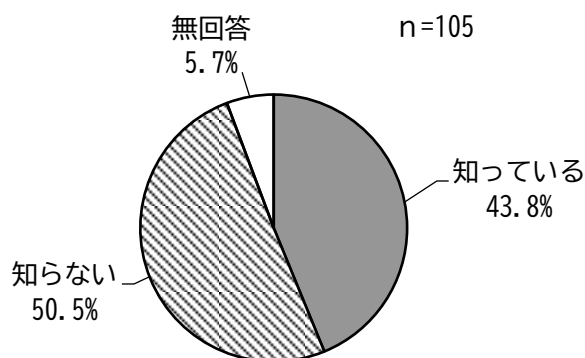
障害者虐待防止法の認知度は、「知っている」が 35.2%に対し、「知らない」が 60.0%となっています。



(8) 虐待発見時の通報義務の認知度

「知らない」が50.5%

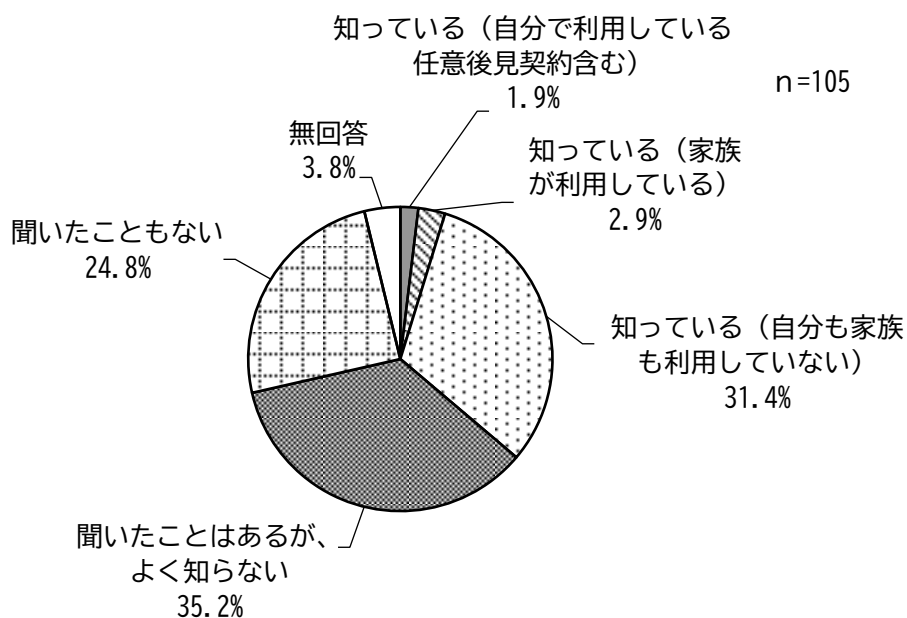
「知っている」が43.8%に対し、「知らない」が50.5%となっています。



(9) 成年後見制度の認知度

「聞いたことはあるが、よく知らない」が35.2%

「聞いたことはあるが、よく知らない」が35.2%と最も多く、次いで「知っている（自分も家族も利用していない）」が31.4%、「聞いたこともない」が24.8%などとなっています。



第 2 部 障害者計画

第1章 第五次毛呂山町障害者計画の評価

本計画の策定にあたり、町の関係各課や毛呂山町社会福祉協議会における令和3（2021）年～令和5（2023）年を計画期間とした「第五次毛呂山町障害者計画」の各施策の取組状況の評価を行いました。

評価に当たっては、個々の事業について、下記の基準に基づき評価しました。

【評価の基準】
A：期待以上の成果を上げた
B：期待どおりの成果を上げた
C：期待どおりの成果を上げていない
D：実施していない

第五次毛呂山町障害者計画の評価について、「A」評価と「B」評価を合わせた割合は87.5%、「C」評価が12.5%、「D」評価が0.0%となっており、概ね計画通りの進捗となっています。

施策の方針別でみると、「4 健康づくり環境の充実」「5 安心・安全な生活環境の整備」「7 雇用・就労の促進」でA評価・B評価の割合が高く、「1 障害に対する理解と支えあいの推進」「6 発達支援・教育支援の充実」でC評価・D評価の割合が高くなっています。

評価	評価数	割合
A：期待以上の成果を上げた	16	22.2%
B：期待どおりの成果を上げた	47	65.3%
C：期待どおりの成果を上げていない	9	12.5%
D：実施していない	0	0.0%
合計	72	100.0%

■施策の方針別の評価

施策の方針	評価数	A	B	C	D	A+B の割合	C+D の割合
1 障害に対する理解と支えあいの推進	18	1	13	4	0	77.8%	22.2%
2 差別の解消・権利擁護の推進	8	3	4	1	0	87.5%	12.5%
3 相談支援・福祉サービスの充実	15	6	8	1	0	93.3%	6.7%
4 健康づくり環境の充実	7	0	7	0	0	100.0%	0.0%
5 安心・安全な生活環境の整備	8	1	7	0	0	100.0%	0.0%
6 発達支援・教育支援の充実	9	1	5	3	0	66.7%	33.3%
7 雇用・就労の促進	7	4	3	0	0	100.0%	0.0%

1 障害に対する理解と支えあいの推進

【取組状況】

「1-1 相互理解の推進」では、小中学校での福祉体験学習や、地域活動支援センターや基幹相談支援センターにおける障害理解の促進に向けた講座や研修会、町民を対象とした人権教育講座の実施等、障害理解の促進に向けた各種の取組を実施しています。また、手話奉仕員を養成する手話講習会を実施しています。「1-2 交流活動の推進」では、小中学校において児童生徒の特性や学習の状況に応じ、特別支援学級から通常級へ交流学习を行っています。

【施策推進における課題等】

「1-1-②学校における福祉教育の充実」及び「1-1-③福祉教育ボランティアの育成・確保」では、福祉体験学習について、継続した事業実施に向け、関係機関との連携による福祉教育ボランティアの育成体制の確立とともに、内容の充実が必要です。「1-1-④障害について学ぶ機会の充実」では、障害理解の促進に向けた講座や研修会について、一般町民への情報提供が不足している部分があり、さらなる周知啓発と参加促進が今後の課題です。また、人権に関する研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、定員数を減らしたため、参加者数が大きく減少しているとともに、参加者の固定化が見られます。「1-5 ボランティア活動の推進」について、新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、令和5年度より福祉ふれあい体験にて施設体験プログラムを再開しています。今後は施設側のニーズや要望を踏まえて参加対応に関するリスク管理を十分に行うとともに、参加促進を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
1-1 相互理解の推進	①「障害者週間」を活用した啓発活動の推進	B
	②学校における福祉教育の充実	B
	③福祉教育ボランティアの育成・確保	B
	④障害について学ぶ機会の充実	B
	⑤公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進	B
	⑥手話言語の普及啓発	B
	⑦身体障害者補助犬への理解促進	C
	⑧ヘルプマーク等の普及啓発	B
1-2 交流活動の推進	①日常生活における交流機会の創出	C
	②交流イベント等の開催	C
	③学校における交流機会の拡充	A
1-3 スポーツ・文化芸術活動の推進	①スポーツ大会への参加促進	B
	②文化芸術に触れる機会の確保及び支援の充実	B
	③スポーツ・文化芸術活動を支える団体や人材の育成・確保	B
1-4 障害者団体等の支援	①障害者団体等の活動支援	B
1-5 ボランティア活動の推進	①ボランティアに関する広報・情報提供の充実	B
	②施設におけるボランティア機会の充実	C
	③学校におけるボランティア活動の推進	B

2 差別解消・権利擁護の推進

【取組状況】

「2-1 差別解消の推進」では、ホームページや広報に障害に基づく差別解消に関する情報を掲載し、周知を実施しています。また、町職員の新規採用時における障害者差別解消法の内容を踏まえた研修の実施や、障害者相談支援センターとの連携による町内相談支援事業所の相談員等への障害者差別に関する意識啓発を行っています。「2-2 虐待防止の推進」及び「2-3 権利擁護の推進」については、令和5年度に「権利擁護支援センター」を設置し、成年後見制度利用促進や虐待の相談・対応の強化を図りました。

【施策推進における課題等】

「2-1-①障害に基づく差別解消に向けた啓発活動」では、ホームページや広報だけでは幅広い周知は難しい面があるため、町内事業所等に対して、直接制度説明の場を設けるなどの対応を検討していく必要があります。また、「2-2-②虐待の早期発見と適切な対応」について、子ども、高齢者等、他課との連携が必要なケースが少なくないため、関係機関との連携強化と体制整備が課題です。「2-3-①福祉サービス利用援助事業」については、今後の利用ニーズの増加を見越して、支援員の確保・発掘に取り組む必要があります。「2-3-④市民後見人の養成」についても、今後の養成方法の検討・実施とともに、市民後見人が活躍できる場や機会の確保についてもあわせて検討していく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
2-1 差別解消の推進	①障害に基づく差別解消に向けた啓発活動	B
	②差別に対する相談体制の充実	A
2-2 虐待防止の推進	①虐待防止法の周知	B
	②虐待の早期発見と適切な対応	A
2-3 権利擁護の推進	①福祉サービス利用援助事業の充実	B
	②意思決定支援の充実	A
	③成年後見制度の周知と利用促進	B
	④法人後見制度の推進と市民後見人の養成	C

3 相談支援・福祉サービスの充実

【取組状況】

「3-1 相談支援体制の充実」では、入間西障害者地域自立支援協議会運営会議内で、相談支援専門員との意見交換を実施しているほか、障害者等相談支援事業実務者会議を開催し、委託相談支援事業所と町担当課の連携強化を図っています。「3-2 安心して地域生活を送るための支援の充実」では、外出支援に関する各種サービスや事業について周知を図るとともに、適切な支給を行うことで外出機会や社会参加の機会の確保を図っています。「3-4 情報アクセシビリティの向上」では、町ホームページについて、情報アクセシビリティの向上に向け、町独自のガイドラインを策定し、障害特性に配慮した情報提供に努めています。また、手話奉仕員の育成や視覚障害者を対象とした広報紙等の録音を行うボランティア団体への支援を実施しています。

【施策推進における課題等】

「3-1 相談支援体制の充実」について、障害の重度化、複雑化により支援が困難なケースがあり、包括的な支援体制の構築に向け、障害福祉担当課以外の関係機関等も含めた連携強化を図っていく必要があります。「3-2-①地域における居住の場の確保」について、家族等の高齢化により、グループホームの利用希望が増加しているため、引き続き情報把握に努めていく必要があります。「3-3 福祉サービス等の充実」に関しては、

必要とするサービスと希望するサービスのマッチングが難しい場合があり、障害特性に応じた柔軟な対応を図っていく必要があります。「3-4-④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実」について、役場庁舎等の公共施設における障害特性に配慮した案内や情報提供の充実を図るため、施設改修の際に随時対応していく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
3-1 相談支援体制の充実	①相談支援関係機関の連携強化	A
	②計画相談の利用促進	B
	③相談支援体制の強化	A
	④障害当事者等による相談支援の充実	B
	⑤町担当職員の資質向上	A
3-2 安心して地域生活を送るための支援の充実	①地域における居住の場の確保	A
	②各種助成制度の利用促進	B
	③外出支援の充実	B
	④緊急時における連絡体制の強化	B
3-3 福祉サービス等の充実	①福祉サービスの充実	A
	②障害児支援の強化	A
3-4 情報アクセシビリティの向上	①障害特性に配慮した町ホームページの作成	B
	②福祉ガイドブックの充実	B
	③コミュニケーション支援者の養成	B
	④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実	C

4 健康づくり環境の充実

【取組状況】

「4-1 疾病の予防と早期発見・早期対応」について、妊娠期、乳幼児期、成人期において、各種健診、予防接種、健康教育等とともに、毛呂山町健康マイレージ事業などを実施し、健康づくりの支援に努めるとともに、障害のあるなしにかかわらず、住民一人ひとりが健康で幸せに暮らせるまちづくりを目指し「毛呂山町健幸づくりのまち宣言」を行い、町をあげて「健幸」づくりを推進するための各種施策を展開していきます。

また、保健センターや子育て支援センターの各種健診や事業実施にあたり、発達の遅れ等が疑われた場合、各関係機関と連携を図り、早期対応に努めるとともに、発達支援巡回事業実施にあたり、発達障害が疑われる子どもへの接し方等について、理学療法士や作業療法士による保育所の保育士等への助言等を行っています。「4-2 精神保健体制の推進」では、心の健康づくりの推進として、坂戸保健所管内で年1回、共催事業として講演会を実施しています。

増加し続ける精神障害のある人への支援体制として、地域活動支援センターのぞみでは、事業所に来所するだけでなく、事業所が各地域に出向いて居場所を提供する「出張地活」に取り組んでいます。

【施策推進における課題等】

「4-1-①疾病予防・健康増進の普及啓発」では、若い世代の健康マイレージ事業の利用が少ないことが課題です。商品券の引き換え場所の拡大・変更や子ども関連の事業を対象事業とするなど、より参加者が利用しやすく、興味を持てる内容としていく必要があります。「4-2-②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応」では、保護者が発達の特性や障害の受容に至るには、適切なタイミングを待つ必要がある場合が多く、切れ目のない見守り・支援が重要ですが、子育て支援センターは定期的な通いの場ではないため、見守りの継続が難しいことが課題です。早期に適切な対応や療育が受けられるよう、関係機関との連携体制の強化が重要です。「4-2-②精神疾患に対する相談支援の充実」については、心の健康に関する相談について、近年障害の重度化、高齢化により、相談内容が複雑化、多様化しており、相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
4-1 疾病の予防と早期発見・早期対応	①疾病予防・健康増進の普及啓発	B
	②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応	B
	③生活習慣病予防の推進	B
	④自立支援医療の適切な利用	B
4-2 精神保健体制の推進	①心の健康づくりの推進	B
	②精神疾患に対する相談支援の充実	B
	③回復途上にある精神障害者等への支援の推進	B

5 安心・安全な生活環境の整備

【取組状況】

「5-1 福祉のまちづくりの推進」では、公共施設等における障害者用駐車場の区画整備や町営住宅の修繕等のバリアフリー化とともに、住宅改修費の補助や段差解消・手すりの設置等の各種助成制度を活用した福祉のまちづくりの取組を推進しています。また、移動しやすい環境整備として、交差点改良工事の際に信号機の導入及びフラット形式の歩行者待機スペースの設置等、安全な歩行空間の整備に努めています。「5-2 防災防犯対策の充実」では、防災体制の推進に向けて、全ての行政区に自主防災組織の設立を促すとともに、相談支援専門員等により避難行動要支援者について個別支援計画の作成を促進する事業を整備しています。また、自治会単位として地域の見守り等を行う地域ふくしサポーター制度事業を実施しており、実施地区への活動費助成、相談対応や研修会・勉強会を実施しています。安全・安心な避難場所の確保に向けては、指定福祉避難所において、避難行動要支援者が参加した福祉避難所開設訓練を実施しています。

【施策推進における課題等】

「5-1-①公共的施設のバリアフリー化の推進」については、今後も利用者のニーズを的確に把握し、継続的に整備を進めていく必要があります。「5-1-②住宅環境の整備」では、町営住宅について、令和7年度に更新・見直しをする公営住宅長寿命化計画に基づき、誰もが安心して安全に暮らせる住まいづくりを推進していく必要があります。「5-1-③移動しやすい環境の整備」については、民間開発事業の中で公共整備について協力を求めるなど、引き続き移動しやすい環境の整備を進めていく必要があります。「5-2 防災防犯対策の充実」では、自主防災組織の設立については、8割を超える行政区で設置が進んでいます。また、自治会単位で地域の見守り等を行う地域ふくしサポーター制度事業について、実施地区が減少しており、自治会や地域の防災組織と連携した取組などを検討していく必要があります。「5-2-③安全・安心な避難場所の確保」では、指定福祉避難所における発災時の対応について、町及び指定避難所双方に想定しきれていない事項があることから、開設訓練や避難行動要支援者との紐付けを通して受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
5-1 福祉のまちづくりの推進	①公共的施設のバリアフリー化の推進	A
	②住宅環境の整備	B
	③移動しやすい環境の整備	B
	④障害特性に対応した交通安全施設の整備	B
5-2 防災防犯対策の充実	①防災体制の推進	B
	②障害特性に配慮した情報提供の推進	B
	③安全・安心な避難場所の確保	B
	④悪質商法等による被害防止体制の強化	B

6 発達支援・教育支援の充実

【取組状況】

「6-1-①一貫した支援体制の構築」では、乳幼児期から学校卒業後にわたる一貫した支援や家族等に対する支援として、子ども課では関係機関と連携した保育所等の入所時の対応に加え、入所後の発達支援巡回事業を通じ、発育発達に不安のある子どもの早期発見や個々に応じた支援に努めています。また、保健センターでは、未就学児を対象とした発育発達相談（年8回）や乳幼児教室（年18回）を開催しており、個別の相談支援も行っています。学校教育課では、就学支援委員会を通して、児童生徒にとってよりよい学習の環境を整えるため、入学前から保護者等との継続的な相談に対して、助言をし、可能な限り早期から成人に至るまで、一貫した支援ができるように医療・福祉など専門的な分野からの教育的支援の助言や適正な就学に係る判断を行っています。「6-1-②発達障害児に対する支援の充実」では、保育所において、発達支援巡回事業を通じた「個別の指導計画」の作成、実施に努めるとともに、全職員間にてケース会議等を実施し、情報共有と支援体制の強化を図っています。また、子育て支援センターにおいて、職員の発達支援マネージャー研修の受講を順次進めています。「6-2 教育支援施策の充実」では、保育所・幼稚園等における障害のある子どもの受け入れのため、全クラスにおいて配置人数を複数とし、障害のある子どもの受け入れに努めています。また、障害に対する正しい知識の習得と理解を深めるため、研修の参加や特別支援学校等の見学を実施しています。さらに、小中学校では、特別な配慮を要する児童生徒に対して、適切な教育支援を行うため個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、児童生徒に適した教育支援を行っています。

【施策推進における課題等】

「6-1 児童発達支援体制の充実」では、発達の特性に関する支援や家族等に対する支援について、保護者が子どもの障害を受け入れることができず、早期発見しても支援につなぐことができない場合があります。子どもだけでなく、家族の気持ちに寄り添うことができるよう、関係機関と情報共有し、個々に応じた支援に努める必要があります。また、発達障害者サポート手帳の使用者が少ないことから、手帳の内容・活用方法等の周知に努め、障害のある子どもや家庭に対する一貫した支援に努めます。家族等に対する支援として、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングが実施できる体制を整えていく必要があります。「6-2 教育支援施策の充実」について、公立保育園における加配保育士は支援の必要性に応じた加配ができるよう保育士確保に努めます。また、障害特性に対応した施設・設備の整備について、関係部署との情報共有を密に行い、支援を必要とする児童生徒の障害特性を把握するとともに、小学校入学から中学校卒業までの9年間を見越した支援方針を策定し、施設・設備の整備を実施していく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
6-1 児童発達支援体制の充実	①一貫した支援体制の構築	B
	②発達障害児に対する支援の充実	C
	③家族等に対する支援の充実	C
	④緊急時や休息のためのサービスの充実	C
6-2 教育支援施策の充実	①障害のある子どもの受け入れ体制の充実	B
	②保育士等の資質向上	B
	③「個別の教育支援計画」の作成	A
	④障害特性に応じた指導体制の強化	B
	⑤障害特性に対応した施設・設備の整備	B

7 雇用・就労の促進

【取組状況】

「7-1 障害者雇用の促進」では、企業開拓の推進に向け、ハローワークや各種の雇用に関する団体などと連携し、障害者雇用に関する情報の共有を図っています。また、障害者就労支援センターにおいて、就労に関する相談や就労の継続支援、企業開拓等を行っています。特別支援学校卒業後の円滑な就業支援について、障害特性に応じた柔軟な対応ができるように、入間西障害者地域自立支援協議会において協議を進めています。

「7-2 多様な就労支援・就業機会の確保」では、就労移行支援や就労定着支援について、関係機関と連携を密にして支援の充実を図っています。また、行政機関による調達等の推進について、物品の購入や清掃業務委託などの発注の機会を確保するとともに、物品や食品を役場庁舎内で販売する場を提供し、販売機会促進と作業量拡大、工賃の向上を図っています。

【施策推進における課題等】

「7-1-①企業開拓の推進」について、令和3年度・4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、情報の周知を図るための活動が行えなかったため、今後は各種機関から収集した情報を商工会へ提供するとともに、会員企業等への周知を図っていく必要があります。また、障害者就労支援センターの相談件数が増加しており、マンパワーの課題があることから、埼玉県障害者雇用サポートセンターと連携を図っていく必要があります。「7-1-②卒業後の円滑な就業支援」について、特別支援学校卒業後の円滑な就業支援を図るため、就労アセスメントの手法について、柔軟な対応が必要なケースにも対応できるよう、関係機関と協議を進めていく必要があります。また、就労移行支援や就労定着支援については、本人の障害特性に合った事業所を探すことが困難な場合があり、引き続き関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

施策の方針	施策名	成果
7-1 障害者雇用の促進	①企業開拓の推進	B
	②卒業後の円滑な就業支援	B
	③町職員の障害者雇用の推進	B
7-2 多様な就労支援・就業機会の確保	①就労移行支援の充実	A
	②就労定着支援の利用促進	A
	③行政機関による調達等の推進	A
	④作業量の拡大と工賃向上への支援	A

※就労アセスメント

働くことを希望する障害のある人が、適切な「働く場」（一般就労、A型事業所、B型事業所等）を選択することを支援するため、その人の就労面や生活面に関する情報を把握することを目的として行うもの。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（目指すまちの姿）

すべての人の個性と人格が尊重され、障害のある人もない人も一人ひとりが持つ能力を十分発揮しながら、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域社会の対等な構成員として、就労や社会参加等を通じ、いきいきと輝いて住みなれた地域で暮らすことができるまち。

制度・分野ごとの『縦割り』を超えて必要とする支援が受けられ、また、地域での生活を制限しているさまざまな障壁（バリア）を取り除いていくことで、誰もが安心して心豊かな暮らしを送ることができるまち。

「ともに支えあい心豊かに安心して暮らせるまち」
を目指して

2 基本目標

本町が目指すまちの姿を踏まえ、本計画の施策展開における基本目標を以下のとおりとします。

基本目標1 障害に対する理解が進み、支えあいのあるまちづくり

町民一人ひとりが障害に対する理解を深めるとともに、障害のある人もない人も「支え手」「受け手」という関係を超えて対等な立場で支えあいができるまちづくりを進めます。

また、誰もが持つ権利を地域全体で守る体制を構築し、尊厳が守られる地域共生のまちづくりを目指します。

基本目標2 地域で安心して生活できるまちづくり

制度・分野ごとの縦割りを超えて関係機関が連携し、一人ひとりの状態にあったきめ細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、外出しやすく災害等からも安心・安全なまちづくりを目指します。

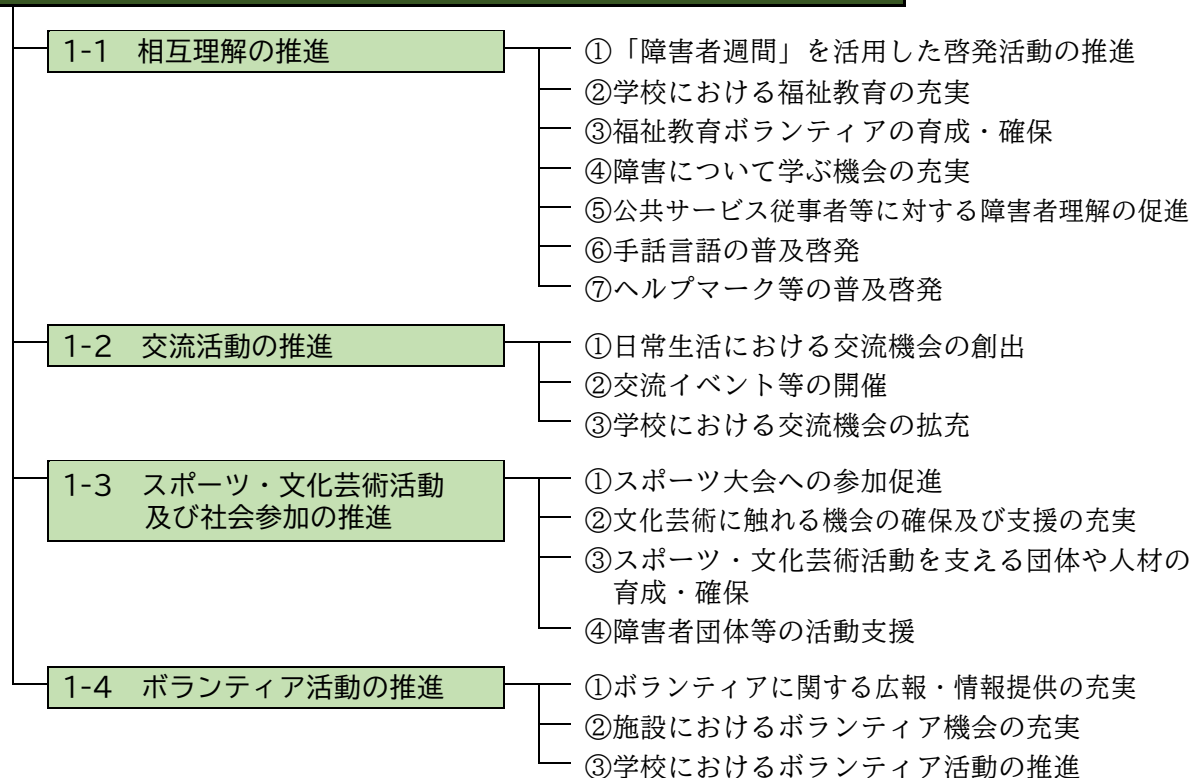
基本目標3 自分らしく心豊かに暮らせるまちづくり

一人ひとりが持つ個性と能力を伸ばすことができる教育の充実及び就労・社会参加により、障害のある人もない人も意欲と生きがいを持ち、心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

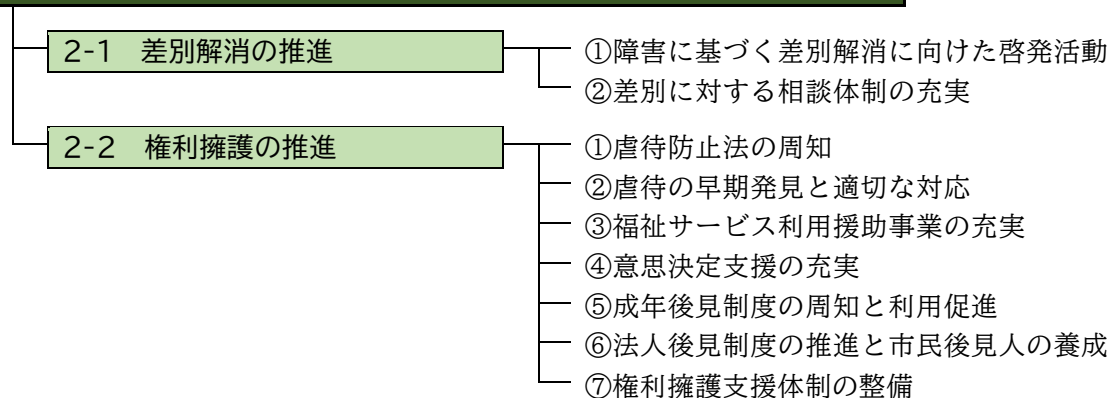
3 施策の体系

基本目標 1 障害に対する理解が進み、支えあいのあるまちづくり

1 障害に対する理解と支えあいの推進



2 差別解消・権利擁護の推進



基本目標 2 地域で安心して生活できるまちづくり

3 相談支援・福祉サービスの充実

3-1 相談支援体制の充実・強化

- ①相談支援関係機関の連携強化
- ②計画相談の利用促進
- ③相談支援体制の強化
- ④障害当事者等による相談支援の充実
- ⑤町担当職員の資質向上

3-2 安心して地域生活を送るための支援の充実

- ①地域における居住の場の確保
- ②各種助成制度の利用促進
- ③外出支援の充実
- ④緊急時における連絡体制の強化

3-3 福祉サービス等の充実

- ①福祉サービスの充実
- ②障害児支援の強化
- ③福祉人材の確保・定着

3-4 情報アクセシビリティの向上

- ①障害特性に配慮した町ホームページの作成
- ②福祉ガイドブックの充実
- ③コミュニケーション支援者の養成
- ④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実

4 健康づくり環境の充実

4-1 疾病の予防と早期発見・早期対応

- ①疾病予防・健康増進の普及啓発
- ②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応
- ③生活習慣病予防の推進
- ④自立支援医療の適切な利用

4-2 精神保健体制の推進

- ①心の健康づくりの推進
- ②精神疾患に対する相談支援の充実
- ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ④回復途上にある精神障害者等への支援の推進
- ⑤ひきこもりに関する支援体制（プラットフォーム）の整備

5 安心・安全な生活環境の整備

5-1 福祉のまちづくりの推進

- ①公共的施設のバリアフリー化の推進
- ②住宅環境の整備
- ③移動しやすい環境の整備
- ④障害特性に対応した交通安全施設の整備

5-2 防災防犯対策の充実

- ①防災体制の推進
- ②障害特性に配慮した情報提供の推進
- ③安全・安心な避難場所の確保
- ④悪質商法等による被害防止体制の強化

基本目標 3 自分らしく心豊かに暮らせるまちづくり

6 発達支援・教育支援の充実

6-1 児童発達支援体制の充実

- ①一貫した支援体制の構築
- ②発達障害児に対する支援の充実
- ③家族等に対する支援の充実
- ④緊急時や休息のためのサービスの充実
- ⑤医療的ケア児等を支援するための協議の場の運営

6-2 教育支援施策の充実

- ①障害のある子どもの受け入れ体制の充実
- ②保育士等の資質向上
- ③「個別の教育支援計画」の作成
- ④障害特性に応じた指導体制の強化
- ⑤障害特性に対応した施設・設備の整備

7 雇用・就労の促進

7-1 障害者雇用の促進

- ①企業開拓の推進
- ②卒業後の円滑な就業支援
- ③町職員の障害者雇用の推進

7-2 多様な就労支援・就業機会の確保

- ①就労移行支援の充実
- ②就労定着支援の利用促進
- ③行政機関による調達等の推進
- ④作業量の拡大と工賃向上への支援

4 本計画の重点施策

障害者理解の促進と差別解消の推進

国の第5次障害者基本計画（令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を対象）においては、基本原則として「地域社会における共生等」、「差別の禁止」等を掲げており、民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供の義務化等を定めた令和3年の障害者差別解消法の改正も踏まえ、障害のある人や子どもを取り巻く様々な障壁を取り除き、理解をより促進することが重要となります。本町では広報やイベント等での啓発や学校教育において、障害や障害のある人や子どもへの理解促進を図っています。

しかし、障害者福祉計画アンケート調査において、差別を受けた経験があると回答した人が障害者調査では25.9%、障害のある児童の保護者調査では45.7%となっており、障害に対する理解をさらに深めていくことが求められています。

地域生活支援の充実・強化

本町では、基幹相談支援センターを設置し、町内の相談支援事業者との定期的な情報共有の場を確保し、連携強化に取り組んでいます。自宅での生活や施設への入所など、本人の意思を尊重した暮らし方の実現を目指すため、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の充実が求められています。

また、就労は、障害のある人が地域で自立した生活を送るにあたり、生きがいや暮らしの充実に結びつく大きな要素です。障害のある人の就労の場と機会の充実を図るため、一般就労に向けた訓練や就労後の定着支援、福祉的就労などに加え、障害のある人を雇用する企業や就労支援事業所への支援も重要になります。

加えて、障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人や子ども、その家族が地域で安心して暮らし続けられるよう、事業所同士の連携による相談、体験の機会、緊急時の対応等、必要な機能を備えた地域包括支援体制の構築に向けて、地域生活支援拠点のさらなる整備・充実を図ることが必要です。

また、地域共生社会の実現に向け、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。

障害のある子どもと家族への支援

障害のある子どもには、幼いうちからの適切な支援が重要です。障害のある子どもやその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう地域における支援体制の構築を図るとともに、保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、成長段階に応じた取組を切れ目なく行うことが求められます。

また、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえ、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた特別支援教育の推進、学校卒業後の生活へスムーズに移行するための関係機関と連携した就労支援や障害福祉サービスの利用など、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、発達に課題のある子どもや医療的ケアが必要な子ども等について、医療、福祉、教育が連携して対応していくことが重要です。

防災対策の推進

災害時に障害のある人や子どもの安全を確保するためには、障害のある人と地域住民が日常的な関わりを持つことが重要であり、地域での共助による対応力の強化が求められます。

避難行動要支援者名簿及び個別支援計画について、関係機関・団体等を含め、地域全体でより効果的な運用方法について検討するとともに、避難訓練等にも活用していく必要があります。

また、災害発生に備え、福祉避難所の運用方法についても、各指定避難所の受け入れ可能人数や保有設備等の情報共有と連携体制の強化を図るとともに、開設訓練等を通じて受け入れ体制の整備を図っていく必要があります。

※ライフステージ

幼年期、少年期、青年期、壮年期、老年期等、人の一生を身体的、精神的な発達段階に応じて区分した生活段階をいう。

第3章 施策の展開

基本目標 1

障害に対する理解が進み、支えあいのあるまちづくり

1 障害に対する理解と支えあいの推進

【現状と課題】

障害福祉を推進していく上では、地域住民の障害や障害のある人や子どもに対する理解の促進・浸透が必要不可欠な要素です。

障害のある人が地域で自立した生活を送るうえで重要なこととして、障害者福祉計画アンケート調査の障害者調査の結果によると、25.3%と4人に1人が「障害に対する啓発・広報活動の推進」と回答しています。

また、一般町民調査結果でも、半数を超える54.3%が障害者が生活する上で障壁（バリア）※があると感じると回答しており、一方、「心のバリアフリー※」を知っていると回答した人は15.2%となっています。

障害のある人もない人も、すべての人が社会に存在する一人の人間であり、障害があることは人間の本質や価値に関わるものではありません。障害のある人を取り巻く問題は、個人の心身の機能障害より、個人と社会環境の関係によるものが大きくなっており、地域社会においては、依然としてさまざまな障壁（バリア）があり、差別や偏見、さらには人権が侵害されているようなケースもみられる状況です。

また、障害のある人に対する虐待は障害のある人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加を妨げるものとなります。障害のある人もない人も、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って暮らしていくことは、誰もが望むことです。

地域社会においてあらゆる人々の基本的人権が尊重され、平等で多様な生き方が選択でき、ともに支えあいながら暮らす社会を実現するには、地域住民一人ひとりが障害や障害のある人への理解を深め、互いの人権を尊重する社会をつくることが重要です。

そのためには、あらゆる機会を活用した広報・啓発活動のさらなる充実を図るとともに、福祉教育や交流活動、さらには地域住民による助けあいや見守り、ボランティア活動等を基本とした地域福祉への支援や協力を行うことが必要となっています。

※障壁（バリア）

社会的障壁。障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で困りごとや不利益をもたらすもの。障害は社会と個人の心身機能の障害があいまって創り出されているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える「障害の社会モデル」という考え方がある。

※心のバリアフリー

偏見や固定観念など、私たちの心の中にある目に見えない障壁をなくし、性別、障害、国籍といった違いに関わらず、誰もが住みやすい真のバリアフリー社会を実現するため、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあうこと。

【各種施策の方針】

1-1 相互理解の推進

障害に対する理解が深まる学習・体験機会の充実を図るため、さまざまな機会や媒体を活用しながら、障害についての正しい知識の普及や障害のある人や子どもに対する町民の理解を深めるための啓発・広報活動を推進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①「障害者週間」を活用した啓発活動の推進	障害のある人や子どもに対する理解と具体的な行動へとつなげられるよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」等を活用し、広報紙等で積極的に啓発活動を推進します。	・ホームページ、広報紙掲載 (福祉課)
②学校における福祉教育の充実	障害のある人や子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるために、町内の関係機関と連携しながら、総合的な学習の時間を中心に、学校における福祉教育の充実に努めます。	・総合的な学習（車いす・視覚障害体験） (学校教育課)
③福祉教育ボランティアの育成・確保	福祉教育ボランティアの育成・確保を図り、持続性のある事業実施体制の確保と内容の充実に努めます。また、障害当事者のボランティアへの参画を促進します。	・福祉体験学習支援 ・福祉教育支援ボランティアの育成 [社会福祉協議会]
④障害について学ぶ機会の充実	人権を学ぶ意義を周知し、より多くの人に人権に関する講座を受講する機会を提供します。 障害のある人の立場が理解できるよう、自治会や団体に対して車いす体験、視覚障害者の疑似体験等ができる機会を提供します。	・生涯学習人権教育講座、人権教育指導者養成研修事業 (生涯学習課) ・車いす・視覚障害体験 [社会福祉協議会]
⑤公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進	障害のある人が地域において安心して生活できるよう、町職員等に対する研修を実施します。また、公共機関や民間事業者等への障害のある人に対する理解の促進に努めます。	・新採用職員を対象とした障害者差別解消の研修 (総務課) ・民間事業者等に対する障害者理解の促進 (福祉課)
⑥手話言語の普及啓発	毛呂山町手話言語条例（令和元年6月施行）に基づき、町民及び事業者に対し、手話への理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進します。また、広報誌等において、日常的な手話を掲載し、普及啓発に努めます。	・広報誌掲載、リーフレット等の作成 (福祉課) ・手話講習会の開催 (福祉課)
⑦ヘルプマーク等の普及啓発	義足・人工関節を使用している方や内部障害・難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを示す「ヘルプマーク」をはじめ、障害のある人に関するマークの普及啓発を推進します。	・ホームページ、広報紙掲載 (福祉課) ・総合的な学習 (学校教育課)

1-2 交流活動の推進

障害のある人とない人が交流する機会の創出を図り、ふれあいの中から障害や福祉活動への理解を深める取組を推進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①日常生活における交流機会の創出	関係機関の連携・協力を得ながら、障害のある人とない人が日常的にふれあうことができる機会の創出に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 一般介護予防事業（ゆずっこ元気体操）の実施（高齢者支援課） ふれあい・いきいきサロン [社会福祉協議会]
②交流イベント等の開催	障害のある人とない人がともに気軽に参加し、ふれあうことのできる各種イベントの開催・充実とその周知に努めます。また、介護している家族等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 各種福祉団体主催のイベントの周知、後援等による協力（福祉課） ふれあい広場 [社会福祉協議会]
③学校における交流機会の拡充	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒と一緒に学ぶ授業の場づくりや交流学习を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級と通常学級の交流（学校教育課）

1-3 スポーツ・文化芸術活動及び社会参加の推進

スポーツ、文化芸術、レクリエーションの機会の確保・充実を図るとともに、障害者団体等の活動を支援します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①スポーツ大会への参加促進	障害のある人が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション大会や親しみやすいニュースポーツの開拓、県障害者スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会への参加等を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 県障害者スポーツ協会への負担金（福祉課）
②文化芸術に触れる機会の確保及び支援の充実	町や民間団体等が行う文化芸術活動の公演・展示等において、手話通訳者の配置、字幕や音声ガイドによる案内サービス等、障害特性に応じた様々な工夫や配慮に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 各種公演、講座開催等における障害のある人への配慮（各課） 公共施設の利用への配慮（福祉課）
③スポーツ・文化芸術活動を支える団体や人材の育成・確保	障害のある人のスポーツ・文化芸術活動を支援するため、自主活動団体や支援団体の結成・活動支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の利用料免除（公民館）
④障害者団体等の活動支援	障害のある人や子ども及びその家族からの相談対応や啓発等を行う団体の活動を支援し、障害のある人の福祉向上を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 各種障害者団体・NPO法人の活動支援（福祉課）

1-4 ボランティア活動の推進

ボランティアに関する情報提供の充実を図るとともに、社会福祉協議会に設置されているボランティアセンター等と連携して受け入れ体制の拡充を図り、地域ボランティア活動を推進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①ボランティアに関する広報・情報提供の充実	町民が積極的にボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターの活動や広報紙、ホームページ等を通じ、ボランティアに関する啓発・普及、情報提供の充実に努めます。	・広報紙、社協だより、ホームページを活用したボランティア情報の提供 [社会福祉協議会]
②施設におけるボランティア機会の充実	事業所との連携・協力により、障害者施設におけるボランティア受け入れの拡充を図り、町民の障害や障害のある人に対する理解を深める機会の充実に努めます。	・ボランティアセンター、福祉ふれあい体験 [社会福祉協議会]
③学校におけるボランティア活動の推進	「福祉協力校」や「ボランティア推進校」の指定等により、各学校における福祉・ボランティア活動を推進します。	・福祉協力校・ボランティア推進校指定 [社会福祉協議会]

2 差別解消・権利擁護の推進

【現状と課題】

一人ひとりの基本的人権が尊重され、権利が守られていなければ、障害のある人や子どもが主体的で豊かな生活を地域で送ることはできません。

障害者福祉計画アンケート調査結果によると、障害による差別では、25.9%の障害のある人が差別を受けた経験があると回答しており、特に精神障害者は41.0%、障害のある児童の保護者調査では45.7%と半数近くに上っています。また、令和3年の障害者差別解消法の改正により、令和6年4月から民間事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことも踏まえ、今後とも、社会全体で障害のある人や子どもへの理解を深め、差別をなくす取組を一層推進していく必要があります。

障害者の権利を擁護する仕組みとしては、社会福祉協議会が実施している「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」や後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があり、本町では、成年後見中核機関と虐待防止センター機能を併せ持つ「権利擁護支援センター」を設置し、相談受付や対応を行っていますが、費用負担や手続きの複雑さなどから必要な人が制度を十分利用しているとはいえない状況であり、引き続き必要な人が適切に利用できるための制度の周知と支援の充実を図っていく必要があります。また、成年後見制度の利用の拡大に対応できるよう、市民後見人の養成とともに市民後見人が活躍できる場や機会の確保を進めていくことも重要です。

【各種施策の方針】

2-1 差別解消の推進

障害を理由とするあらゆる差別の解消に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談体制の充実を図ります。

施策名	内 容	事業（所管課）
①障害に基づく差別解消に向けた啓発活動	障害に対する偏見や社会的排除、制約など、障害に基づくあらゆる差別をなくし、障害のある人もない人もともに生きる社会づくりを推進するため、啓発活動を行います。 また、公共交通機関や不特定多数の人が利用するスーパーや飲食店などの施設において、身体障害者補助犬の同伴が拒まれることのないよう、身体障害者補助犬制度の周知に努めます。	・ホームページ、広報紙掲載 (福祉課)
②差別に対する相談体制の充実	障害者の差別に対する相談に適切に対応し、障害を理由とする差別の諸要因の解消を図るため、相談にあたる職員や障害福祉サービス事業者等の意識向上に努めます。	・研修会等の実施 (福祉課)

2-2 権利擁護の推進

家族等の心身の負担軽減等により、虐待の防止に努めるとともに、関係機関との連携や地域への理解促進を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応が取れる体制の構築を推進します。また、判断能力が十分でない障害のある人や高齢者の権利を守り、意思決定の支援を図るため各種制度の活用を促進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①虐待防止法の周知	虐待の防止と通報等による早期発見につなげるため、虐待防止法の趣旨及び内容について関係機関・団体や地域住民への周知を図ります。	・ホームページ、広報紙掲載 (福祉課)
②虐待の早期発見と適切な対応	関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見と適切な対応がとれる体制の構築を進めます。また、家族等に対する相談支援や交流機会の充実等により、養護者の心身の負担軽減を図ります。	・権利擁護支援センター (福祉課、高齢者支援課)
③福祉サービス利用援助事業の充実	障害のある人の財産権や人権などの権利擁護の推進のため、判断能力が十分でなく福祉サービス利用や日常的な金銭管理を行うことが難しい人のための福祉サービス利用援助事業の周知や活用の促進を図ります。また、利用者の増加に応じて、生活支援員の育成・確保など支援体制の強化に努めます。	・福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと） [社会福祉協議会]
④意思決定支援の充実	知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える障害のある人や子どもが、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、障害のある人や子どもの意思を尊重した質の高いサービスの提供に努めます。	・障害福祉サービス ・地域生活支援事業 (福祉課)
⑤成年後見制度の周知と利用促進	成年後見制度の利用促進を図ります。また、利用において、身寄りのない障害のある人や認知症高齢者等について、町長による後見等開始の審判の申立及び申立にかかる費用の助成を行うとともに、後見人等への報酬にかかる支援を行うなど、さらなる利用支援の拡充を図ります。	・成年後見制度 (福祉課、高齢者支援課) ・権利擁護支援センター (福祉課、高齢者支援課)
⑥法人後見制度の推進と市民後見人の養成	意思決定に支援の必要な障害のある人や認知症高齢者等の増加にともない、法人後見制度の推進を図ります。また、市民後見人養成については、社会福祉協議会と連携して進めていき、活躍の場の確保に努めます。	・法人後見・市民後見養成研修 (福祉課、高齢者支援課) [社会福祉協議会]
⑦権利擁護支援体制の整備	包括的な権利擁護支援体制の整備として、「成年後見制度」「虐待防止・虐待対応」「消費者被害防止」等の機能を統合した権利擁護支援の総合的な相談窓口(権利擁護支援センター)の運営を行います。また、地域において権利擁護支援が必要な人を発見し、支援につなげるための連携体制(権利擁護支援ネットワーク)や、権利擁護支援に関する実務者による協議の場(権利擁護支援協議会)の整備を進めます。	・権利擁護支援体制 (福祉課、高齢者支援課・地域包括支援センター) ・権利擁護支援センター (福祉課、高齢者支援課)

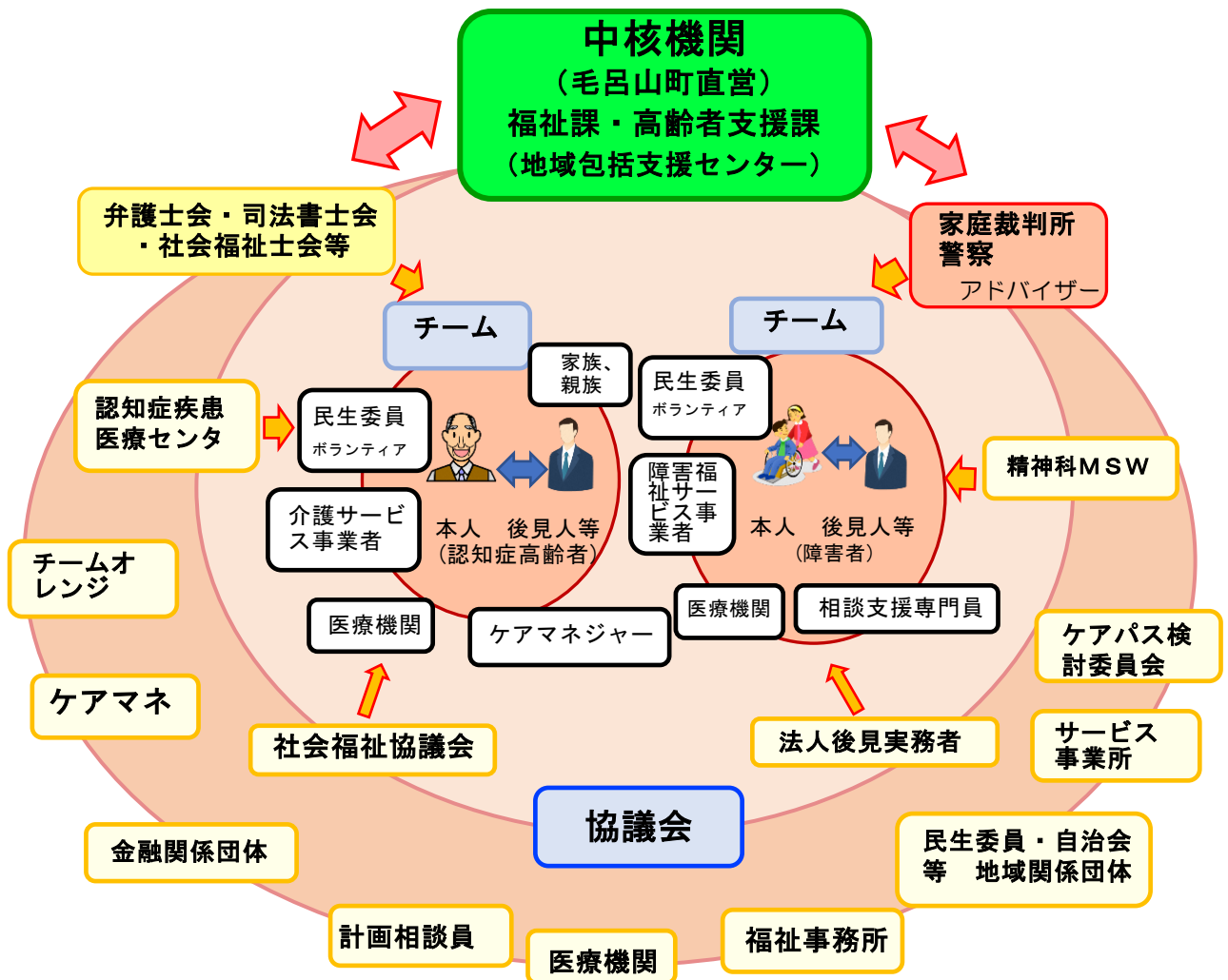
権利擁護支援ネットワークとその中核となる機関

○成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、毛呂山町における、権利擁護支援ネットワークのイメージ図

※中核機関…権利擁護支援ネットワークの事務局としての機能のほか、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能を有する

※協議会…法律・福祉の専門団体や、司法、福祉、医療、地域、金融等の関係機関が連携体制を強化するための合議体

※チーム…本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人が一緒になって日常的に本人の見守りや意思や状況等を継続的に把握



基本目標 2

地域で安心して生活できるまちづくり

3 相談支援・福祉サービスの充実

【現状と課題】

障害のある人や子どもが地域で安心して暮らしていくためには、障害特性や生活状況に応じた多様な支援が必要です。そのためにも、障害のある人や子どもが個人の尊厳にふさわしい充実した地域生活や社会生活を営むことができるよう、様々な生活支援に関するサービスの提供体制を充実していくことが求められます。

また、障害のある人自身が生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送るためには、障害の特性や生活環境など、一人ひとりの状況に応じた様々なサービスを調整し支援する、相談支援体制の充実が必要です。本町では、平成 26 年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を整備し、相談支援事業所の資質向上やネットワークの強化を図っています。今後も、地域の相談支援事業者やサービス事業者、保健・医療関係者等の連携強化を図るとともに、サービス等利用計画作成の促進やサービスの質の向上に向け、障害のある人の地域生活を支える包括的な支援体制の整備を推進していく必要があります。

【各種施策の方針】

3-1 相談支援体制の充実・強化

各相談事業機関等との連携を図りながら、一人ひとりの状況や能力、本人の意向に沿った継続的な相談支援が行える体制づくりを推進し、今後も、増加する相談ニーズに対応できるための相談支援体制の充実・強化に努めます。

施策名	内 容	事業（所管課）
①相談支援関係機関の連携強化	入間西障害者地域自立支援協議会運営会議において、相談支援事業所と行政で意見交換や情報共有を図ります。また、基幹相談支援センターを中心として、障害福祉サービス事業所と行政の顔の見える関係づくりを推進し、人材育成に努めます。	・入間西障害者地域自立支援協議会 ・障害者等相談支援事業 (福祉課)
②計画相談の利用促進	適切な障害福祉サービスを提供するためには、障害福祉サービスの支給決定に際して、計画相談支援事業者によるサービス等利用計画が作成されるよう、計画相談支援を利用する人の増加を図ります。また、提供されるサービスの質の充実に努めます。	・計画相談支援 (福祉課)

施策名	内 容	事業（所管課）
③相談支援体制の強化	委託相談・基幹相談において障害のある人や子ども及びその家族等からの相談に対応し、自らが望む日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。また、相談支援事業者の人材育成の支援を行う等、相談支援体制の強化を図ります。	・ 障害者等相談支援事業（福祉課）
④障害当事者等による相談支援の充実	身体障害者相談員、知的障害者相談員への適切な情報の提供と研修による資質の向上を図るとともに、相談員制度の周知に努めます。	・ 障害者相談員（福祉課）
⑤町担当職員の資質向上	県主催の研修会に適宜参加し、適切な支援及びサービスを提供できる体制の充実を図ります。また、社会福祉主事等の資格取得を推進します。	・ 社会福祉主事資格認定通信課程受講（福祉課、高齢者支援課）

3-2 安心して地域生活を送るための支援の充実

障害のある人や子どもが、住み慣れた地域で安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活の援助や福祉サービス等の充実に取り組みます。

施策名	内 容	事業（所管課）
①地域における居住の場の確保	地域生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。	・ 事業所との連携（福祉課）
②各種助成制度の利用促進	各種医療制度の周知と利用促進を図ります。また、年金や各種手当、税制上の優遇措置や運賃など諸割引制度等の制度の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援医療、重度心身障害者医療制度、自動車運転免許取得費補助、自動車改善費補助（福祉課） ・ 生活福祉資金、福祉資金貸付制度 [社会福祉協議会] ・ あんしんセーフティネット、生活困窮者自立支援制度 [県社会福祉協議会] ・ 各種手当（関係各課）

施策名	内 容	事業（所管課）
③外出支援の充実	屋外における移動が困難な障害のある人や子どもの外出を支援するため、同行援護や移動支援等による外出支援の充実とその活用促進を図るとともに、重度の障害のある人や子どもの移動を容易にするため、福祉タクシー券の交付や自動車燃料費補助、福祉有償運送事業の周知とその活用促進を図ります。また、社会福祉協議会が行っている福祉車両や車いすの貸し出し事業の周知とその活用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・同行援護、移動支援、福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業、福祉有償運送（福祉課） ・車いす、福祉車両貸出事業 [社会福祉協議会]
④緊急時における体制の強化	ひとり暮らし等の高齢者や障害のある人の緊急時に対する不安の解消と安全を確保するための緊急通報装置についての周知を図ります。また、緊急ショートステイ事業を実施して、地域生活支援拠点の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システム（高齢者支援課、福祉課） ・緊急ショートステイ事業（福祉課）

3-3 福祉サービス等の充実

障害のある人や子どもが身近な地域で生きがいを感じながら過ごすことができるよう、障害特性に応じた各種サービスの充実を図るとともに、必要なサービスを適切に利用できるよう、サービスや制度の周知及び利用促進を図ります。また、福祉サービス等の安定的な提供を図るため、サービスを担う福祉人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①福祉サービスの充実	質の高い福祉サービスの提供を支援し、きめ細かな生活支援の充実に努めます。また、難病患者、発達障害、強度行動障害や高次脳機能障害者等の特性に応じた、必要なサービスの充実と利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付、地域生活支援事業、生活サポート事業（福祉課）
②障害児支援の強化	障害特性に配慮しながら、障害のある子どもを受け入れることのできる通所施設の充実を図ります。また、放課後や長期休業中において安心して過ごすことができる居場所の確保・充実に努めるほか、学童保育における放課後児童支援員の研修等による資質向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援、短期入所、日中一時支援（福祉課） ・学童保育（子ども課）
③福祉人材の確保・定着	基幹相談支援センターにおいて、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や研修等の人材育成支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター（福祉課）

3-4 情報アクセシビリティ※の向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法の趣旨も踏まえ、障害特性に応じ、多様な媒体により広く情報提供を行うとともに、必要とする人に的確に情報が届くための提供体制の充実に努めます。また、きめ細かな情報伝達及びコミュニケーション支援の充実を図ることで、障害のある人の社会参加を促進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①障害特性に配慮した町ホームページの作成	町ホームページについて、きめ細かな内容及び障害特性に配慮した提供を実施します。	・ホームページ管理 （担当各課）
②福祉ガイドブックの充実	各種サービスや社会資源等について、情報の取得、利用、意思疎通に係る施策の推進について分かりやすく、気軽に入手できる媒体として福祉ガイドブックの充実を図ります。	・福祉ガイドブック （福祉課）
③コミュニケーション支援者の養成	視覚・聴覚障害者等のコミュニケーションを支援するため、朗読ボランティアや手話奉仕員、要約筆記奉仕員等の育成・確保を図るとともに、活動の場の充実に努めます。	・手話講習会 （福祉課） ・朗読ボランティアの確保 [社会福祉協議会]
④公共施設での情報・コミュニケーション支援の充実	役場庁舎などの公共施設において、点字による掲示、筆談など、障害特性に配慮した案内や情報提供の充実を図ります。	・町施設のトイレへの点字表示 （管財課）

※情報アクセシビリティ

障害のある人や高齢者等も含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。

4 健康づくり環境の充実

【現状と課題】

障害のある人や子どもが地域で安心して暮らしていくためには、障害の早期発見と適切な治療・指導訓練へとつなげていく体制が不可欠であり、早期に適切な対応や療育が受けられるよう、関係機関との連携体制の強化が重要です。保健センターを中心に健康診査や健康教育等の各種保健事業を実施し、一定の成果を上げていますが、若い世代の健康マイレージ事業の利用が少ないなどの課題を踏まえ、さらなる取組を充実していく必要があります。

また、近年、全国的に精神障害のある人の増加がみられ、本人や家族の心のケアを行う体制の充実が求められています。そのため、本町においても「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」を精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための協議の場として位置付け、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な支援体制の構築に向けた取組を進めています。

さらに、近年、社会的な活動からの回避が長期化し社会生活の再開が著しく困難になってしまった、ひきこもりの問題があります。ひきこもりが長期化することは、当事者にとっては、年齢相応の社会経験を積む機会を失うことにもつながるため、社会参加に向け、再チャレンジしていく仕組みと支援者の存在が欠かせません。そのため、地域における支援対象者の実態やニーズを把握するとともに、相談先の周知及び適切なタイミングでのアウトリーチ^{*}型支援の実施など、早期の来談・受診につなげる取組が重要です。取組を進めるにあたっては、教育・医療・福祉・就労等の地域資源を活用し、関係機関が連携してひきこもり状態にある本人や家族を支える体制（プラットフォーム）の整備が必要です。

【各種施策の方針】

4-1 疾病の予防と早期発見・早期対応

障害の原因となる疾病等の予防・治療に関する施策の推進を図るとともに、早期発見・早期対応により、障害の軽減や適切な療育へとつなげる体制をつくります。

施策名	内 容	事業（所管課）
①疾病予防・健康増進の普及啓発	乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期などの各ライフステージに応じた疾病予防、健康増進のための知識等の普及・啓発に努め、住民の健康づくりに努めます。	・各種健診、予防接種、健康マイレージ (保健センター)
②乳幼児期における障害の早期発見・早期対応	乳幼児健診において障害(難聴等)や保育所等において発達障害が疑われた場合は、関係機関と連携を図りながら、適切な療育の情報提供や家族への指導・助言等の支援を行う等、早期の適切な対応に努めます。	・乳幼児健診 (保健センター) ・発達支援巡回事業 (福祉課、子ども課、保健センター)

※アウトリーチ

医療・保健・福祉等の専門職が施設や医療機関等で来訪者を待つのではなく、対象者のもとに直接赴いて、相談を受けたりさまざまな支援を行うこと。訪問支援。

施策名	内 容	事業（所管課）
③生活習慣病予防の推進	障害の原因となる脳血管疾患、糖尿病等のいわゆる生活習慣病の予防のため、健康教育・健康診査など、各種の健康保健対策の一層の充実を図ります。	・健康診査、保健指導、生活習慣病予防教室（保健センター）
④自立支援医療の適切な利用	必要な医療を受ける際の経済的負担の軽減を図るため、自立支援医療の適切な利用の周知を図ります。	・自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）（福祉課）

4-2 精神保健体制の推進

心の健康づくり及び気軽に相談できる体制の整備に努め、精神疾患の予防と早期発見を図ります。精神疾患が疑われる場合は、関係機関と連携を図り、適切な情報提供や助言等に努めます。

施策名	内 容	事業（所管課）
①心の健康づくりの推進	精神疾患・精神障害に関する正しい知識の普及やストレス解消に向けた意識啓発など、心の健康づくりのための取組を推進します。	・各種講演会への参加促進（保健センター）
②精神疾患に対する相談支援の充実	こころの健康に悩みを抱えている人やその家族等が気軽に相談できるよう、健康相談や保健指導の充実に努めます。	・こころの健康相談、電話相談（保健センター） ・ガイドブックやホームページを活用した情報提供（福祉課）
③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」を保健・医療・福祉関係者等による協議の場として位置付け、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、重層的な支援体制の構築に努めます。	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（福祉課）
④回復途上にある精神障害者等への支援の推進	基幹相談支援センターとの連携を強化し、精神障害や保健に課題を抱える人や家族に対して必要な支援を行います。 また、介護している家族等が集い、お互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図るとともに、周知や参加しやすい環境づくり等により利用促進を図ります。	・地域活動支援センター事業（福祉課） ・ボランティア団体のサロン〔社会福祉協議会〕
⑤ひきこもりに関する支援体制（プラットフォーム）の整備	教育・医療・福祉・就労等の関係機関が連携してひきこもり状態にある本人や家族を支える体制（プラットフォーム）の整備を行います。	・ひきこもり支援に関するプラットフォームの構築（福祉課、子ども課、高齢者支援課、学校教育課、保健センター）〔社会福祉協議会〕

5 安心・安全な生活環境の整備

【現状と課題】

障害のある人や子どもが地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、建築物、道路、交通等におけるさまざまなバリアを取り除き、すべての住民にとって安心・安全かつ生活に支障のない環境を整備することが大切です。障害のある人や子どもが暮らしやすいまち、すべての人が暮らしやすいまちであり、その実現にはさまざまな関係機関の連携を図り、ユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりを推進していくことが重要となります。

埼玉県では、令和5年11月から障害のある人等のための駐車区画の適正な利用を一層推進するため、「埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）※」を開始しており、町内においても、駐車区画の適正利用の推進を図っています。

また、近年の東日本大震災や、各地で頻発する豪雨災害などを契機に、災害時における障害のある人や子どもの避難支援の重要性や地域におけるコミュニティの大切さが再認識されています。災害に備えて力を入れてほしいこととして、障害者福祉計画アンケート調査の障害者調査結果によると、「避難先での治療体制の整備」が27.4%と最も多く、障害のある児童の保護者調査結果では、「障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」が45.7%と半数近くが回答しています。

今後も自主防災組織の自発的な活動を支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、障害のある人や子どもが安全に避難し、安心して過ごすことのできる場の確保が求められています。

【各種施策の方針】

5-1 福祉のまちづくりの推進

生活空間におけるさまざまな障壁をなくし、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

施策名	内容	事業（所管課）
①公共的施設のバリアフリー化の推進	行政施設や公園、運動場など、多くの町民が利用する公共的施設において、段差の解消や手すりの設置、障害特性に対応したトイレの設置、誘導・案内表示などのバリアフリー化を推進します。 また、公共施設の障害者用駐車スペースにおける適切な利用の促進を図ります。	・庁舎、町施設管理（管財課） ・パーキング・パーミット制度（福祉課）

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境をつくり上げること。

※埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）

障害のある人や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度。「埼玉県福祉のまちづくり条例」の改正により、令和5年11月1日から開始された。

施策名	内 容	事業（所管課）
②住宅環境の整備	<p>一般の住宅については、障害のある人や子どもが在宅で安心な生活が送れるよう、国・県等の助成制度や貸付制度、介護保険制度による住宅改修の助成制度等の周知とその活用促進を図ります。</p> <p>町営住宅については、公営住宅長寿命化計画に基づき、誰もが安心して安全に暮らせる住まいづくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町営住宅管理（管財課） ・住宅改修補助（福祉課） ・介護保険による給付（高齢者支援課）
③移動しやすい環境の整備	<p>障害のある人や子どもが屋外で安全に移動できるように、歩道拡幅や段差切り下げ、フラット形式の歩道設置、視覚障害者用床材の敷設等を関係部署と協議・検討し、歩行空間の整備を図るとともに、歩行を妨げる電柱や車止めの移設・排除等の検討を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備等（まちづくり整備課）
④障害特性に対応した交通安全施設の整備	<p>関係機関と連携を図り、音響信号機等のバリアフリー対応型信号機、障害特性に配慮した見やすく分かりやすい標識・標示の整備を推進します。</p> <p>また、歩道に物を置かない等の気配りについての啓発活動を行い、交通安全対策の推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施策（生活環境課）

5-2 防災防犯対策の充実

「毛呂山町地域防災計画」に基づき、障害者施設や医療機関等との連携を図りながら、障害のある人や子どもの避難・誘導等に関する体制の強化、防災訓練、災害情報に関する啓発・広報活動の充実に努めます。

また、関係機関と連携を図りながら、障害特性に応じた防犯対策の充実に努めます。

施策名	内 容	事業（所管課）
①防災体制の推進	<p>災害時に援護が必要な高齢者や障害のある人や子どもについて、避難行動要支援者名簿の整備及び定期的な更新を行うとともに、個別支援計画の作成を促進します。また、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。</p> <p>災害発生に備え、関係機関との連携を図りながら、さまざまな災害を想定した防災訓練等の実施を促進し、避難支援体制の充実に推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織 ・提供名簿の定期的更新 ・個別支援計画作成促進 ・防災訓練、土砂災害訓練等（総務課） ・地域見守りネットワーク（福祉課） ・地域ふくしサポーター制度 [社会福祉協議会]

施策名	内 容	事業（所管課）
②障害特性に配慮した情報提供の推進	<p>平時において、ガイドブック、避難所マップを活用して災害に備えるとともに、必要に応じて防災無線の放送内容の電話応答サービスやメール配信を行っており、災害発生時、障害のある人や子どもに迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、障害特性に配慮した情報提供に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、登録制メール等（総務課）
③安全・安心な避難場所の確保	<p>災害時の避難場所等において、感染症拡大防止体制の充実に努めます。また、施設等に協力を得ながら福祉避難所開設訓練を行い、体制整備に努めるとともに、受け入れ態勢や機能等の把握に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所設置等（総務課、福祉課）
④悪質商法等による被害防止体制の強化	<p>消費生活トラブルや悪質商法などの被害未然防止のため、情報提供や啓発に努めます。また、相談においては、支援者や支援機関、家族と連携を図り、解決に向けて相談体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援センター（福祉課・高齢者支援課） ・関係各課・機関による連絡会の開催（産業振興課） ・消費生活相談（産業振興課）

基本目標 3

自分らしく心豊かに暮らせるまちづくり

6 発達支援・教育支援の充実

【現状と課題】

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばし、主体的に社会参加していくことができる心身を育むためには、できるだけ早い時期に一人ひとりの状態を把握しながら、関係機関との連携による適切な支援を行うことが重要となります。また、自ら相談できない保護者等を支援するため、訪問等による多様な相談体制を充実していくことが求められています。

障害者福祉計画アンケート調査の障害のある児童の保護者調査結果によると、障害等に気付いた際の相談先について、39.1%が医師や看護師などの医療従事者、37.0%が役場福祉課、保健センター、子育て支援センターなどと回答しています。また、早期支援のために必要なことについて、84.8%が専門家による相談体制の充実と回答しています。

本町では、乳幼児期から学齢期、また、学校卒業後の地域生活や就労移行等を見据え、関係機関が連携を図りながら継続した支援を行っています。今後も一人ひとりの状況に応じたきめ細かな療育支援、教育支援体制の強化を図るとともに、関係機関の連携と情報共有を推進し、ライフステージを通じて利用できる学びや交流の場を確保していく必要があります。

また、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の趣旨を踏まえ、医療的ケアが必要な子ども等について、医療、福祉、教育が連携して地域における支援体制を確保していくことが求められます。

【各種施策の方針】

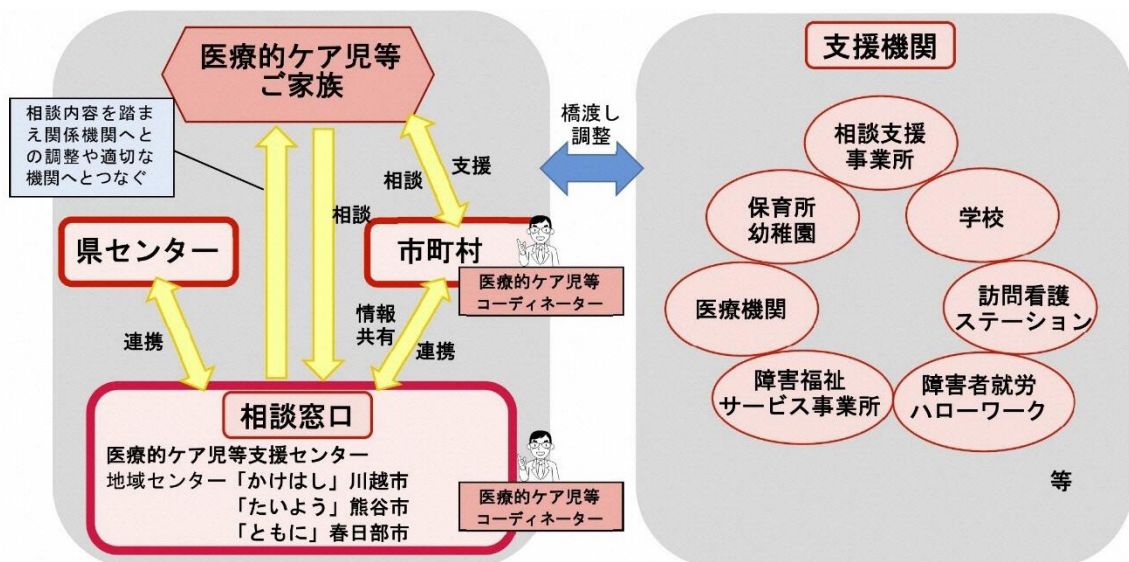
6-1 児童発達支援体制の充実

障害のある子どもが早期に適切な支援を受けることができるよう、一人ひとりの状況に応じた児童発達支援体制の充実に努めます。また、発育発達に不安のある子どもの家族等の精神的・身体的負担を軽減するための支援や、医療的ケア児等へ支援の充実に努めます。

施策名	内 容	事業（所管課）
①一貫した支援体制の構築	障害のある子どもや家族等に対する乳幼児期から学校卒業後にわたる支援について、医療、福祉など専門的な分野からの教育的支援の助言や適正な就学に繋げていくため、一貫した支援体制を構築します。	・ 発育発達相談、乳幼児教室（保健センター） ・ 就学支援委員会（教育センター） ・ 障害者等相談支援事業（福祉課） ・ 「発達障害者支援サポート手帳」の活用（福祉課、子ども課、保健センター、教育センター）

施策名	内 容	事業（所管課）
②発達障害児に対する支援の充実	<p>発達支援巡回事業を通じて早期からの療育相談支援体制の強化を図るとともに、児童発達支援センターへの通所による療育の充実を図ります。</p> <p>また、職員の発達障害に対する知識の習得とスキルアップ等により、発達障害児及び介護している家族等に対する相談支援の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援巡回事業（福祉課、子ども課） ・障害児通所サービス（福祉課） ・発達支援マネージャー育成研修受講（福祉課、保健センター、子ども課）
③家族等に対する支援の充実	<p>発育発達に不安のある子どもの健全な発達を支援する観点から、家族に対してペアレントプログラム、ペアレントトレーニングやカウンセリング等の情報提供など、個々のケースに応じた適切な支援を行います。</p> <p>また、発育発達に不安のある子どもの家族等が集い、互いに悩みを相談できる機会や場の確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発育発達相談、乳幼児教室（保健センター） ・障害者等相談支援事業（福祉課）
④緊急時や休息のためのサービスの充実	<p>緊急時や一時的な休息のためのサービスの充実を図り、介護している家族等を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所、日中一時支援、在宅重症心身障害児レスパイトケア事業（福祉課）
⑤医療的ケア児等を支援するための協議の場の運営	<p>医療的ケア児等とその家族が心身の状況に応じた適切な支援を受け、地域において安心して生活できるようにするため、医療、保健、福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、継続的に意見交換や情報共有を行う協議の場を設置・運営していきます。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児に対する総合的かつ包括的な支援体制の構築に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児等が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置（福祉課） ・医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（福祉課・保健センター）

医療的ケア児等支援体制のイメージ



6-2 教育支援施策の充実

保育所・幼稚園における受け入れ体制の強化を図るとともに、専門的支援の充実を図ります。また、関係機関との連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育等を推進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①障害のある子どもの受け入れ体制の充実	加配保育士や支援員の配置及び障害特性に配慮した施設整備を促進しながら、保育所・幼稚園等における障害のある子どもの受け入れに努めます。	・保育所 ・幼稚園 (子ども課)
②保育士等の資質向上	障害に対する正しい知識の習得と理解を深めるため、保育士等の研修の受講を促進し、資質向上を図ります。	・各種研修への参加 (子ども課)
③「個別の教育支援計画」の作成	障害のある児童生徒に対する適切な教育的支援を行うため、医療、福祉の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成、実施、評価の充実に努めます。	・個別の教育指導計画 ・個別の教育支援計画 (教育センター)
④障害特性に応じた指導体制の強化	障害特性に配慮した教育の充実を図るため、職員研修を充実し、教職員等の資質向上に努めます。また、学校支援員を配置し、通常学級・特別支援学級において、配慮を要する児童生徒に対して支援を行います。	・研修会の実施 ・学校支援員の配置 (学校教育課)
⑤障害特性に対応した施設・設備の整備	支援を必要とする児童生徒等の障害特性に対応した機器、設備等の整備や既存設備の維持保全を継続して実施します。	・施設整備事業：多機能トイレ、スロープ、手すり、階段昇降補助エレベーター設置 (教育総務課)

7 雇用・就労の促進

【現状と課題】

障害のある人が安心して就労にチャレンジするためには、障害特性や能力に応じた支援や障害に対する理解の促進が必要です。また、個々の状況にあった就労に向けて、求職活動に対する支援や特別支援学校との連携の強化が重要になります。

令和4年の障害者総合支援法等の改正により、「就労選択支援」の創設、短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者）の実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化が定められ、法定雇用率については段階的に引き上げが行われています。今後も、民間企業等への働きかけにより多様な就労の機会を確保するとともに、就労定着支援の推進など、雇用の質の向上に向けた取組についても、関係機関との連携を強化し、支援の充実を図っていくことが必要になります。

また、一般就労が困難な障害のある人が働くことの喜びや達成感を得ながら、地域における自立した生活の実現をめざすため、障害者就労施設等の工賃の向上を図る等、福祉的就労の充実を推進していくことが求められています。

【各種施策の方針】

7-1 障害者雇用の促進

障害者の雇用を支援する各種制度の周知・活用を促進しながら、企業等における障害者雇用の拡大に向けた取組を推進します。

施策名	内 容	事業（所管課）
①企業開拓の推進	町内の企業に対し、障害者就労支援センターやハローワーク、商工会等と連携しながら障害者雇用推進法に基づいた障害者雇用にかかわる助成制度、雇用納付金制度等について周知し、障害者雇用について理解を促進するとともに、安定した雇用の確保を支援します。	・商工会等を通じた町内事業所への働きかけ （産業振興課、福祉課） ・障害者就労支援センター （福祉課）
②卒業後の円滑な就労支援	障害特性に応じた柔軟な対応を行い、特別支援学校卒業後の円滑な就労支援を目的とした職場開拓等の充実をめめます。	・障害者就労支援センター （福祉課）
③町職員の障害者雇用の推進	本町職員の採用における障害者の雇用を推進し、個々の能力・適性に応じた配置を行うとともに、能力が発揮できる職務の開拓に努めます。	・障害者枠での町職員の募集・採用 （総務課）

7-2 多様な就労支援・就業機会の確保

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、一般就労への移行・定着に向けた各種支援制度の活用及び雇用に関する情報提供の充実に努めます。また、一般就労が困難な障害のある人が働くことができる多様な就労の場を提供する事業所の確保・充実を図ります。

施策名	内 容	事業（所管課）
①就労移行支援の充実	相談支援専門員やサービス事業所をはじめ、就労移行支援にかかる関係機関の連携を強化するとともに、就労に必要な知識や能力の習得や向上のための訓練を行う事業所の確保に努め、就労移行支援の充実を図ります。	・就労移行支援 （福祉課）
②就労定着支援の利用促進	企業等に就業した障害のある人が就業を継続できるよう、障害者就労支援センターにおいて事業所・家族との連絡調整等の支援を行い、就業に伴って発生する課題への対応を行います。	・就労定着支援 ・障害者就労支援センター （福祉課）
③行政機関による調達等の推進	障害のある人が多く就業する企業や就労移行施設等に対し、物品の購入や業務委託など官公需にかかる発注機会の拡大を図ります。また、行政機関の庁舎内での販売機会を促進します。	・優先調達推進方針の推進 （福祉課）
④作業量の拡大と工賃向上への支援	就労継続支援施設等において生産された製品の紹介、業務委託の促進等を通じて、作業量の拡大と利用者の工賃向上を促進します。	・製品の紹介など工賃向上に向けた支援 （福祉課）

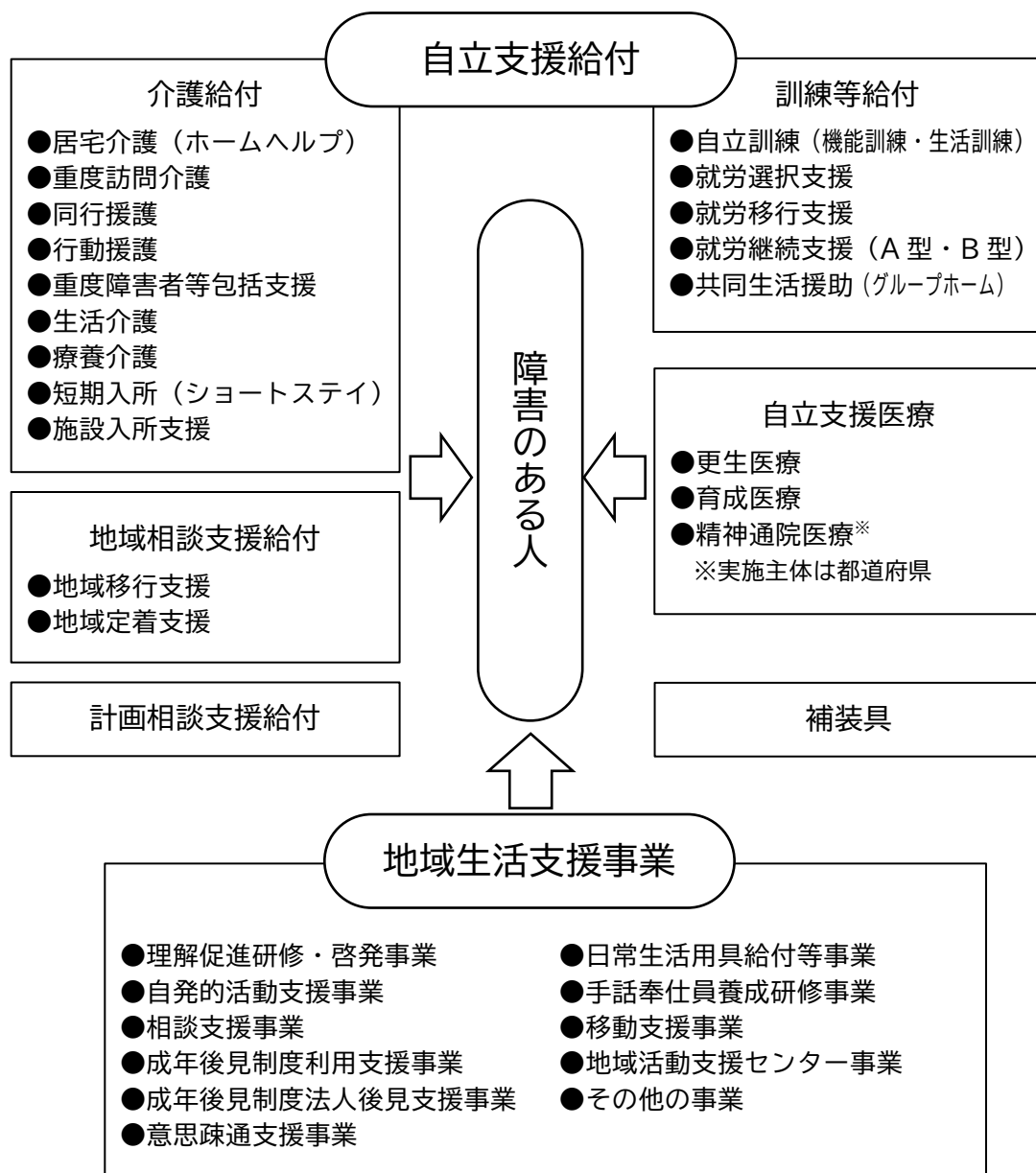
第 3 部 障害福祉計画 及び障害児福祉計画

第1章 障害福祉計画

1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、障害者総合支援法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、町の現状と課題を踏まえて、「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」の提供体制の充実を図るための成果目標（数値目標）を設定し、さらに、これらの成果目標を達成するための活動指標を設定し、基本的理念の実現を目指します。



2 令和8年度に向けた成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県の考え方〕

地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。

《設定しない理由》

県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

上記のとおり、埼玉県では障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しないことから、本町でも設定しないこととします。

【成果目標】

項目	数値
令和4年度末時点の入所者数(A)	41人
令和8年度末時点の入所者数(B)	—
令和8年度末までの地域生活移行者数(C)	2人
令和8年度末までの地域生活への移行割合(C/A)	4.9%

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針及び県の考え方】

【国の基本指針】

- ①平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ②別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
- ③退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

【県の考え方】

国基本指針のとおり

※国の基本指針の①～③は、都道府県が成果目標を設定します。

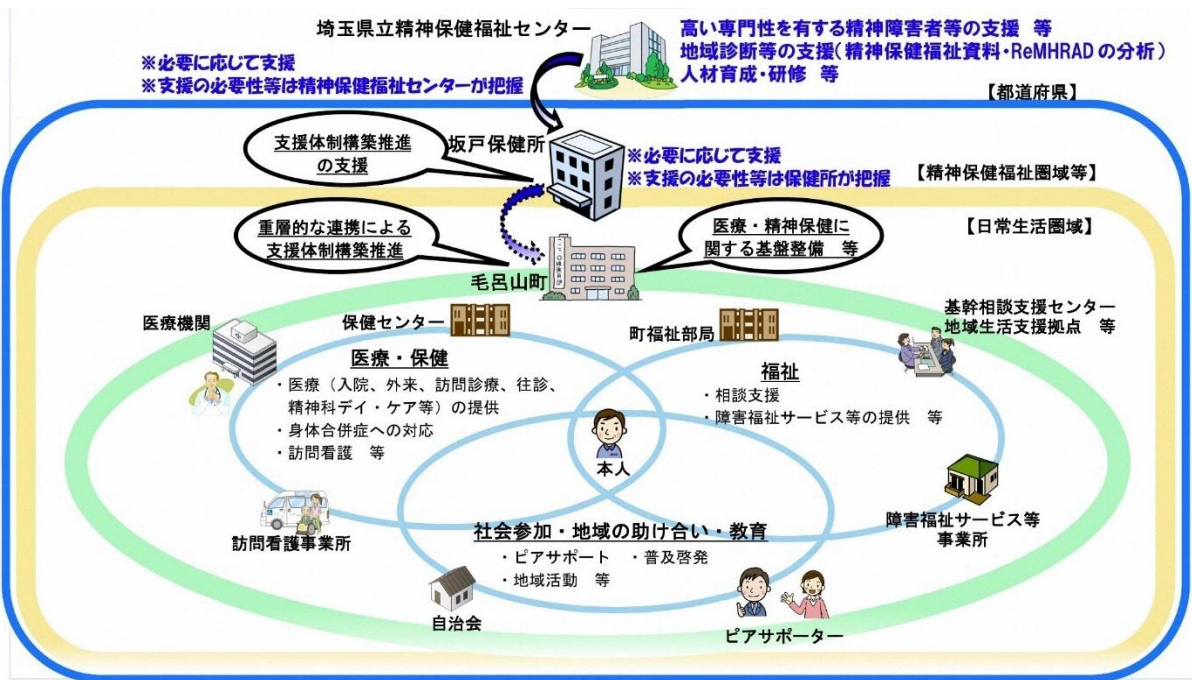
【活動指標】

項 目		活 動 指 標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の開催回数	回	1	1	1
協議の場への関係者参加者数	人	13	13	13
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標設定	有	有	有
	実施回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援利用者数	人	1	1	1
精神障害者の地域定着支援利用者数	人	1	1	1
精神障害者の共同生活援助利用者数	人	7	8	9
精神障害者の自立生活援助利用者数	人	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)利用者数	人	5	6	7

【目標実現に向けた取組】

精神障害のある人が地域の中で安心して自分らしく暮らすことができるよう、令和5年度に保健・医療・福祉関係者による協議の場として位置付けた毛呂山町障害者福祉計画策定委員会を中心に、支援体制の構築を進めます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る各機関の役割



<地域包括ケアシステム構築に係る連携支援体制のイメージ>

3層構造の主な役割	
【市町村単位の協議の場】	市町村に設置される精神障害に対応した部会や委員会等
	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉の関係者が集まる場を創出することによる「顔の見える関係」の構築 ・精神科病院に入院中の患者のうち地域移行の可能性のある患者についての事例検討 ・精神科病院から退院した精神障害者の地域定着についての事例検討 ・事例検討等から出てきた課題について整理し、広域的な検討事項については、圏域や県の協議の場に提案
【圏域単位の協議の場】	保健所ごとに設置する協議の場
	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療機関と市町村等地域の関係機関(医療と地域生活)の「つながり」の構築 ・多様な疾患ごとに明確化された精神科医療機関の医療機能についての情報提供、在宅医療に関する情報提供 ・市町村単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ・市町村単位の協議の場で協議された事例や地域課題、県が取り組む政策課題のうち、圏域で調整や検討をすべき内容についての協議
【埼玉県の協議の場】	埼玉県自立支援協議会精神障害者地域支援体制整備部会
	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村及び圏域単位の協議の場の設置・開催状況の把握、設置促進の支援 ・市町村単位の協議の場で協議された地域課題や、県が取り組む政策課題のうち、県で調整や検討をすべき内容についての協議

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

- ①令和 8 年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ②強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和 8 年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点の整備数	1 か所（設置済み）		
機能充実に向けた運用状況の検証・検討実施回数	年 1 回以上	年 1 回以上	年 3 回以上
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	検討	検討	検討
強度行動障害を有する人に対する支援体制の整備	検討	検討	検討

【目標実現に向けた取組】

障害のある人の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、地域において各サービスを複数の機関の連携により分担して整備する「面的整備型」により、地域生活支援拠点の機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実を図るとともに、緊急時における連絡体制の構築や強度行動障害がある人への支援体制について検討を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が五割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする。また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。

また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

■一般就労への移行者の増加率

項目	一般就労移行者数		増加割合
	令和3年度	令和8年度	
福祉施設から一般就労への移行	4人	6人	150%
うち就労移行支援事業	4人	6人	150%
うち就労継続支援A型	0人	0人	—
うち就労継続支援B型	0人	0人	—

■令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合

就労移行支援事業所数	うち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	数値
2事業所	1事業所	50%

■令和8年度の就労定着支援事業の利用者数

項 目	令和3年度	令和8年度	増加割合
就労定着支援事業の利用者数	4人	6人	150%

■令和8年度末の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

就労定着支援事業所数	うち就労定着率7割以上の 就労定着支援事業所	数値
1事業所	1事業所	100%

【目標実現に向けた取組】

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項目	令和8年度末の目標
基幹相談支援センターの設置	1か所(設置済み)
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	検討

【活動指標】

項目		活動指標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数	箇所	1	1	1
相談支援事業所に対する指導・助言件数	件	5	5	5
人材育成の支援件数	件	5	5	5
連携強化の取組の実施回数	回	2	2	2
個別事例の検討回数	回	3	4	5
主任相談支援専門員の配置数	人	0	0	0
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
相談支援事業参画による事例検討実施回数、参加事業者数・機関数	回	1	1	1
	事業者数	10	10	10
専門部会の設置数、実施回数	部会数	2	2	2
	回	3	3	3

【目標実現に向けた取組】

相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターを中心とした総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。また、入間西障害者地域自立支援協議会における個別事例検討の実施の体制の確保について、検討を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。

また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。

そこで、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【本町の成果目標】

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	令和8年度までに実施

【本町の活動指標】

項目		活動指標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修への町職員の参加者数	人	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制	実施有無	無	無	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施回数	0	0	1

【目標実現に向けた取組】

障害のある人や子どもが必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、毛呂山町障害者福祉計画策定委員会や入間西障害者地域自立支援協議会の場を活用して協議を進めます。

3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

第7期の障害福祉サービス及び相談支援等の利用者数及び利用時間（日数）については、第6期計画期間における利用実績の伸びなどを勘案しつつ、次のとおり見込んでいます。

(1) 訪問系サービス

<居宅介護>

障害のある人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助を行います。

<重度訪問介護>

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護を行います。

<同行援護>

視覚障害により、移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行います。

<行動援護>

知的障害または精神障害によって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

<重度障害者等包括支援>

障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護などの複数サービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込量

名称	単位	実績値				計画値		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	310	320	340	370	410	450	490
	人/月	31	32	34	37	41	45	49
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間/月	41	53	50	55	62	67	72
	人/月	9	10	11	12	13	14	15
行動援護	時間/月	3	6	9	9	9	12	12
	人/月	1	2	3	3	3	4	4
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
合計	時間/月	354	379	399	434	481	529	574
	人/月	41	44	48	52	57	63	68

※令和5年度は見込値（以下、同じ）

【見込量確保のための方策】

今後、障害者の高齢化の進展に伴い、需要がさらに拡大すると見込まれることから、関係機関と連携しながら、ヘルパー等の人材確保に努め、供給体制の確保を図ります。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要であり、障害支援区分4以上である人、または50歳以上で障害支援区分が3以上である人に対して、昼間の入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

■生活介護の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	1,510	1,603	1,636	1,680	1,718	1,756	1,795
利用者数(人/月)	80	84	86	88	90	92	94

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

②自立訓練（機能訓練）

生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害のある人を対象に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練（機能訓練）の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	10	0	1	0	22	22	22
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

③自立訓練（生活訓練）

生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援が必要な障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

■自立訓練（生活訓練）の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	116	143	100	77	117	117	117
利用者数(人/月)	7	8	6	5	7	7	7

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

④就労選択支援【新規】

就労アセスメントの手法を活用し、就労先・働き方について本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

■就労選択支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)						1	3

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑤就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

■就労移行支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	205	186	173	201	217	233	267
利用者数(人/月)	12	11	10	12	13	14	16

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じ、一般就労に必要な知識や能力を養い、適正に合った就労や職場の定着を図り、事業所における移行率向上に努めます。

⑥就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援（A型）の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	27	34	43	57	60	60	60
利用者数(人/月)	2	2	3	4	4	4	4

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑦就労継続支援（B型）

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

■就労継続支援（B型）の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用日数(日/月)	1,276	1,303	1,404	1,429	1,464	1,499	1,534
利用者数(人/月)	72	74	80	81	83	85	87

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑧就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

■就労定着支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	4	4	5	4	5	6	7

【見込量確保のための方策】

平成30年度に創設された事業であるため、引き続き事業の周知に努め、積極的な利用を推進します。

⑨療養介護

病院などへの長期入院による治療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障害支援区分6で、気管切開を伴う呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害支援区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

■療養介護の見込量

	実績値				計画値		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	15	15	16	16	16	16	16

【見込量確保のための方策】

利用者のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

⑩短期入所（福祉型・医療型）

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障害のある人や子どもに対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■短期入所の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	2	22	8	13	19	19	22
利用者数(人/月)	1	3	3	5	5	5	6

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある人の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

■自立生活援助の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

実績から、利用は見込んでいませんが、サービスの周知を図るとともに、事業所の新規参入を働きかけます。

② 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日等に共同生活を行う住居で、地域における自立した日常生活に向けて介護や相談等の支援を行います。

■共同生活援助（グループホーム）の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	45	45	60	58	63	67	71

【見込量確保のための方策】

施設の設置などの基盤整備に当たっては、地域の理解が不可欠であることから、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう幅広く啓発を行います。

③ 施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

■施設入所支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	44	45	43	42	42	41	40

【見込量確保のための方策】

施設入所者が地域生活へ移行できるように福祉サービスの充実を図りながら、地域との連携に努めます。

(4) 相談支援

計画相談支援とは、障害福祉サービスを利用するすべての障害のある人や子ども及び地域相談支援を利用する障害のある人を対象に、支給決定を行う際にサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。

地域移行支援とは、障害者施設に入所している障害のある人や入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。

地域定着支援とは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

■計画相談支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	44	46	53	52	57	62	67

■地域移行支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	1

■地域定着支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	1	1

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族にニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

4 地域生活支援事業の推進

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

共生社会の実現を図るため、地域社会の住民に対して障害のある人や子どもに対する理解を深めるための研修・啓発を行います。

②自発的活動支援事業

障害のある人や子どもの自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人や家族、地域住民等による自発的な取組を支援します。

③相談支援事業

<障害者相談支援事業>

障害のある人や子どもや家族等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供及び助言などの支援を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等に専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。

<住宅入居等支援事業>

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障害者や精神障害者に対し、入居に必要な調整等を行います。

■相談支援事業等の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基幹相談支援センター等機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、相談支援体制の充実強化を図ります。なお、住宅入居等支援事業については見込んでいませんが、今後、事業実施に向けて検討していきます。

④成年後見制度利用支援事業等

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障害のある人または精神障害のある人に対し、制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業については、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

■成年後見制度利用支援事業等の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業実利用件数(件)	0	1	1	1	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

【見込量確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業については、利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の充実に努めます。また、成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見の体制の充実に努めます。

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障害のある人や子どもが社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

■意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用件数（件/年）	193	229	204	210	214	214	214

【見込量確保のための方策】

手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業については、利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

なお、手話通訳者設置事業及び手話や要約筆記以外の意思疎通支援については、今後、事業実施に向けて検討していきます。

⑥日常生活用具給付等事業

重度障害のある人や子どもの日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付・貸与を行います。

■日常生活用具給付等事業の利用件数の見込量

単位：件／年

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	0	0	2	0	0	0	0
自立生活支援用具	4	2	5	13	5	5	5
在宅療養等支援用具	8	2	4	4	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	5	13	2	14	10	10	10
排泄管理支援用具	880	935	978	1,022	1,067	1,115	1,165
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1	0	1	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施及び事業の適正運用に努めるとともに、利用者のニーズに応じた種目・品目の拡大について検討します。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■手話奉仕員養成研修事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
受講者数（人/年）	11	8	7	5	12	10	12
修了者数（人/年）	10	8	7	5	12	10	12

【見込量確保のための方策】

関係機関と連携し、計画的に講習会を実施するとともに、修了者の活動機会の拡充を図ります。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人や子どもについて、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出支援を行います。

■移動支援事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実利用者数(人/年)	35	34	38	40	40	42	44
利用時間数(時間/年)	2,634	2,495	2,700	2,926	2,926	3,072	3,218

【見込量確保のための方策】

屋外での移動が困難な障害のある人や子どもに対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

⑨地域活動支援センター事業

地域で生活する精神障害のある人の日中活動の場として、地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供したり、日常生活の支援や様々な相談への対応、地域の関係機関・団体との連携・協力による各種の交流活動への参加支援などの支援事業を展開します。

■地域活動支援センター事業の見込量（毛呂山町分）

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1
実利用者数(人/月)	20	26	24	20	22	22	22

【見込量確保のための方策】

利用者やその家族のニーズに応じたサービスの提供ができるような支援の実施に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

障害のある人や子どもの日中活動の場を確保し、障害のある人や子どもを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■日中一時支援事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用時間(時間/年)	3,355	2,817	2,105	2,915	3,000	3,000	3,000
実利用者数(人/月)	9	7	8	11	11	11	11

【見込量確保のための方策】

需要の把握を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

②訪問入浴サービス事業

家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害のある人や子どもを対象に、訪問入浴車により障害のある人や子どもの居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。

■訪問入浴サービス事業の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用回数(回/年)	51	46	48	52	52	52	52
実利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1	1

【見込量確保のための方策】

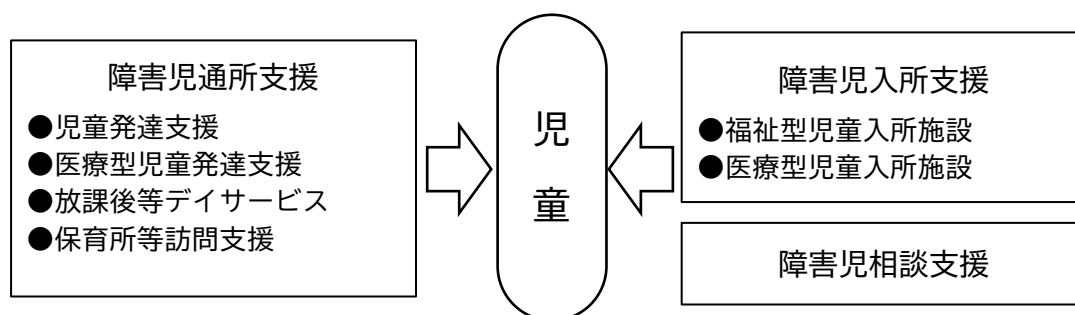
需要の把握を図りつつ、提供体制の確保に努めます。

第2章 障害児福祉計画

1 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

本計画は、国の基本指針の改正内容に即して、児童福祉法に基づくサービスの整備目標とその確保のための方策について定めます。

基本的な考え方は、町の現状と課題を踏まえて、「障害児通所支援」と「障害児相談支援」の提供体制の充実を図るための成果目標（数値目標）を設定し、さらに、これらの成果目標を達成するための活動指標を設定し、基本的理念の実現を目指します。



2 令和 8 年度に向けた成果目標及び活動指標

障害のある子どもの健やかな育成のために必要な支援の提供体制の確保に関して、国の基本指針等を踏まえ、以下の3つの項目について本計画の成果目標として設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援等の提供体制の整備等を計画的に進める観点から、令和 8 年度までの児童発達支援センターの整備に関する目標値を設定します。

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。

また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標
令和 8 年度末まで、児童発達支援センターの設置数	1 か所（設置済み）
令和 8 年度末まで、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	検討

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

医療的ケアを要する児童が適切な支援を受けられるよう、令和8年度までの医療的ニーズへの対応に関する目標値を設定します。

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	令和8年度までに1カ所設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	令和8年度までに1カ所設置

(3) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等の福祉や医療等の関係分野について一定の知識を有し、その暮らしの設計を手助けできる調整者（コーディネーター）として養成された相談支援専門員等を配置します。

【国の基本指針及び県の考え方】

〔国の基本指針〕

令和8年度末までに、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

〔県の考え方〕

国基本指針のとおり

【成果目標】

項 目	目 標
医療的ケア児等が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	設置済み
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1名配置済み

(4) 発達障害のある子どもや発達障害のある人及び家族等への支援体制の確保

発達障害等の早期発見・早期支援には、発達障害のある子どもや発達障害のある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害のある子どもや発達障害のある人及びその家族等に対する支援体制を確保します。

■発達障害のある子どもや発達障害のある人及び家族等への支援体制の実施見込量

単位：人／月

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントトレーニング※またはペアレントプログラム※	受講者数	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	実施者数	0	0	1
ペアレントメンター※の人数	人数	0	0	1
ピアサポート※の活動への参加人数	参加者数	0	0	1

※ペアレントトレーニング

発達障害のある子どもの保護者が自分の子の行動を理解したり、発達障害の特性を理解した褒め方やしかり方を学ぶための支援のこと。

※ペアレントプログラム

育児に不安のある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

※ペアレントメンター

発達障害のある子どもの保護者等であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない保護者等に対して助言を行う人のこと。

※ピアサポート

「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉で、同じ問題や環境を体験する人が、対等な関係性の仲間で支えあうこと。

3 サービスの見込量と見込量確保のための方策

①児童発達支援

未就学の障害のある子ども（発達障害のある子どもを含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う事業です。

■児童発達支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	98	122	137	68	128	144	160
利用者数(人/月)	11	15	16	11	16	18	20

【見込量確保のための方策】

利用者は増加傾向にあり、今後も関係機関等と連携しながらニーズを把握するとともに、関係者の理解・協力を得ながら早期に必要な療育を受けることができるための支援の充実を図ります。

②医療型児童発達支援

肢体不自由のある子どもが、医療型児童発達支援センター、または指定医療機関等に通り、児童発達支援及び医療の提供を行います。

■医療型児童発達支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	0	0	0	0	0	0	0
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

【見込量確保のための方策】

圏域内の他市町や関係機関等と連携し、サービスを提供できる体制の確保に努めます。

③放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

■放課後等デイサービスの見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用時間(時間/月)	674	737	774	918	977	1,019	1,061
利用者数(人/月)	76	83	95	114	115	120	125

【見込量確保のための方策】

利用者は増加傾向にあり、今後も関係機関等と連携しながらニーズを把握するとともに、関係者の理解・協力を得ながら早期に必要な療育を受けることができるための支援の充実を図ります。

④保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある子どもやその他の気になる児童を対象に、障害のある子どもに対する指導経験のある児童指導員・保育士等が訪問し、本人や施設スタッフに対し専門的な支援を行う事業です。

■保育所等訪問支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	0	0	0	0	2	2	2
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

圏域内の他市町や関係機関等と連携し、サービスを提供できる体制の確保に努めます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のある子どもで、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行います。

■居宅訪問型児童発達支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用日数(日/月)	0	0	0	0	4	4	4
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	1	1

【見込量確保のための方策】

圏域内の他市町や関係機関等と連携し、サービスを提供できる体制の確保に努めます。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用する障害のある子どもを対象に、支給決定を行う際に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間後において、サービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し等を行います。

■障害児相談支援の見込量

	実績値				計画値		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
利用者数(人/月)	9	11	10	12	13	14	15

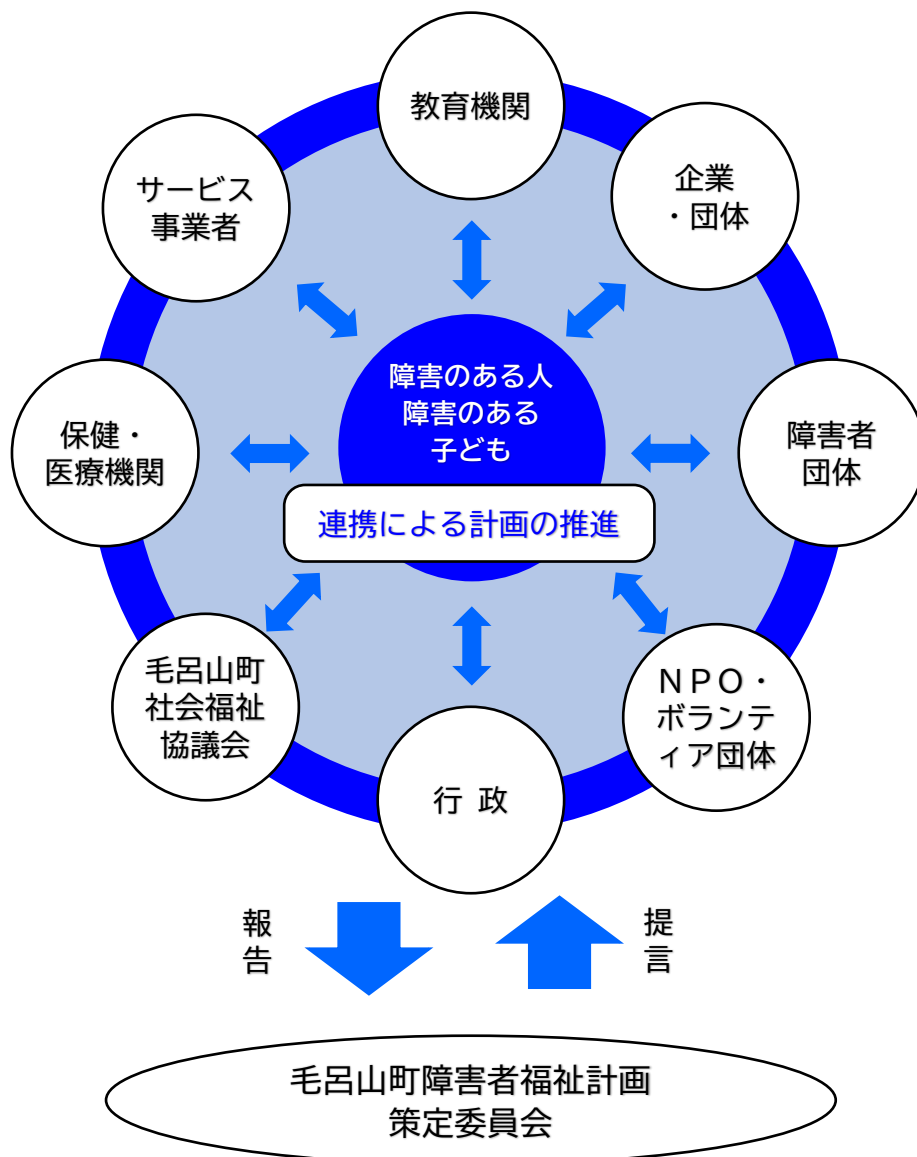
【見込量確保のための方策】

利用者は増加傾向にあり、今後も関係機関等と連携しながら提供体制の確保を図ります。

第4部 計画の推進体制と点検・評価

第1章 計画の推進体制

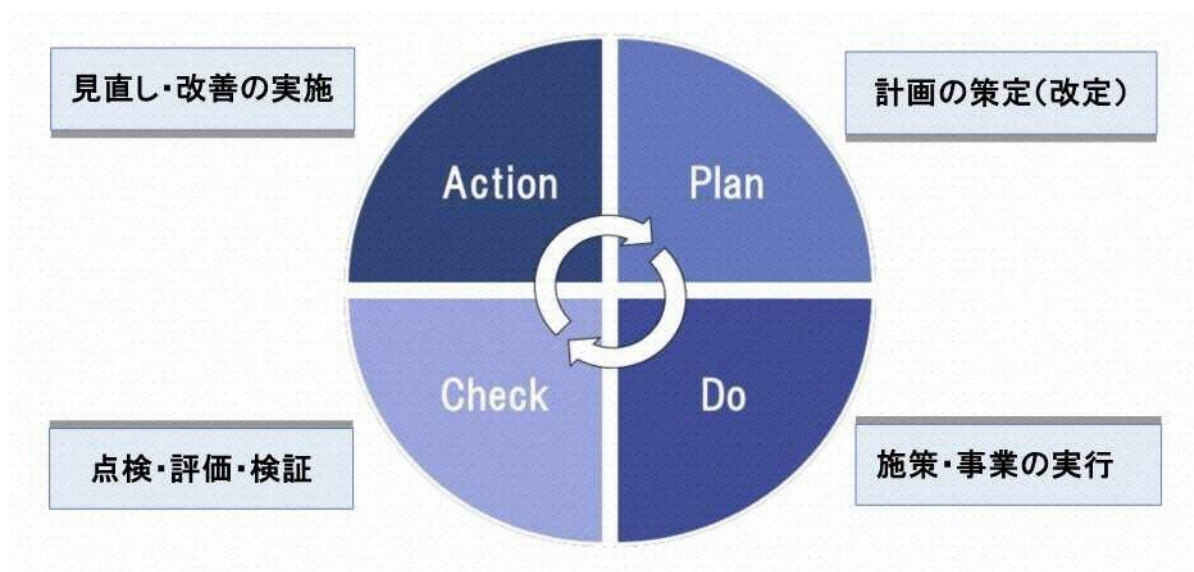
本計画の推進に当たっては、福祉課を中心に、高齢者支援課や子ども課、学校教育課などの町の行政各部署が横断的に連携する体制を強化するとともに、毛呂山町障害者福祉計画策定委員会や障害者団体、サービス事業者、毛呂山町社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、保健・医療機関、教育機関その他の関係者・関係団体等と連携し、全ての住民の協力のもと、町全体で取り組むものとします。



第2章 計画の点検・評価

本計画には、PDCAサイクル【Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）】を導入します。

また、本計画で設定した目標等については、令和8年度までの毎年度の実績や進捗状況を点検・把握し、結果を「毛呂山町障害者福祉計画策定委員会」に報告して評価を行います。必要があると認めるときは、施策の変更や事業の見直し等の措置を講じるとともに、計画最終年度には全体総括を行って、次期計画の策定に反映していきます。



資料編

1 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

令和5年3月16日

告示第36号

(設置趣旨)

第1条 この要綱は、毛呂山町附属機関設置条例(合扣5年毛呂山町条例第4号)第3条の規定に基づき、毛呂山町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 障害者団体の関係者
- (2) 社会福祉団体の関係者
- (3) 教育、雇用の関係者
- (4) 保健、医療の関係者
- (5) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長は委員の互選とし、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、説明は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た個人の情報その他秘密にすべき事項を他にしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(毛呂山町障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

2 毛呂山町障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱(平成23年毛呂山町告示第64号)は、廃止する。

2 毛呂山町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日

[敬称略・順不同]

選出区分	氏名	職業等	備考
障害者団体の関係者 (第1号)	中島 郁子	NPO 法人マイムマイム 代表	
社会福祉団体の関係者 (第2号)	笠木 素子	社会福祉法人育心会 理事長	委員長
	福島 雄大	社会福祉法人埼玉医療福祉会 精神障害者地域活動支援センターのぞみ 施設長	副委員長
	松田 由美子	毛呂山町民生委員・児童委員協議会 障害福祉部会 部会長	
教育、雇用の関係者 (第3号)	山崎 仁之	埼玉県立毛呂山特別支援学校 校長	
	佐野 ますみ	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 アスポート相談支援センター埼玉西部毛 呂山出張所 相談支援員	
保健、医療関係者 (第4号)	岡島 宏明	社会福祉法人埼玉医療福祉会 丸木記念福祉メディカルセンター 副病院長	
	橋本 孝子	社会福祉法人埼玉医療福祉会 光の家療育センター 相談員	
	福田 祐子	学校法人埼玉医科大学 訪問看護ステーション 管理者	
	栗原 弥生	毛呂山町保健センター 副所長	
識見を有する者 (第5号)	鈴木 美和	身体障害者相談員	
	櫻井 薫	知的障害者相談員	
	瀬山 亜佳子	毛呂山町教育委員会 教育委員	

3 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 毛呂山町障害者計画、毛呂山町障害福祉計画及び毛呂山町障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定のため、毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定、変更に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(部会長及び副部会長)

第3条 作業部会に部会長及び副部会長をそれぞれ1人置く。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 作業部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 作業部会は、部会員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 作業部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等の要求)

第5条 作業部会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その必要な協力を求めることができる。

(部会員の任期)

第6条 部会員の任期は、任命の日から第2条に定める所掌事項が終了するときまでとする。ただし、部会員が欠けた場合における補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

4 毛呂山町障害者福祉計画庁内策定作業部会員名簿

任期：令和5年7月20日～令和6年3月31日

区 分	所 属	職 名	氏 名
部 会 長	福祉課	副 課 長	綿貫 能理子
副部会長	福祉課 (障害福祉係)	係 長	井上 龍太郎
書 記	〃	主 任	安谷屋 祐太
部 会 員	総務課 (消防防災係)	主 幹 兼 係 長	小山 正史
〃	総務課 (職 員 係)	係 長	長谷川 晃
〃	企画財政課 (DX推進係)	主 幹 兼 係 長	栗島 瑞樹
〃	管財課 (管財係)	係 長	内野 益穂
〃	高齢者支援課 (高齢者福祉係)	係 長	細井 英司
〃	子ども課 (子育て支援係)	係 長	増村 早苗
〃	子ども課 (保育園)	副 所 長 兼 園 長	加藤 陽子
〃	保健センター (保 健 係)	副 所 長 兼 係 長	遠藤 ゆかり
〃	生活環境課 (交通防犯係)	係 長	荻野 睦
〃	産業振興課 (商工観光係)	係 長	長嶺 忍
〃	まちづくり整備課 (開発建築係)	主 幹 兼 係 長	小輪瀬 晃
〃	教育総務課 (管 理 係)	係 長	岩田 大佑
〃	学校教育課	指導主事	新井 敬
〃	生涯学習課	係 長	横溝 明彦
〃	社会福祉協議会 (事 業 係)	主 幹	松本 豊

5 入間西障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制の整備を図るとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するため、毛呂山町、越生町及び鳩山町（以下「関係町」という。）を圏域とし、入間西障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における障害者等への相談支援体制に関すること。
- (2) 地域における関係機関の連携強化に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 困難事例への対応、調整等に関すること。
- (5) 相談支援従事者の質の向上を図るための体制構築に関すること。
- (6) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (7) 基幹相談支援センターの設置方法、運営評価等に関すること。
- (8) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (9) 法第88条第1項に規定する関係町の障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する関係町の障害児福祉計画の策定に係る協議及び進捗状況の把握や必要に応じた助言に関すること。
- (10) 前各号に定めるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、全体会、専門部会及び運営会議をもって構成する。

2 協議会は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる機関団体等の代表者及び実務担当者のうちから関係町が協議の上、第12条に規定する事務局である町の長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係機関
- (4) 障害者関係団体
- (5) 教育、雇用関係機関
- (6) 商工業関係団体
- (7) 権利擁護関係者
- (8) 学識経験者
- (9) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

(10) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 全体会の議事は、出席委員の過半数の賛成により決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、全体会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門部会は、協議会の円滑な運営を図るため、障害者の地域生活に関する問題及び障害者施策等に関する課題について協議することを目的とし、必要に応じて全体会の承認を得て設置する。

2 専門部会は、委員及びその他必要な関係者による部会委員をもって組織し、会長が委嘱する。

3 専門部会に、部長及び副部長をそれぞれ1人置き、部会委員の互選によりこれを定める。

4 部長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部長は、必要があると認めるときは、専門部会に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聴取し、又は資料を求めることができる。

(運営会議)

第8条 運営会議は、課題の整理、地域課題の集約、困難事例等情報の整理及び分析のほか、協議事項や提出書類の調整等、協議会全体の運営に関する協議等並びに総合的な進捗管理を行うことを目的とし、設置する。

2 運営会議は、関係町の障害福祉所管課職員、入間西障害者相談支援センター職員及び相談支援専門員をもって組織する。

3 運営会議の長は、第12条第1項に規定する事務局の課長をもって充てる。

4 運営会議の庶務は、第12条第1項に規定する事務局において処理する。

(会議の公開等)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の人を

識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものに該当する情報に関し協議する場合。

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な協議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないなど、適正な会議運営が損なわれるおそれがある場合。

(秘密の保持)

第10条 協議会の委員及びその事務に従事する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(経費の支弁等)

第11条 協議会の委員に対する報償金及び会議等に要する費用は、関係町が負担する。

2 前項の規定により関係町が負担すべき額は、関係町において決定する。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 協議会の事務局は、関係町の障害福祉所管課の輪番により置くものとする。

2 前項の輪番は、第1条に規定する関係町の順によるものとし、その期間は2年とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の全体会の招集は、毛呂山町福祉課長が行う。

3 この要綱の施行後最初に委嘱され、又は任命された委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

4 入間西障害者地域総合支援協議会設置要綱（平成19年3月1日施行、最終改正令和2年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

6 入間西障害者地域自立支援協議会委員名簿

事業区分	氏名	所属等	区分
障害福祉サービス事業者	笠木 素子	社会福祉法人 育心会	会長
障害福祉サービス事業者	清水 秀行	社会福祉法人 ありす福祉会 聖神学園	副会長
障害福祉サービス事業者	吉澤 八寿子	社会福祉法人 かえで	副会長
障害福祉サービス事業者	福島 雄大	社会福祉法人 埼玉医療福祉会 地域活動支援センターのぞみ	
障害福祉サービス事業者	山崎 實	合同会社 YAMAHIRO 放課後等デイサービスみのるクラブ	
障害福祉サービス事業者	和田 祐一郎	社会福祉法人 埼玉医療福祉会 光の家療育センター	
障害者関係団体	中島 郁子	NPO法人 マイムマイム	
教育・雇用関係機関	高坂 純一	入間西障害者就労支援センター	
教育・雇用関係機関	山崎 仁之	埼玉県立毛呂山特別支援学校	
権利擁護	坂口 淳	越生町社会福祉協議会	
権利擁護	佐藤 誠一郎	鳩山町社会福祉協議会	

7 策定経過

開催日	委員会等	審議内容等
令和5年 2月1日～3月24日	障害福祉に関するアンケート調査の実施	
7月20日～8月10日	第1回 庁内作業部会	・計画の進捗状況の評価 ・計画の進捗状況の評価ヒアリング
8月31日	第1回 策定委員会	・計画の概要について ・アンケート調査結果報告
11月2日	第2回 策定委員会	・計画の進捗状況・評価結果報告 ・計画課題・骨子について
11月22日～12月5日	第2回 庁内作業部会	・計画素案の検討、校正
12月19日	第3回 策定委員会	・計画素案について
令和6年 1月25日～2月14日	パブリック コメント	・意見2件
1月26日	入間西障害者 地域自立支援 協議会全体会	・計画素案の説明、意見聴取
2月28日	第4回 策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・毛呂山町障害福祉計画案について

第5期 毛呂山町障害者福祉計画
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

令和6（2024）年3月

発行 毛呂山町

編集 毛呂山町 福祉課

〒350-0493 埼玉県入間郡毛呂山町中央2丁目1番地

電話 049-295-2112（代）

F A X 049-295-2126

U R L <https://www.town.moroyama.saitama.jp/>

MAIL fukusi@town.moroyama.lg.jp